

# **第1章 総 論**

# I 計画の基本的な考え方

## 1 計画の趣旨

平成12（2000）年に介護保険がスタートして以来、5期15年が経過しました。この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

こうした中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの構築を実現する必要があります。そのために、介護サービスの充実を図り、市民一人ひとりが健康づくり、支援体制づくりを自分自身の問題として捉え、地域住民の協働による福祉の推進、福祉を通した地域づくりを進めることが重要な課題となっています。

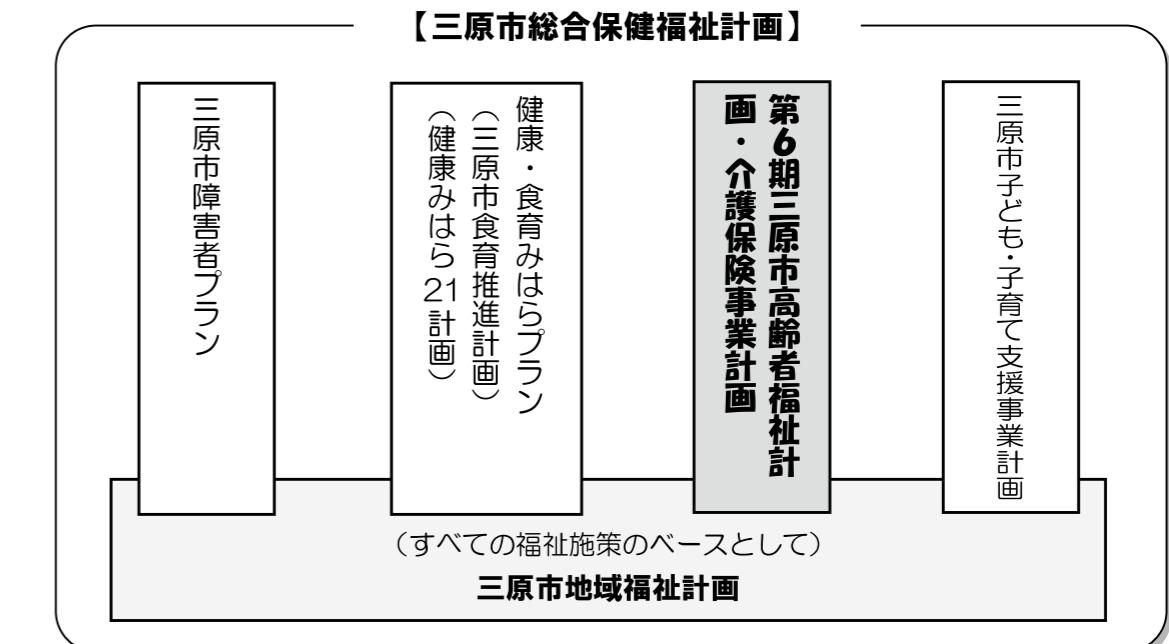
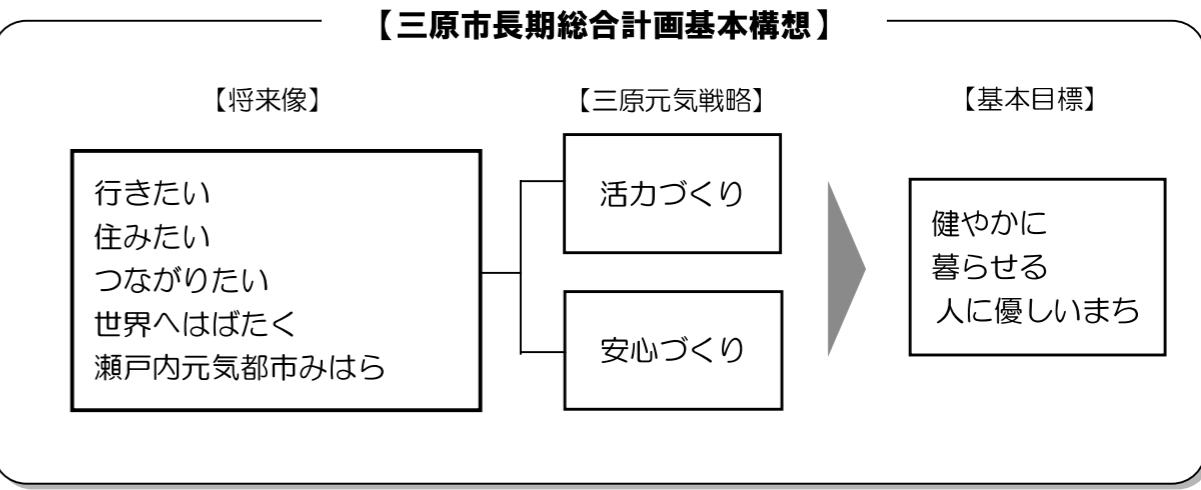
本市では、平成24（2012）年3月に「第5期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。今回の計画策定においては、これらの取組などを基礎としつつ、社会情勢の変化に対応しながら、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定めます。「第6期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画という。）は、こうした具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画とをあわせ、一体的に策定するものです。

さらに、「三原市長期総合計画」、「三原市総合保健福祉計画」、その他の関連計画、及び国、広島県の関連計画、指針等と整合性を図った計画とします。

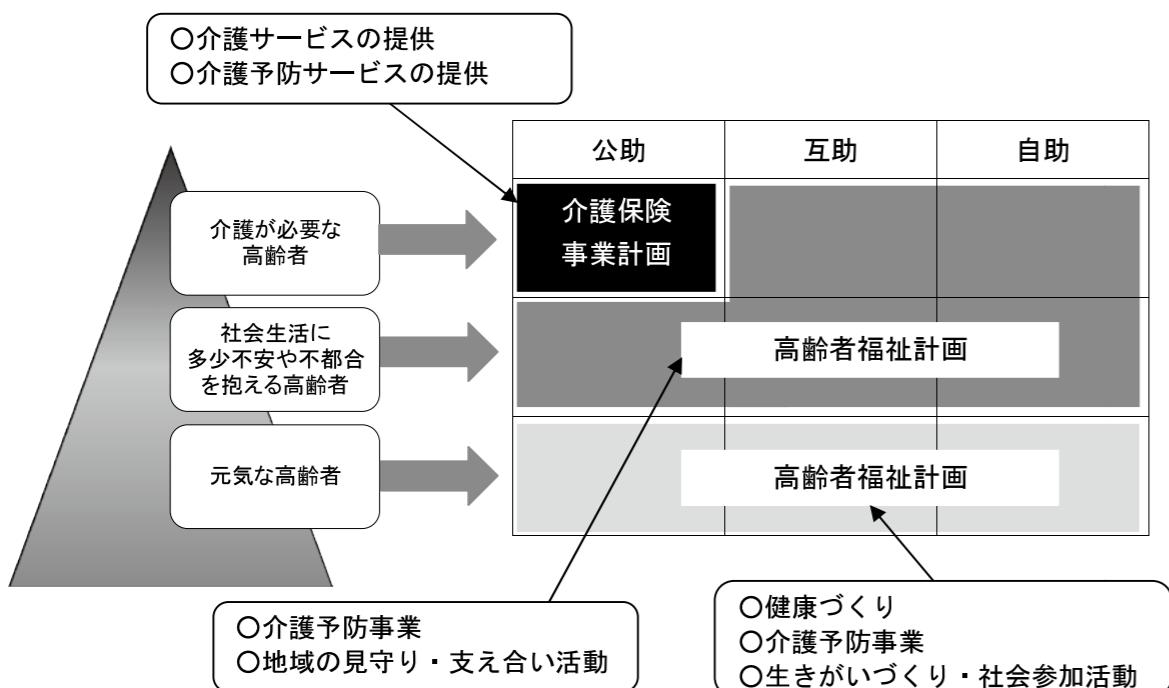
### ■本計画の位置づけ



本計画では、第5期計画を継承し、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、あらゆる健康レベルの高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭でいきいきと住み続けられるよう、「自助」「互助」「公助」のバランスを考慮した保健福祉サービスや介護サービス提供体制の整備を進めます。

介護が必要な高齢者	社会生活に多少不安や不都合を抱える高齢者	元気な高齢者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業計画に基づき、本人の自立や在宅生活の支援、要介護度の改善や介護負担の軽減につながるよう、適切な介護サービス及び介護予防サービスを提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域住民による見守りや支え合いを充実させます。また、介護予防事業を積極的に推進し、いきいきとした生活を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が、永年蓄積してきた知恵や技術を活かして、生きがいを感じたり活躍できる場があり、社会参加を促進する環境整備を行うとともに、健康づくりや介護予防事業により、健康寿命の延伸を図り、いつまでも元気が持続するよう支援します。</li> </ul>

#### ■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関連図



※第5期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画から抜粋

## 3 計画期間

介護保険事業計画は、3年を1期として定められています。

このため、第6期計画となる本計画の期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間とします。

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
前回計画(第5期)						本計画(第6期)		
次期計画								

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々で構成される「三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において本市のめざすべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や議題、対策、今後の方向性などを中心に協議を行いました。

また、日常生活圏域ニーズ調査やヒアリング調査から寄せられた幅広い意見や、居宅介護支援事業所を通じて把握した重度の在宅要介護者の実態なども参考にしました。

### (1) 日常生活圏域ニーズ調査・介護サービスニーズ調査の実施

高齢者の生活実態、介護保険や高齢者福祉サービスに対する考え方や意識、満足度や今後の利用意向、市内介護保険事業者の事業状況や今後の事業展開等を計画に反映するため、一般高齢者、介護保険の要支援・要介護認定者を対象として、「日常生活圏域ニーズ調査」「介護サービスニーズ調査」を実施しました。

調査票	日常生活圏域ニーズ調査	介護サービスニーズ調査
調査対象者	65歳以上の市民で、要介護認定を受けていない高齢者及び要支援1～要介護2の認定を受けている高齢者から無作為抽出	65歳以上の市民で要介護3～5の認定を受けている高齢者から無作為抽出
調査数	5,000人	1,000人
調査方法	郵送による配布回収	
調査時期	平成26(2014)年6月16日(月)～6月30日(月)	
調査票回収数	3,454人	474人
調査票回収率	69.1%	47.4%

## (2) 三原市医師会、三原市歯科医師会及び三原市薬剤師会会員アンケート調査の実施

三原市内における多職種連携の現状を把握し、今後の地域包括ケアに役立てるため三原市医師会・三原市歯科医師会・三原市薬剤師会に対して、「三原市医師会、三原市歯科医師会及び三原市薬剤師会会員アンケート調査」を実施しました。

調査票	三師会調査
調査対象者	三原市医師会、三原市歯科医師会、三原市薬剤師会の会員
調査数	313(医210、歯53、薬50)
調査方法	郵送による配布回収
調査時期	平成26(2014)年6月16日(月)～6月30日(月)
調査票回収数	164
調査票回収率	52.4%

## (3) サービス事業管理者調査・サービス事業従事者調査の実施

三原市内における介護サービスの現状を把握し、計画に反映させる目的でサービス事業管理者、サービス事業従事者に対して、「第6期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

調査票	サービス事業管理者調査	サービス従事者調査
調査対象者	介護サービスを提供している事業所の管理者	介護サービス事業に従事されている方
調査数	203	609
調査方法	郵送による配布回収	
調査時期	平成26(2014)年6月16日(月)～6月30日(月)	
調査票回収数	121	335
調査票回収率	59.6%	55.0%

## (4) 審議体制

### ○三原市総合保健福祉計画推進等委員会

第5期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、三原市総合保健福祉計画推進等委員会において、進捗管理及び評価を行いました。

### ○三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、公募市民、学識経験者、医療関係者、保健福祉関係者等によって構成される「三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の基本となる重要事項等について審議を行いました。

### ○府内体制

府内体制としては、保健福祉部の各課をはじめとする関係各課と連携をとりながら、計画策定のスケジュール管理や「三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」への資料作成及び審議内容の計画への反映等を行いました。

## (5) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

目的	本計画の案をホームページ等で公開し、市民からの意見を募集するため
対象者	市民
募集期間	平成27(2015)年1月5日(月)～1月30日(金)
結果	意見提出者数:3名 意見提出件数:7件

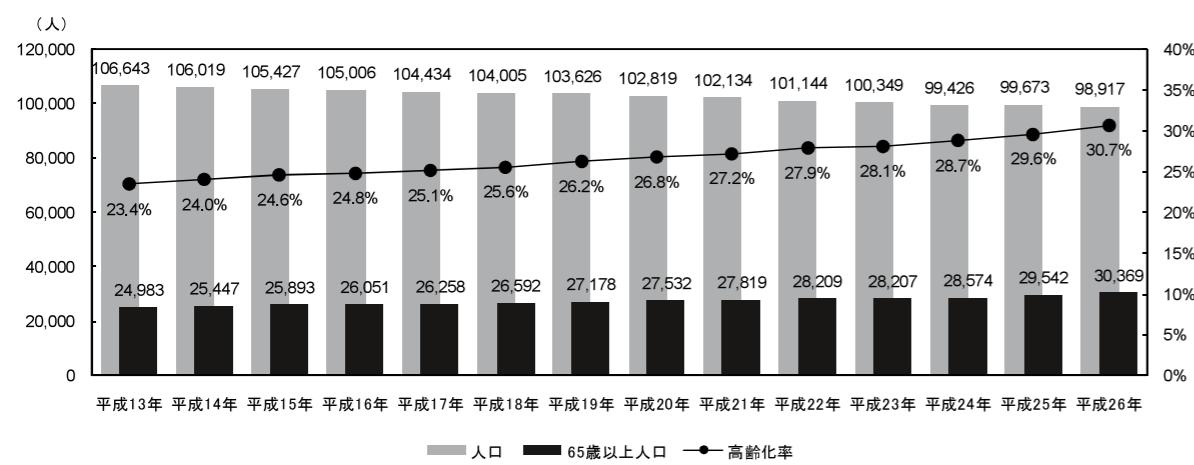
## II 三原市の高齢者を取り巻く現状

### 1 三原市の高齢者の状況

#### (1) 人口と高齢化率の推移

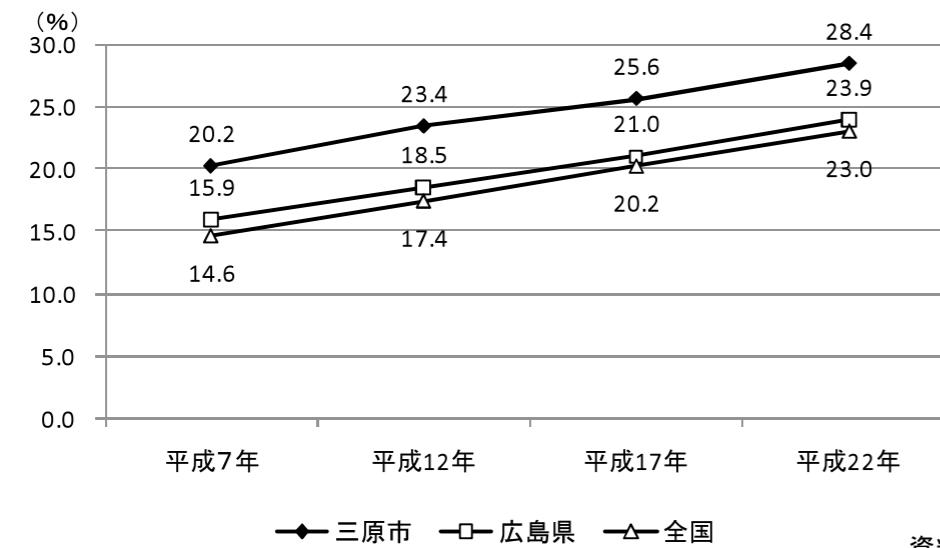
三原市の総人口は、平成26（2014）年3月31日現在で98,917人、65歳以上の人口は30,369人で、総人口に65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）は30.7%となります。総人口の減少、高齢者人口の増加が進んでいます。国勢調査による高齢化率について、国や広島県と比べると三原市は上回っており、国や広島県より高齢化が進んでいることがわかります。

#### ■人口及び高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

#### ■高齢化率の推移（全国・広島県との比較）



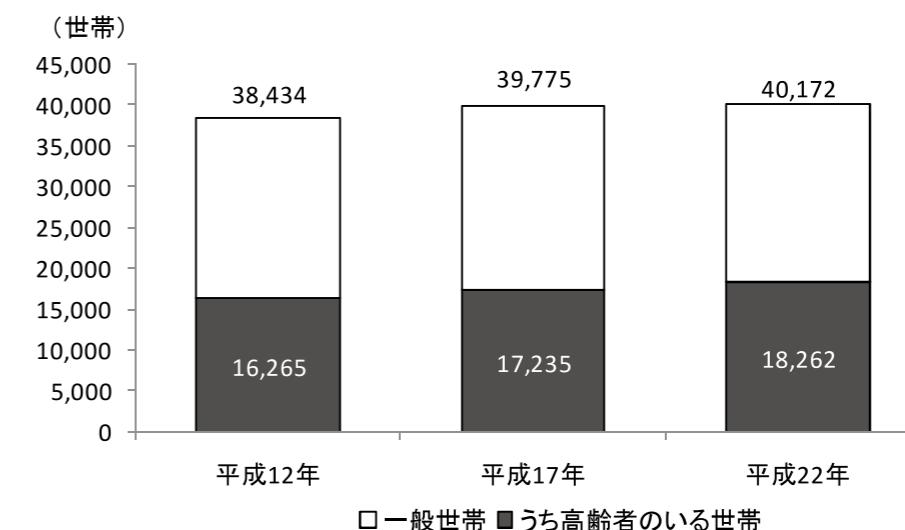
資料：国勢調査

### （2）高齢者のいる世帯

世帯の状況を見ると、平成22（2010）年には一般世帯が40,172世帯に対し、高齢者のいる世帯が18,262世帯と、一般世帯のうちの約半数近くとなっています。

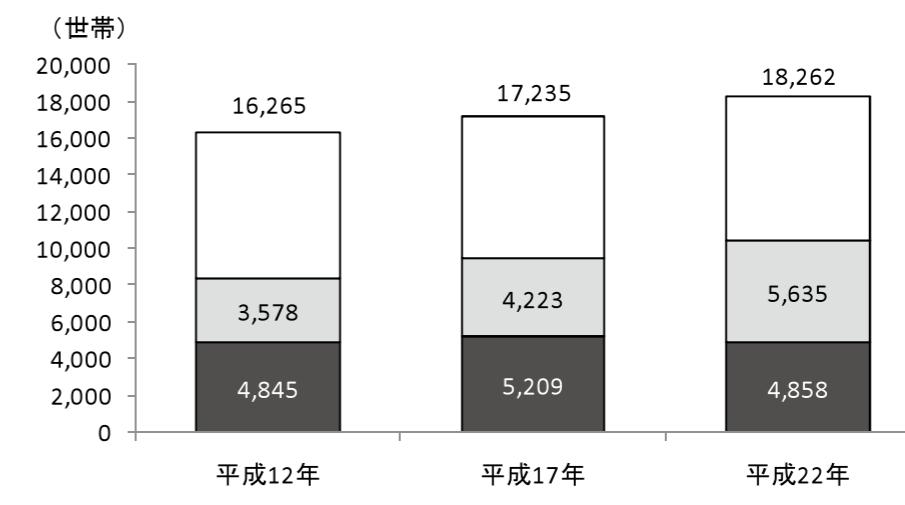
また、ひとり暮らし高齢者世帯が経年で増加しており、平成22（2010）年では高齢者のみ夫婦世帯数を上回っています。

#### ■世帯数及び高齢者のいる世帯の状況



資料：国勢調査

#### ■ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ夫婦世帯の状況



資料：国勢調査

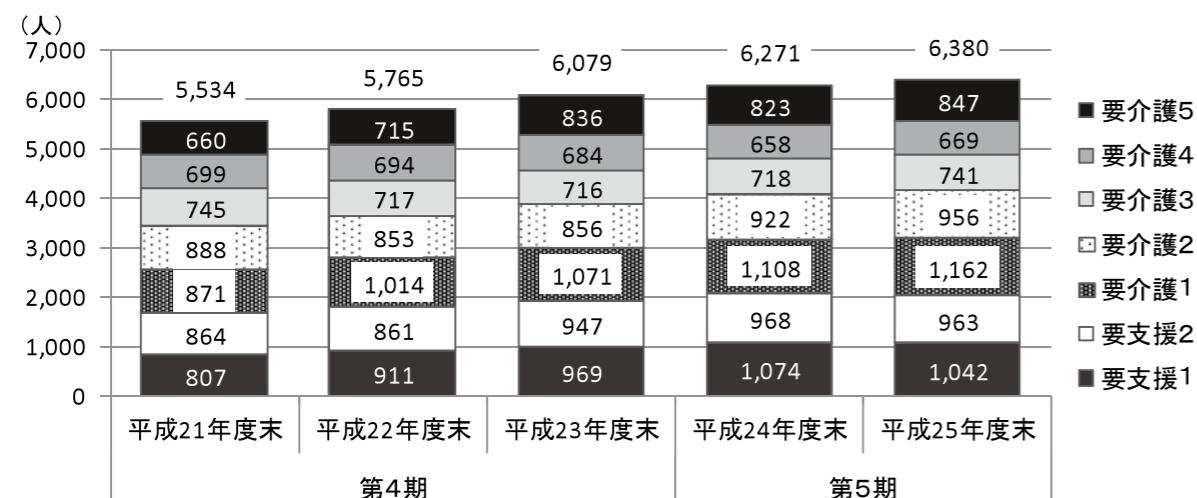
## 2 介護保険の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数の推移を見ると、平成21（2009）年度末から平成25（2013）年度末にかけて、認定者数は846人増加しており、主に要支援1、要介護1、要介護5の人数が伸びています。

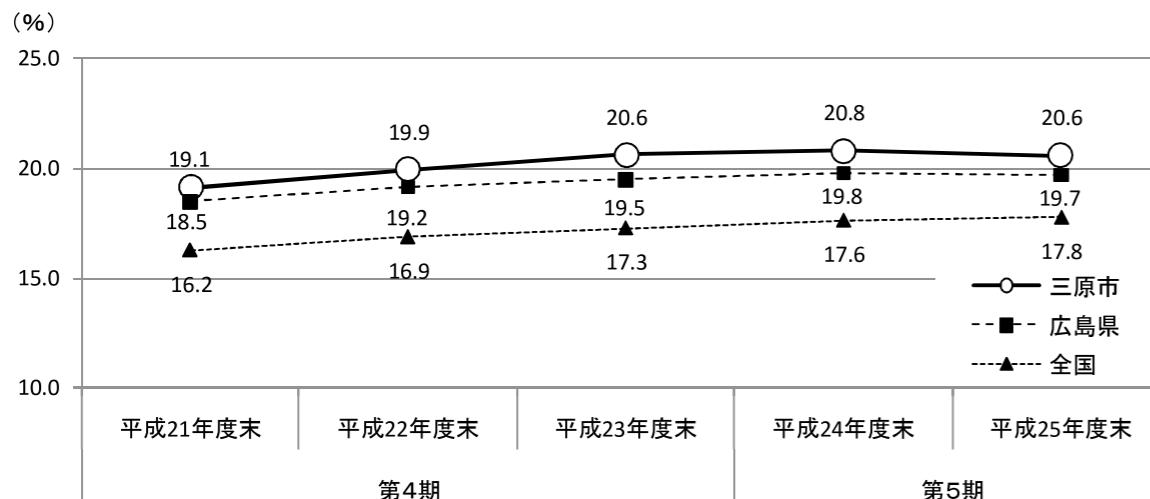
認定率は、全国・広島県と比べて高くなっています。

#### ■要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

#### ■要介護認定率の全国・広島県との比較

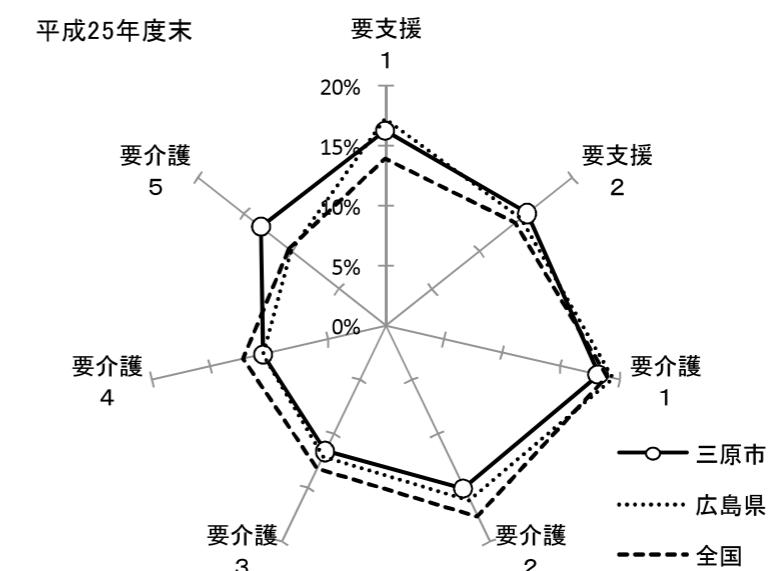
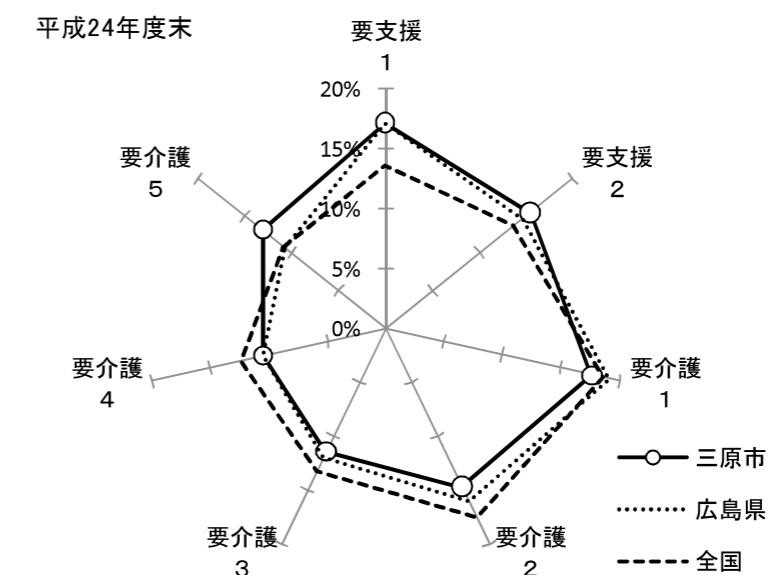


（第1号被保険者中の要支援・要介護認定者の割合）

資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

要支援・要介護認定者構成割合を全国・広島県と比較すると、三原市においては要介護2,3の割合が全国・広島県と比べて低い傾向がみられます。

#### ■要支援・要介護認定者構成割合の全国・広島県との比較



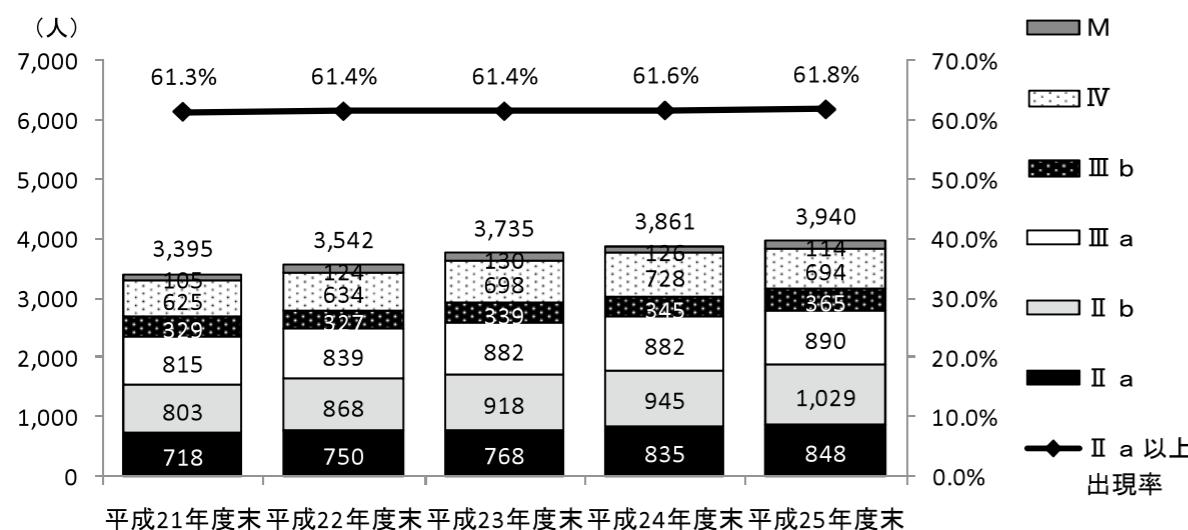
資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

## (2) 認知症の現状

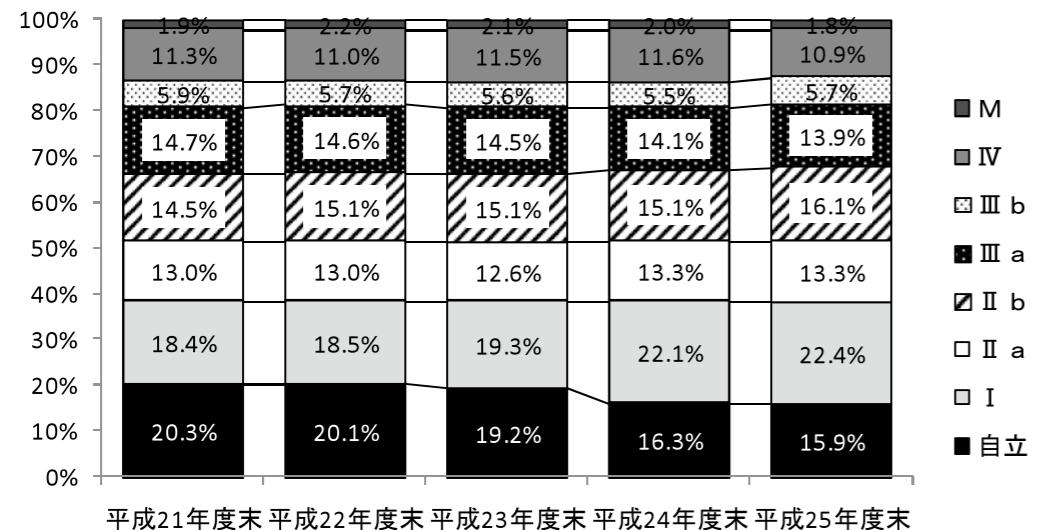
認定者の増加とともに認知症高齢者が増えています。

認定者のうち、認知症判定が「自立」の人の割合が減少しており、比較的軽度のⅠ、Ⅱaの割合が増加しています。

### ■認知症高齢者日常生活自立度 Ⅱa以上の認定者の推移



### ■認定者の日常生活自立度の状況



### ◆認知症高齢者日常生活自立度

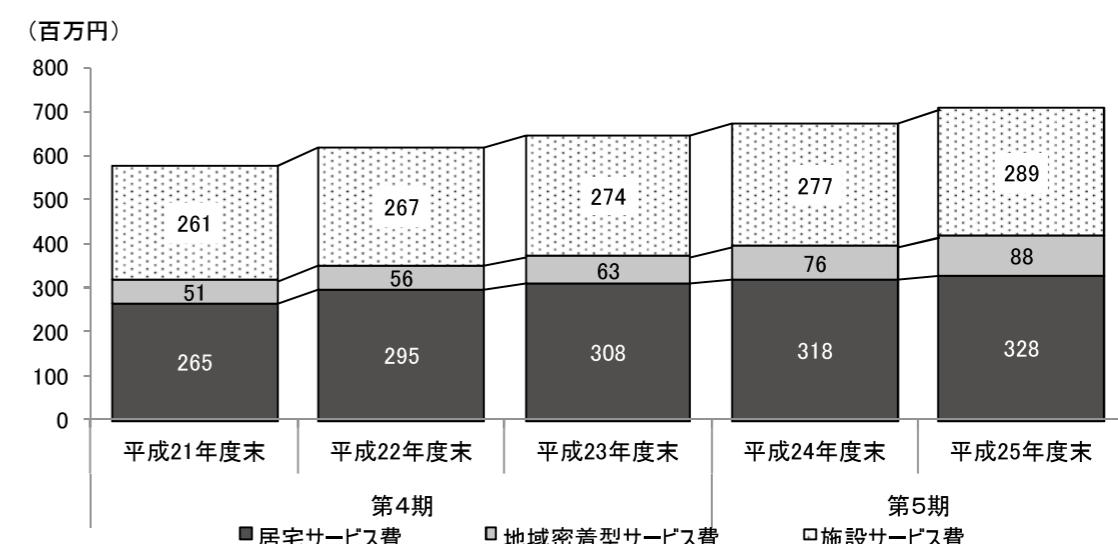
ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

## (3) 介護保険給付費の状況

介護給付費（自己負担を除く保険給付額）の推移を見ると、増加傾向がみられます。

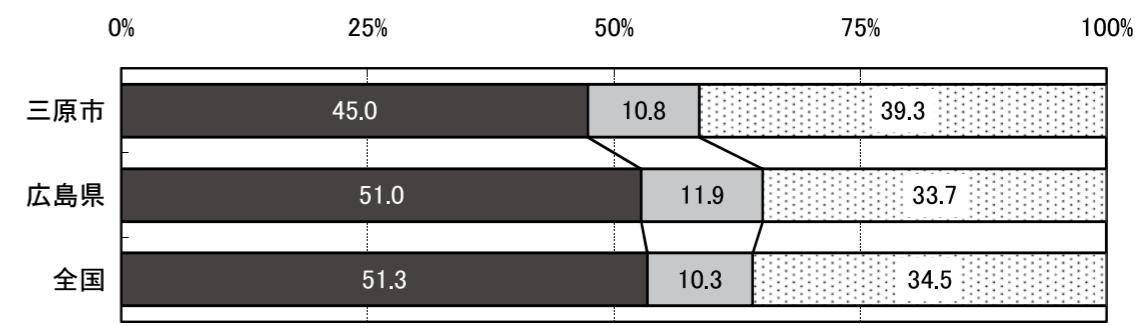
給付費の内訳を全国、広島県と比較すると、居宅サービス費の比率がやや低くなっていますが、地域密着型サービス費は全国と比べると高くなっていますが、広島県と比べると低くなっています。また、施設サービス費は全国・広島県と比べると高くなっています。

### ■介護給付費の推移（月額）



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

### ■介護給付費の構成比の全国・広島県との比較（月額）（平成26（2014）年3月末）

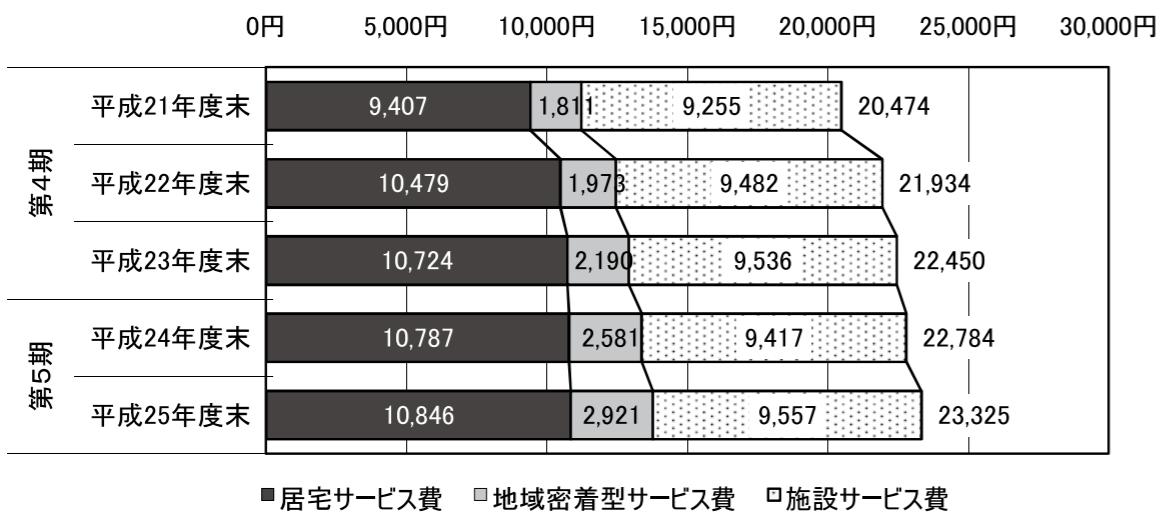


■居宅サービス費 ■地域密着型サービス費 ■施設サービス費

資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

介護給付額を第1号被保険者数で割った、第1号被保険者一人あたり給付額は、介護給付費の増大とともに増加しています。

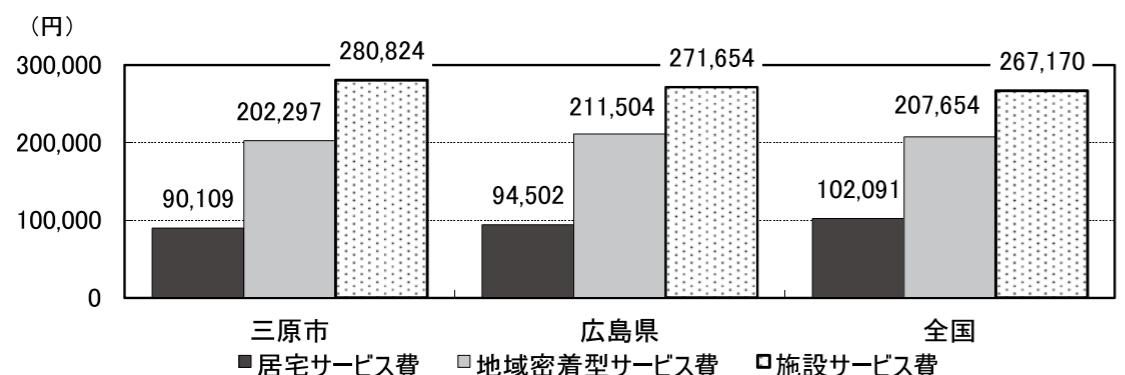
#### ■第1号被保険者一人あたり給付額の推移（月額）



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

サービス利用者一人あたりの介護給付額は、施設サービス費を除くと全国・広島県と比べてわずかに低い水準にあります。

#### ■サービス利用者一人あたり給付額の全国・広島県との比較（平成26（2014）年3月末）



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）

## 3 ニーズ調査結果からみる状況

主な項目	主な課題	強化に向けた方向性
地域包括ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>三師会において今後連携する必要性を感じている事業所では地域包括支援センターや病院があげられている</li> <li>福祉・介護能力を向上させるための研修などへの要望が多い</li> <li>多様なサービスの参入促進とコーディネート機能が求められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護に携わる多職種連携の充実・強化</li> <li>地域ケア会議による情報共有</li> </ul>
認知症の予防と認知症高齢者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の認定者は年々増加している</li> <li>自分自身や家族に対する認知症への不安が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者や家族に対する支援、地域の理解を深める</li> <li>認知症を気軽に相談できる場づくり</li> <li>認知症初期集中支援チームの設置</li> </ul>
生きがいと元気づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや介護予防の取組を進めていくことが必要</li> <li>趣味や生きがいがあっても、地域のグループ等には参加しない</li> <li>家族介護に必要となる支援や介護負担を軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の資源や人材の活用</li> <li>インフォーマルサービスの充実</li> <li>家族介護の支援や介護負担の軽減</li> <li>地域や社会活動への参加促進</li> </ul>
高齢者の見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者やひとり暮らしなどが増加していくことへの不安</li> <li>地域の高齢者や組織の支え合い活動の場づくり</li> <li>安心して住むことができる地域環境、住環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サロンなど日中の居場所づくり</li> <li>地域の高齢者同士の支え合い</li> <li>高齢者を支援する多様な福祉</li> </ul>

## 【関連するニーズ調査結果】

### ◆地域包括ケアの推進について

#### ■三師会調査

問 今後連携する必要性を感じている事業所はどこですか×所属

医師会では「病院」「地域包括支援センター」「訪問介護ステーション」の割合が高くなっています。歯科医師会では「病院」「地域包括支援センター」「一般診療所」の割合が高くなっています。薬剤師会では「居宅介護支援事業所」「病院」「地域包括支援センター」の割合が高くなっています。

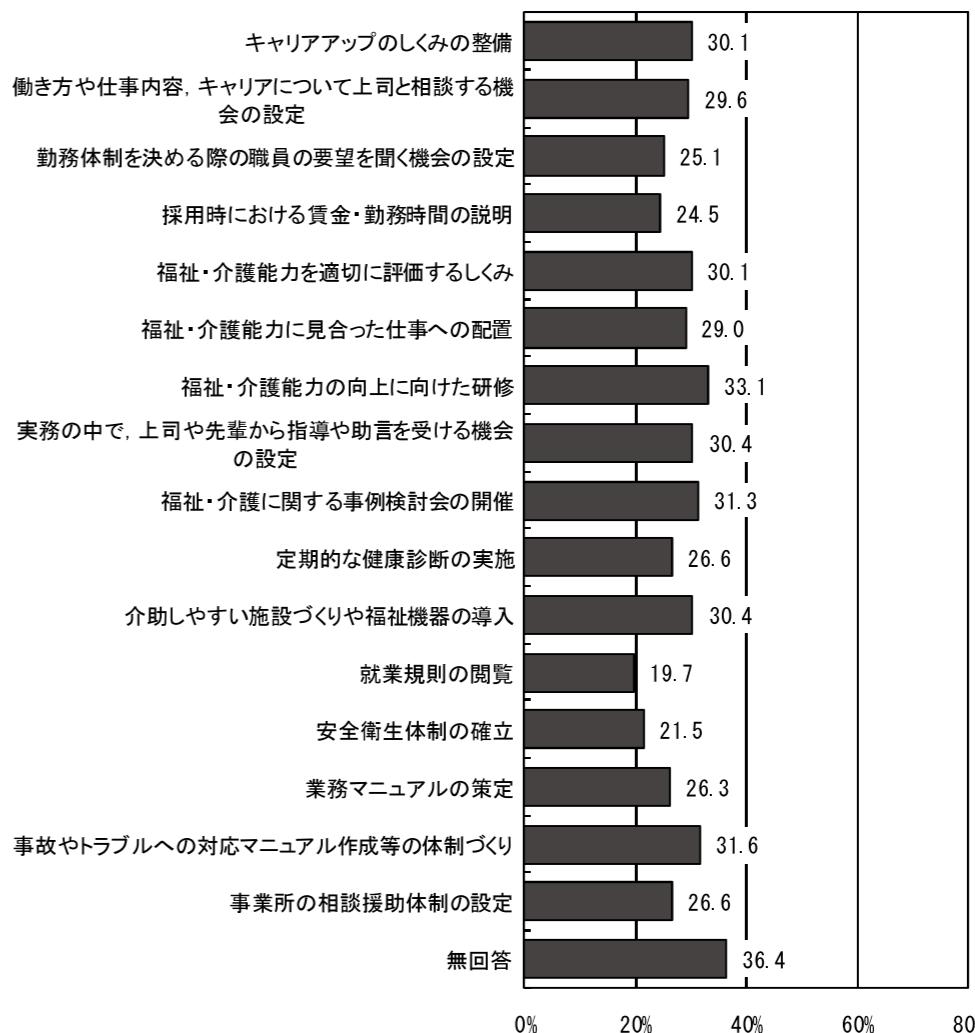
	合計	訪問介護ステーション	居宅介護支援事業所	訪問看護ステーション	病院	調剤薬局	地域包括支援センター	特別養護老人ホーム	老人保健施設	歯科診療所	一般診療所	その他	無回答
上段:度数 下段:%													
合計	164 100.0	51 31.1	52 31.7	48 29.3	71 43.3	33 23.2	61 37.2	31 18.9	35 21.3	32 19.5	47 28.7	8 4.9	29 17.7
医師会	83 100.0	26 31.3	23 27.7	25 30.1	30 36.1	18 21.7	30 19.3	16 22.9	19 19.3	16 27.7	23 2.4	2 2.4	17 20.5
歯科医師会	42 100.0	11 26.2	8 19.0	8 19.0	22 52.4	8 19.0	12 28.6	7 16.7	8 19.0	10 23.8	12 28.6	4 9.5	7 16.7
薬剤師会	39 100.0	14 35.9	21 53.8	15 38.5	19 48.7	12 30.8	19 48.7	8 20.5	8 20.5	6 15.4	12 30.8	2 5.1	5 12.8

### ■サービス従業者調査

問 事業所内で役に立つと思われる取組をお答えください（あてはまるものすべてに○）

「福祉・介護能力の向上に向けた研修」が33.1%で最も高くなっています。次いで「事故やトラブルへの対応マニュアル作成等の体制づくり」が31.6%、「福祉・介護に関する事例検討会の開催」が31.3%で続いています。

(MA) N=335

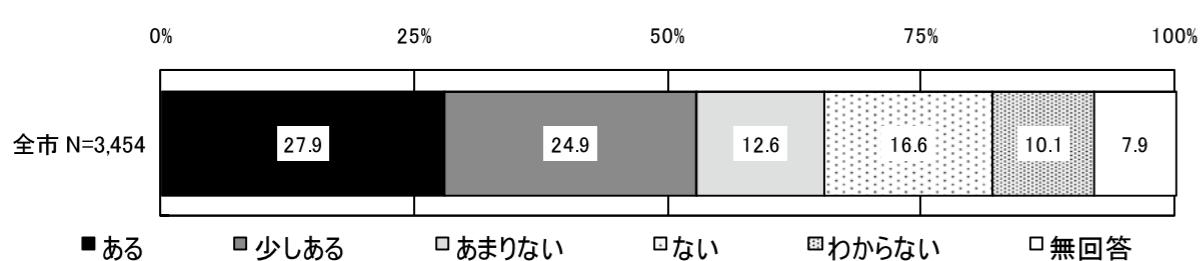


## ◆認知症の予防と認知症高齢者への支援について

### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 あなたは、ご自身や家族の認知症についての不安はありますか。(1つに○)

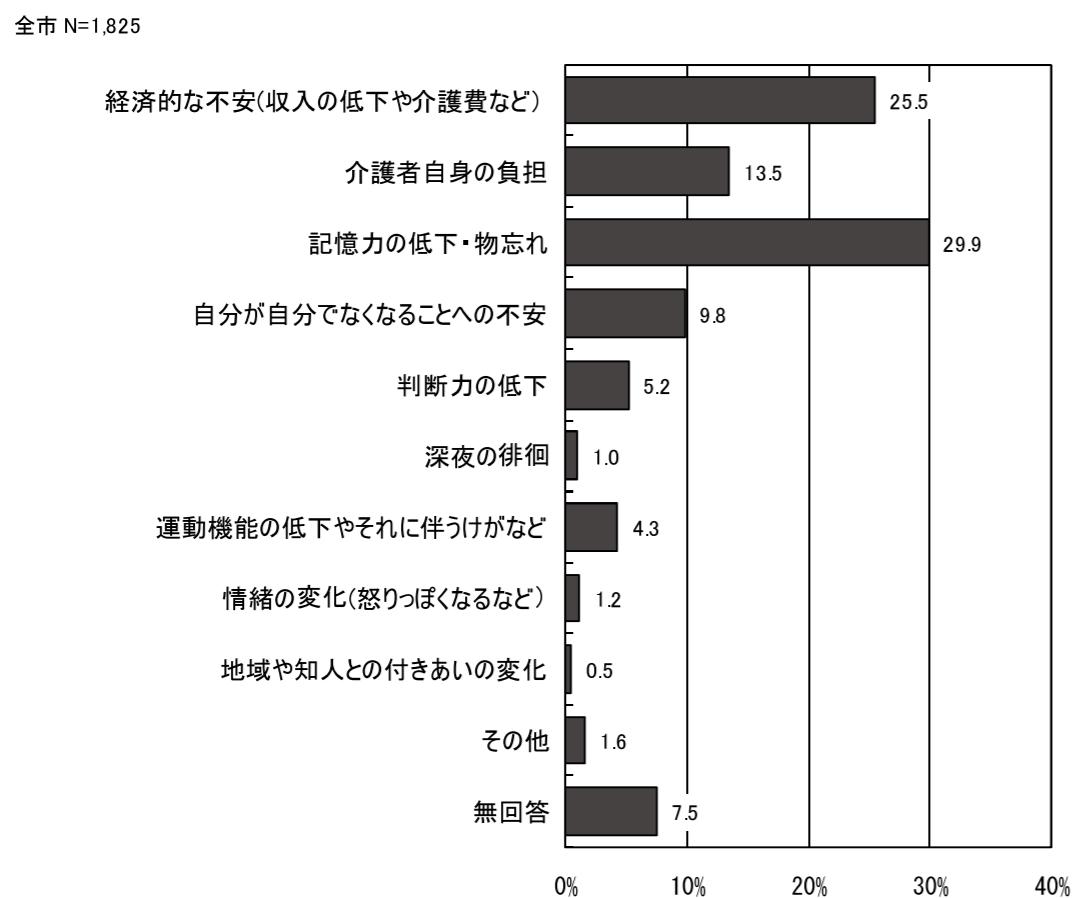
「ある」が27.9%で最も高く、次いで「少しある」が24.9%となっています。



### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 どのような不安がありますか。(1つに○)

「記憶力の低下・物忘れ」が29.9%で最も高く、次いで「経済的な不安(収入の低下や介護費など)」が25.5%となっています。

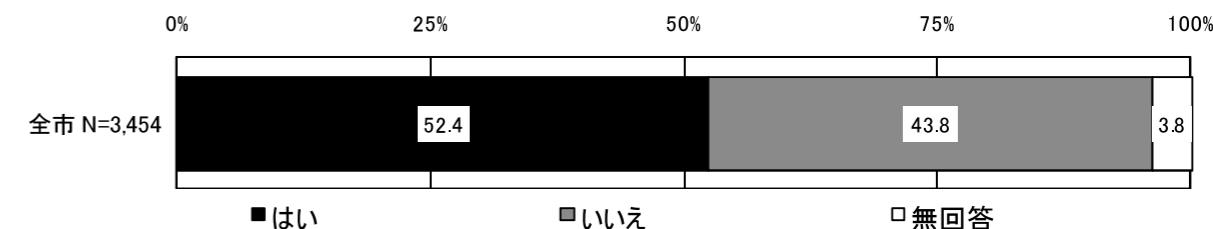


## ◆生きがいと元気づくりについて

### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 友人の家を訪ねていますか。(1つに○)

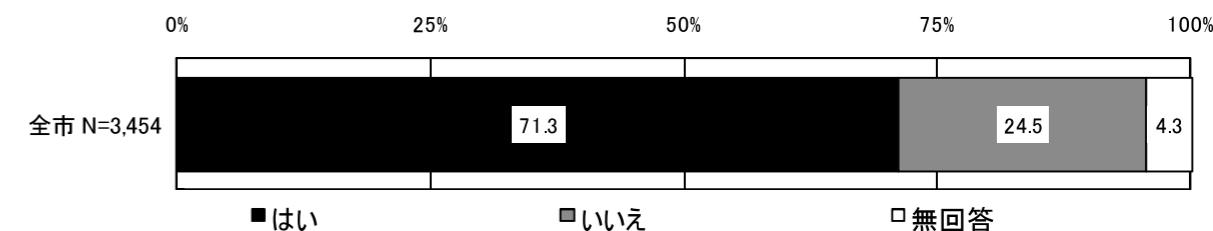
「はい」が52.4%を占めています。



### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 家族や友人の相談にのっていますか。(1つに○)

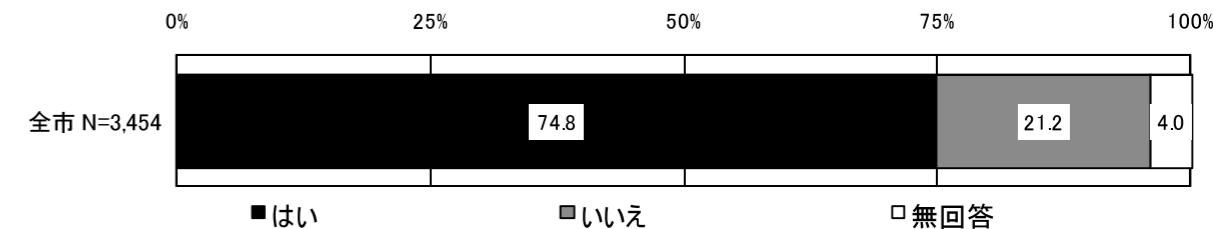
「はい」が71.3%を占めています。



### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 趣味はありますか。(1つに○)

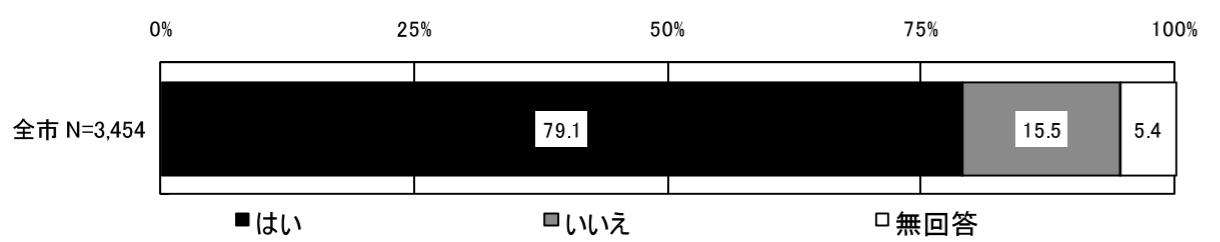
「はい」が74.8%を占めています。



## ■日常生活圏域ニーズ調査

問 生きがいはありますか。(1つに○)

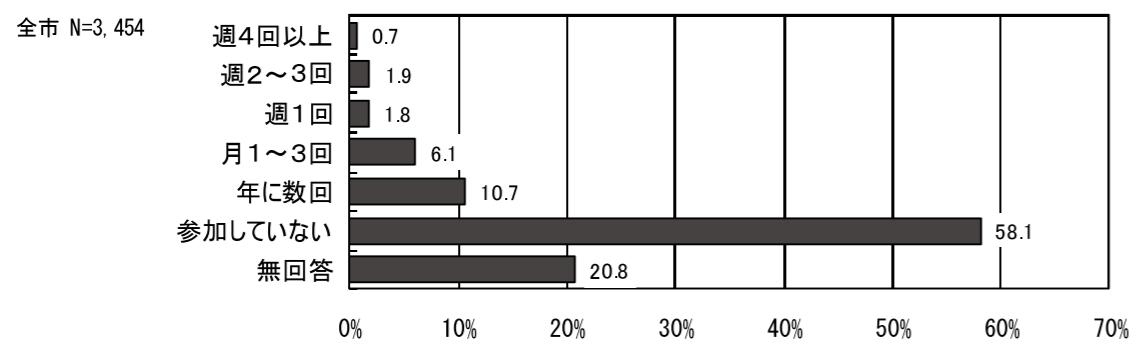
「はい」が79.1%を占めています。



## ■日常生活圏域ニーズ調査

問 ボランティアのグループにどのくらいの頻度で参加していますか。(1つに○)

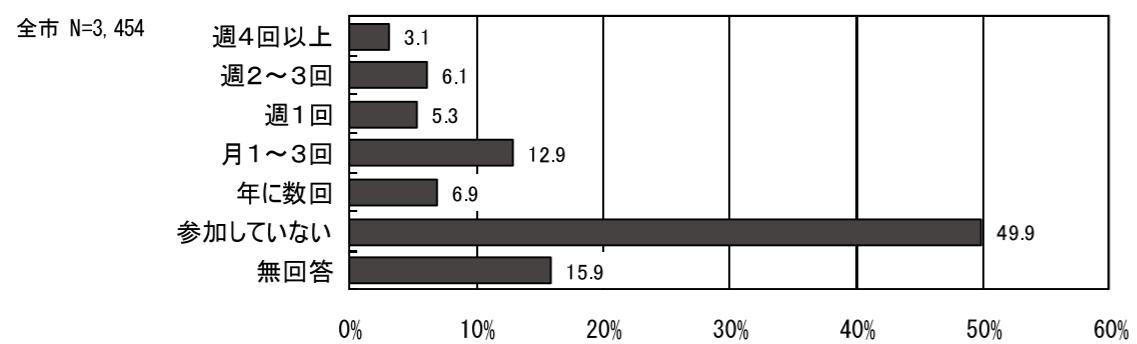
「参加していない」が58.1%で突出しています。



## ■日常生活圏域ニーズ調査

問 趣味関係のグループにどのくらいの頻度で参加していますか。(1つに○)

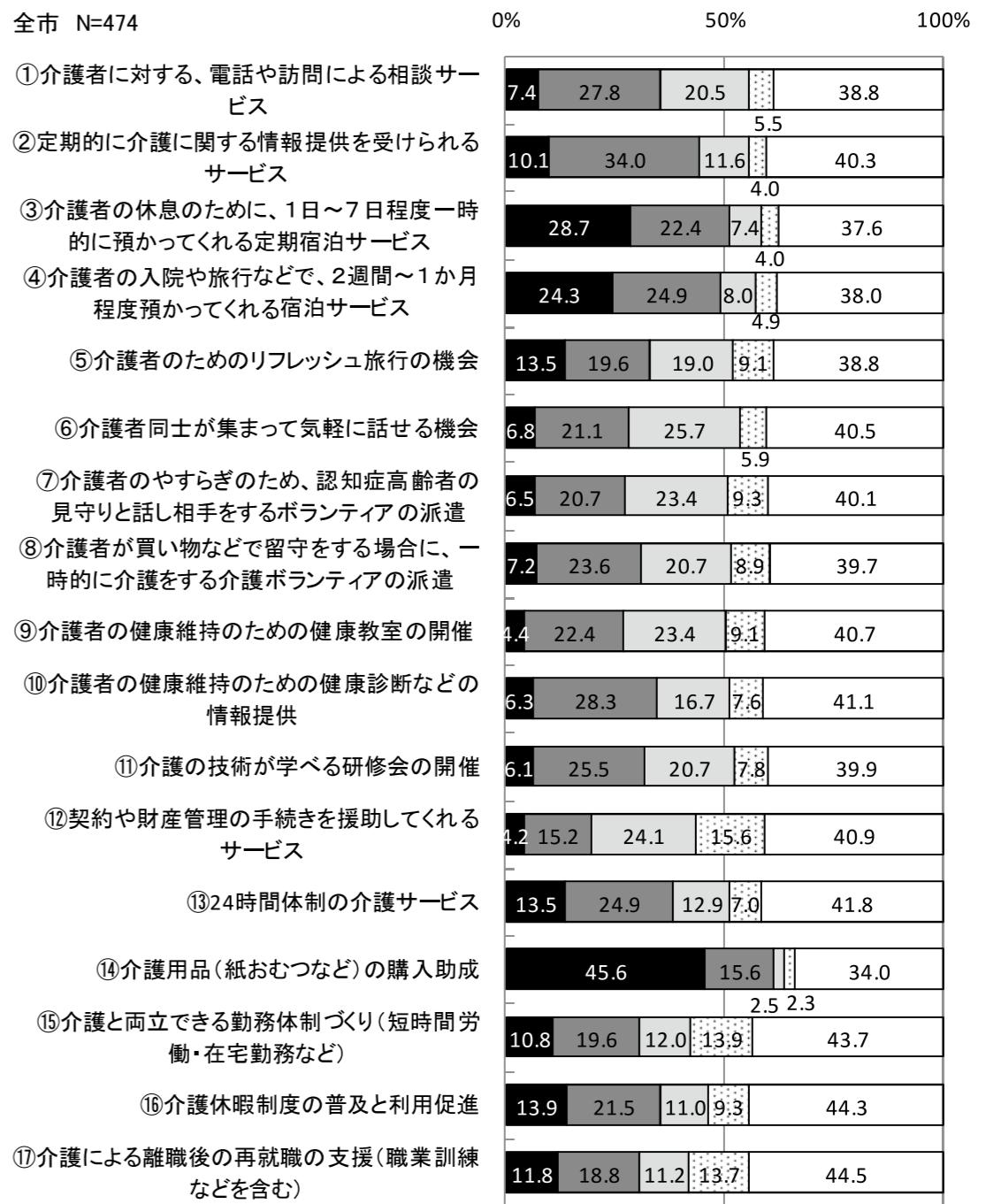
「参加していない」が49.9%で突出しています。次いで「月1~3回」が12.9%となっています。



## ■介護サービスニーズ調査

問 在宅介護を続けるために、どんなサービスや制度がほしいと思いますか。それぞれ○を1つずつつけてください。

「とてもほしい」「まあまあほしい」をあわせた「ほしい」割合の高いサービスや制度は、「⑭介護用品(紙おむつなど)の購入助成」「③介護者の休息のために、1日～7日程度一時的に預かってくれる定期宿泊サービス」「④介護者の入院や旅行などで、2週間～1か月程度預かってくれる宿泊サービス」となっています。



■とてもほしい ■まあまあほしい □あまりほしくない □全くほしくない □無回答

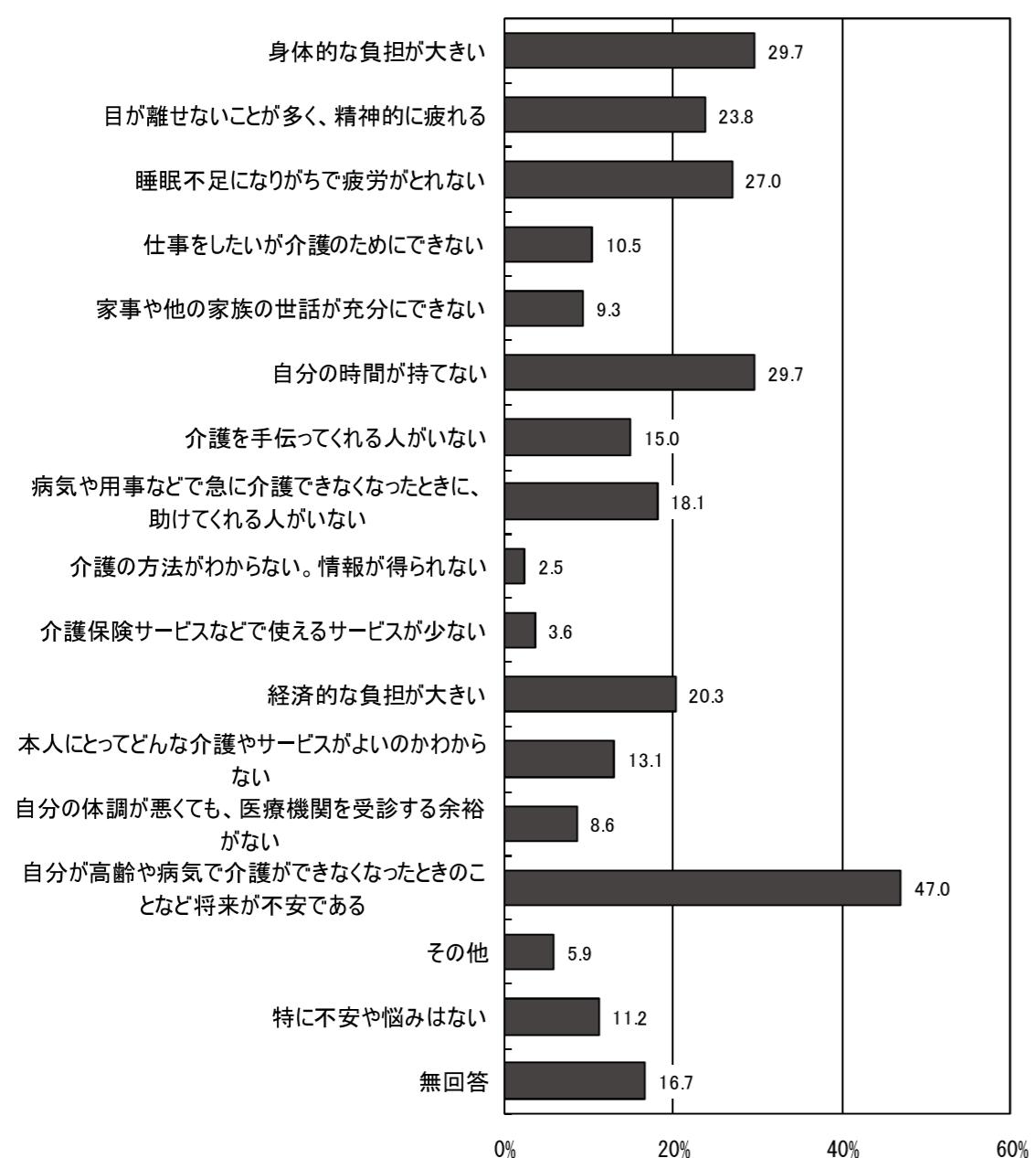
## ◆高齢者の見守りについて

### ■介護サービスニーズ調査

問 現在、あなたは介護をしている中で、どんな問題や不安・悩みがありますか。(あてはまるものすべてに○)

「自分が高齢や病気で介護ができなくなったときのことなど将来が不安である」が47.0%で最も高くなっています。次いで「身体的な負担が大きい」「自分の時間が持てない」が29.7%で続いています。

全市 N=474



## 4 分野別の現状と課題について

### 健康状態や介護予防への取組について

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自身の健康状態について、3分の2が「健康である」と感じている一方で、約9割が治療中または後遺症のある疾病があり、約4割が「高血圧」となっている。</li> <li>●約8割弱が病院・医院（診療所、クリニック）に通院している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎要支援、要介護状態になることを防ぐため、早期からの生活習慣病予防に向けた意識づけが必要。</li> <li>◎医療と連携した健康づくりや介護予防が必要。</li> </ul>

### 家族構成、在宅介護への支援について

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の2割弱がひとり暮らしとなっている。</li> <li>●同居している家族は7割強が配偶者となっている。</li> <li>●介護が必要になった場合、約5割が自宅での生活を希望している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎老老介護の状況がみられるところから、家族介護に必要な支援として、身体的負担や精神的負担の両面からの軽減を図ることが必要。</li> <li>◎在宅での介護に関する情報提供や住宅改修、在宅サービスの充実を図ることが必要。</li> </ul>

### 保険料とのバランスやニーズに応じたサービス基盤の整備について

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスと保険料とのバランスについて、要介護認定を受けていない方や軽度の要介護者の方においては、4割が「わからない」と感じており、「サービスの水準を今より抑えて、保険料は現行のままがよい」が2割となっている。一方で中・重度の要介護者においては、4割弱が「わからない」と感じているが、「保険料が多少上がっても、現状のサービスを維持したほうがよい」が3割弱となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保険料やサービスについての情報の周知と、適切な保険料やサービス量設定が必要。</li> </ul>

### 近所づきあい、社会参加と生きがいづくりについて

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内会・自治会への参加が約4割強と高くなっている。</li> <li>●バスや電車で一人で外出しているのは7割強となっている。</li> <li>●趣味がある人は7割、生きがいがある人は8割となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域活動の活性化や参加促進を図るなどの支援が必要。</li> <li>◎自立期間が長くなるよう、健康づくり・介護予防を地域ぐるみで取り組めるようにすることが必要。</li> <li>◎今後も誰もが生きがいを持ち、社会との関わりを持てるよう、多様なニーズに対応できるメニュー、地域のコミュニティや団体など、活動の場やきっかけづくりが必要。</li> </ul>

認知症の予防と認知症高齢者への支援について	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症予防判定は4割が「注意」となっている。</li> <li>●要介護認定者の増加とともに認知症高齢者が増えている。</li> <li>●要介護認定者のうち、認知症判定が「自立」の人が減少しており、比較的軽度の認定者が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎認知症予防の取組が必要。</li> <li>◎認知症ケアパスの普及を図る必要がある。</li> <li>◎早期発見・早期治療対応が必要</li> <li>◎認知症の人とその家族を支援するしくみが必要。</li> </ul>
<b>地域包括ケア体制の強化について</b>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●平均寿命が延伸する一方で、2025年(平成37年)には、団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者も急増するなど、今後も医療・介護ニーズの増大が予測される。高齢者を支える生産年齢人口は減少し、核家族化や共働き世帯、高齢者は増加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められている</li> <li>◎高齢者を支える担い手としての健康な高齢者を増やす必要がある。</li> </ul>
<b>制度改正等への対応について</b>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、新しい総合事業として市町村の実情に応じて柔軟な取組によるサービス提供を行うこととされており、ボランティアやNPO、民間企業等を活用することが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎新しい総合事業への移行に向けて、ニーズとサービスのマッチング・コーディネートが重要であるとともに、サービスの受け皿となる地域資源の掘り起こしとしくみづくりについて検討することが必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図るために、新たに入所する方について、原則要介護3以上に限定することになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎在宅生活の限界点を高めるサービスの充実。</li> <li>◎入所施設について、今後も中重度の要介護者の受け皿として機能するよう、必要量の確保に向けた計画的な整備と、重度者が優先して入所できるしくみが必要。</li> </ul>

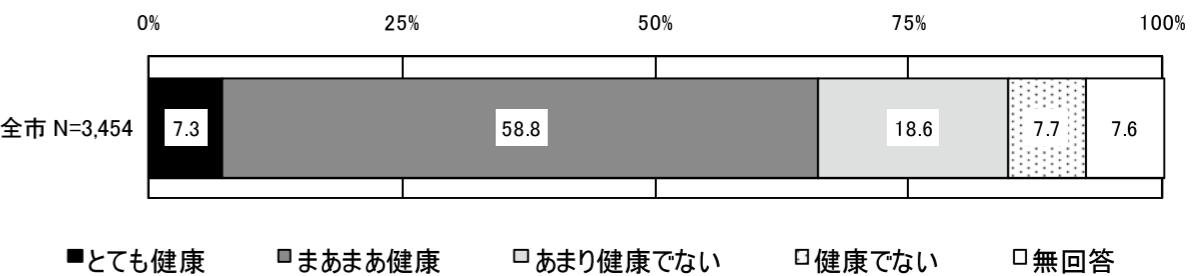
### 【関連するニーズ調査結果】

#### ◆健康状態や介護予防への取組について

##### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 普段、健康だと思いますか。(1つに○)

「まあまあ健康」が58.8%を占めています。

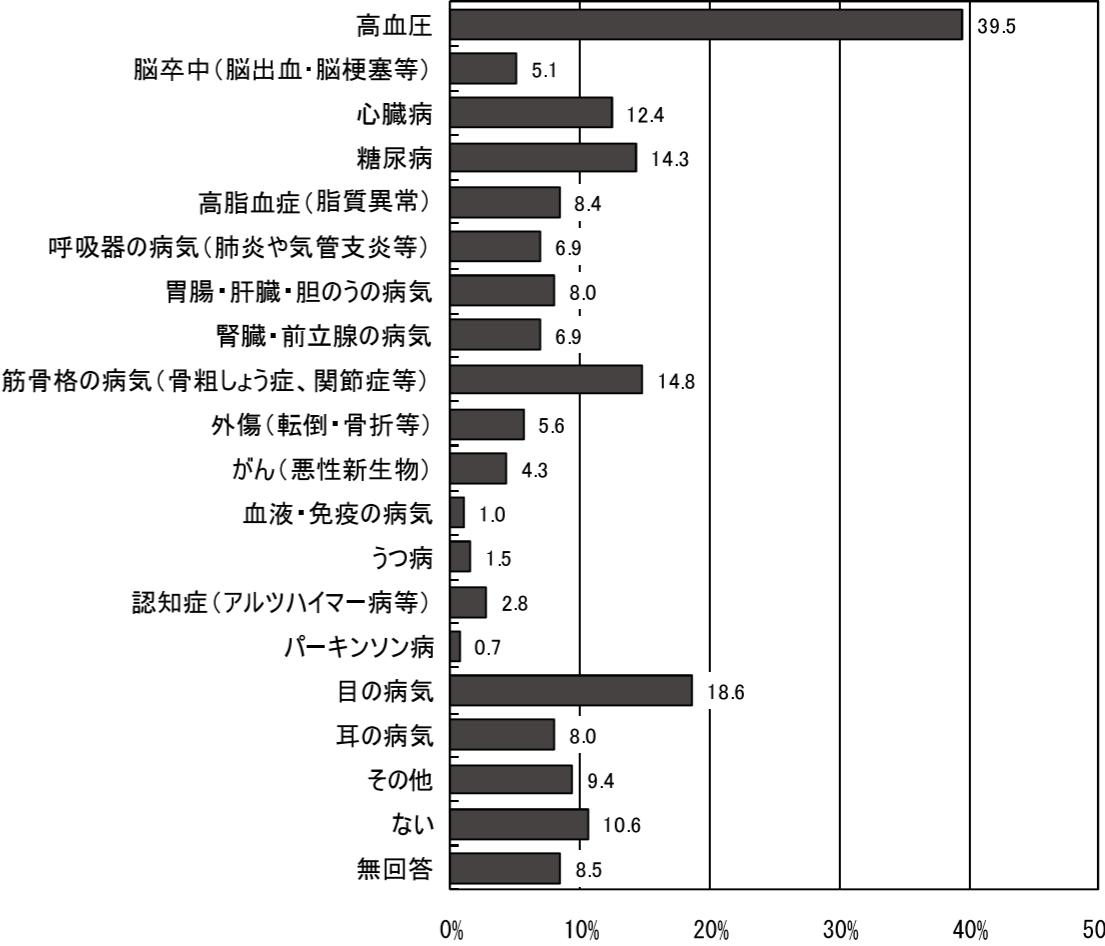


##### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。(あてはまるものすべてに○)

「高血圧」が39.5%で突出しています。次いで「目の病気」が18.6%, 「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」が14.8%で続いています。

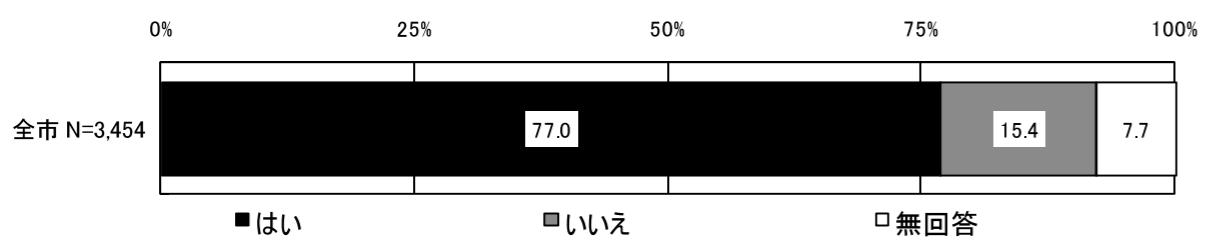
全市 3,454



## ■日常生活圏域ニーズ調査

問 現在、病院・医院（診療所、クリニック）に通院していますか。（1つに○）

「はい」が77.0%を占めています。

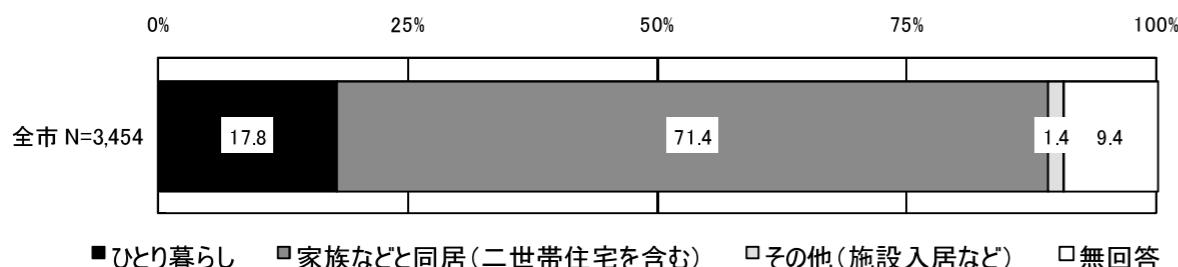


## ◆家族構成、在宅介護への支援について

### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 家族構成を教えてください。（1つに○）

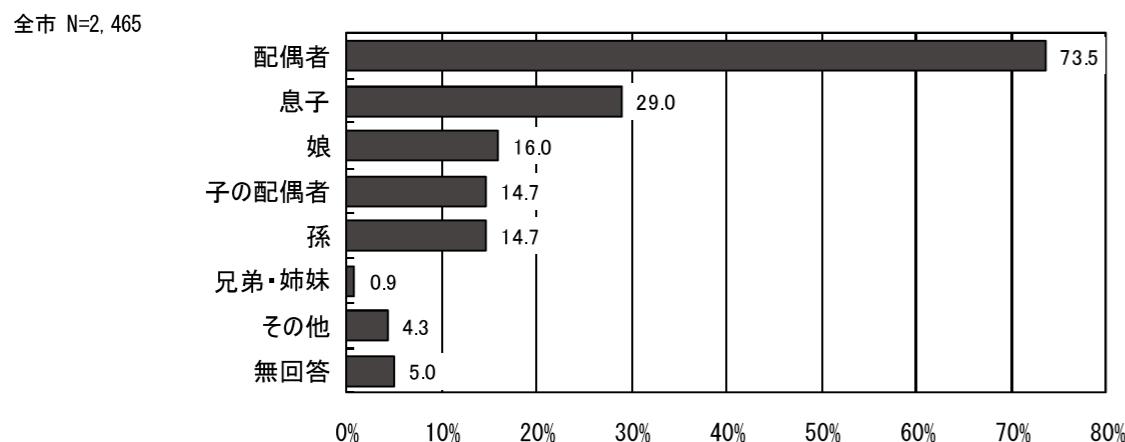
「家族などと同居（二世帯住宅を含む）」が71.4%を占めています。



### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 同居されている方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

「配偶者」が73.5%で突出しています。「息子」が29.0%，「娘」が16.0%で続いています。

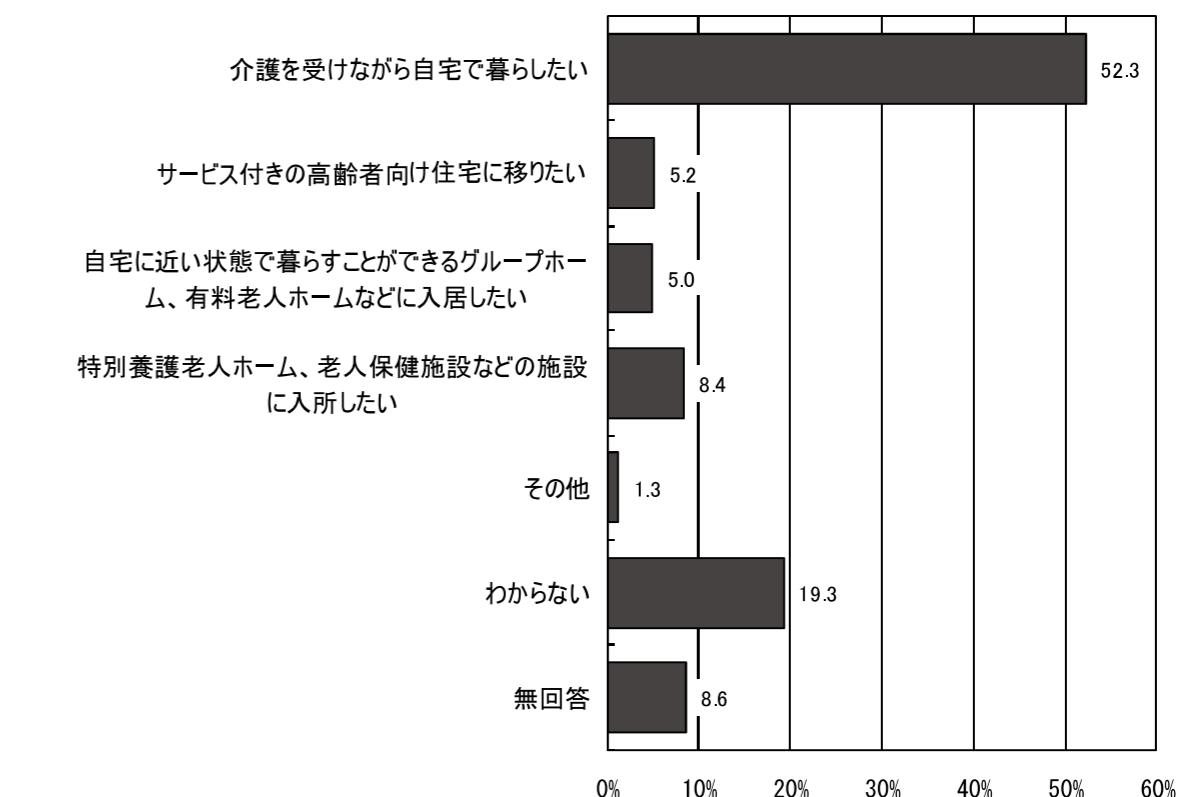


## ■日常生活圏域ニーズ調査

問 あなたご自身に介護が必要になった場合、どのような生活をしていきたいと思いますか。（1つに○）

「介護を受けながら自宅で暮らしたい」が52.3%で最も高くなっています。次いで「わからない」が19.3%で続いています。

全市 N=3,454



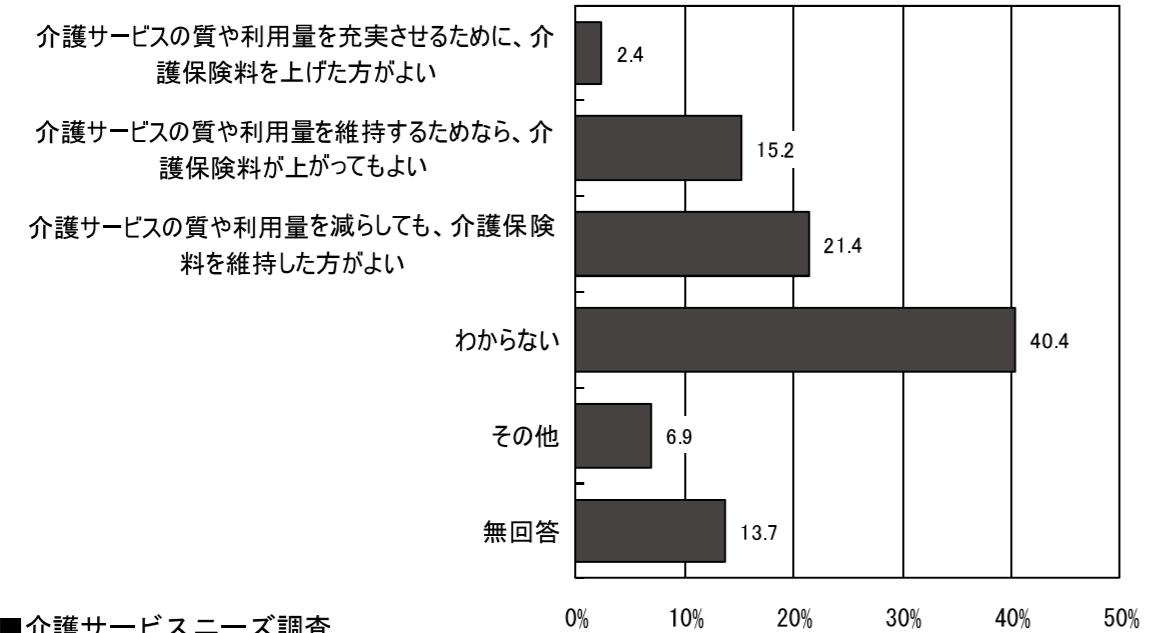
## ◆保険料とのバランスやニーズに応じたサービス基盤の整備について

### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 介護保険の保険料は、40歳以上の方から徴収して、介護サービスを提供する費用に充てられます。保険料とサービスのあり方について、あなたのご意見に近いものは、次のうちどれですか。(1つに○)

「わからない」が40.4%で最も高くなっています。次いで「介護サービスの質や利用量を減らしても、介護保険料を維持した方がよい」が21.4%となっています。

全市 N=3,454

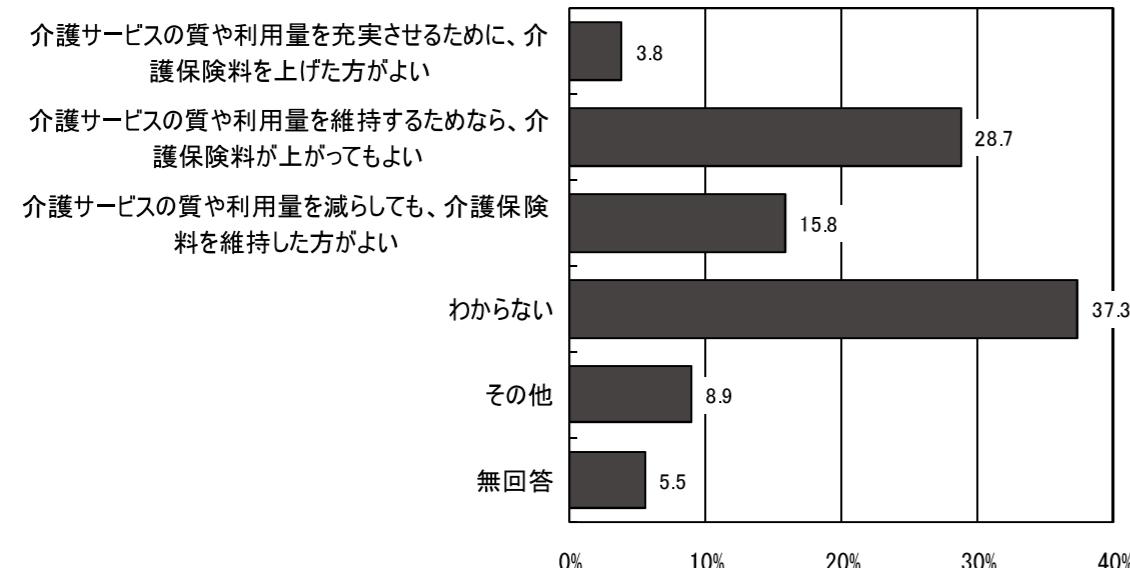


### ■介護サービスニーズ調査

問 介護保険の保険料は、40歳以上の方から徴収して、介護サービスを提供する費用に充てられます。保険料とサービスのあり方について、あなたのご意見に近いものは、次のうちどれですか。(1つに○)

「わからない」が37.3%で最も高くなっています。次いで「介護サービスの質や利用量を維持するためなら、介護保険料が上がってもよい」が28.7%となっています。

全市 N=474



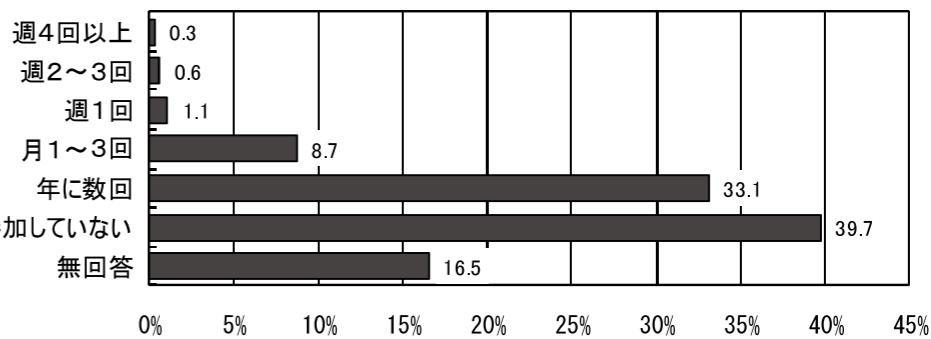
## ◆近所つきあい、社会参加と生きがいづくりについて

### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 町内会・自治会にどのくらいの頻度で参加していますか。(1つに○)

「参加していない」が39.7%で最も高くなっています。次いで「年に数回」が33.1%となっています。

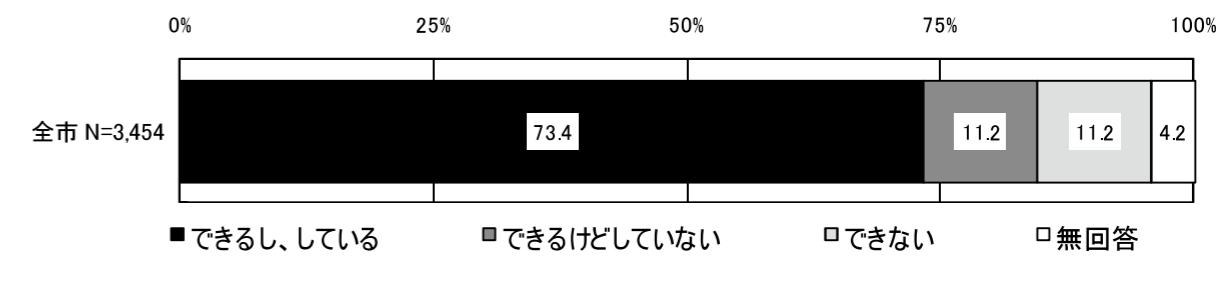
全市 N=3,454



### ■日常生活圏域ニーズ調査

問 バスや電車で一人で外出していますか。(タクシー、自家用車でも可)(1つに○)

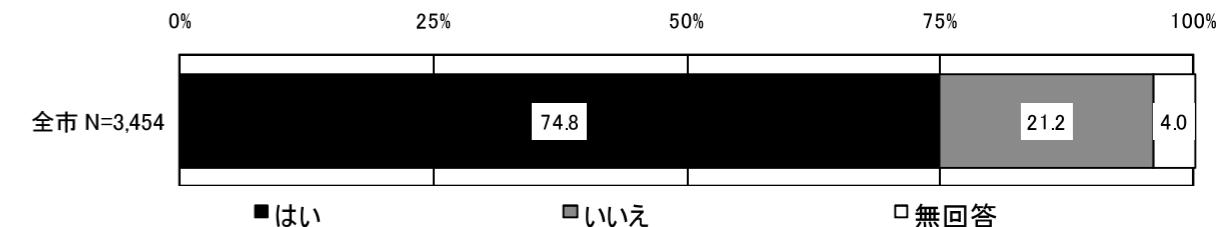
「できるし、している」が73.4%を占めています。



### ■日常生活圏域ニーズ調査

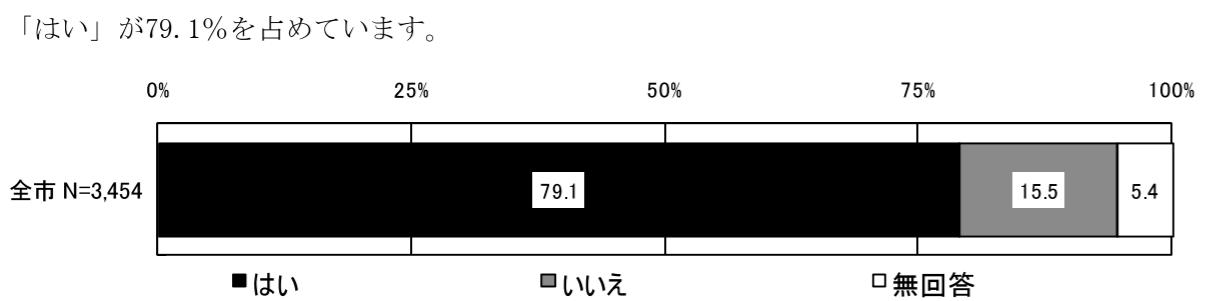
問 趣味はありますか。(1つに○)(再掲)

「はい」が74.8%を占めています。



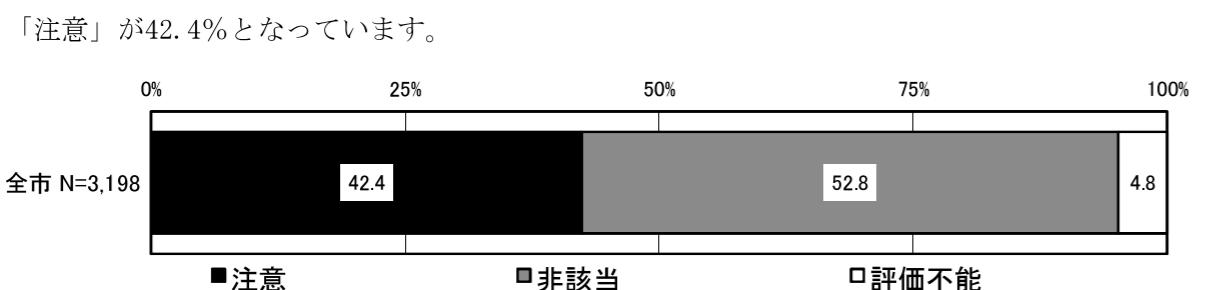
## ■日常生活圏域ニーズ調査

問 生きがいはありますか。（1つに○）（再掲）

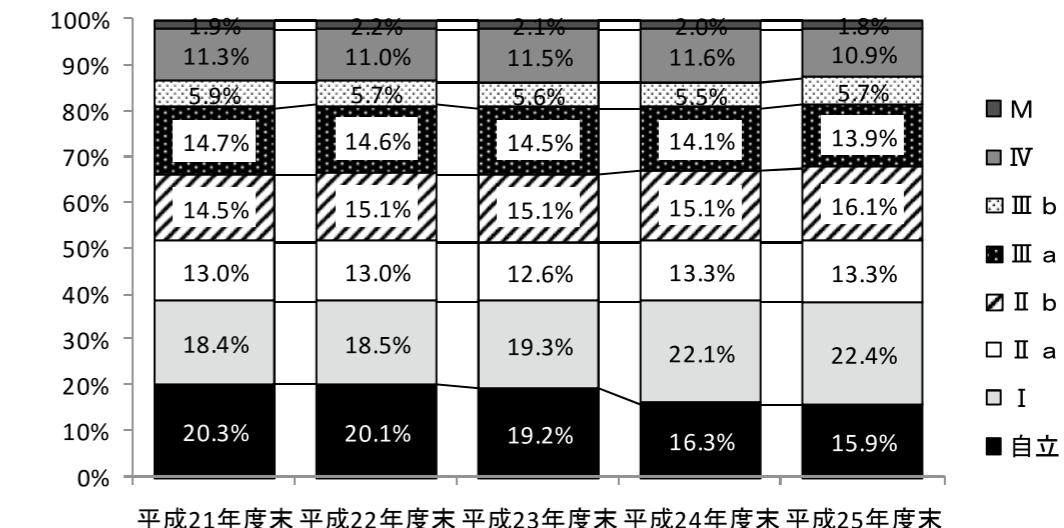


## ◆認知症の予防と認知症高齢者への支援について

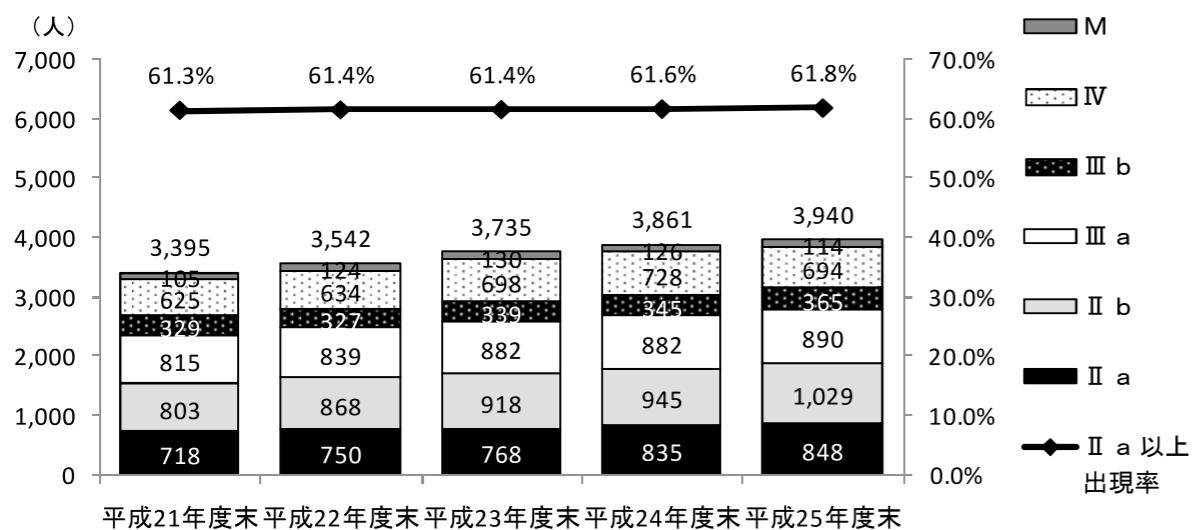
二次予防：認知症予防判定



## ■認定者の日常生活自立度の状況（再掲）



## ■認知症高齢者の日常生活自立度　II a以上の認定者の推移（再掲）

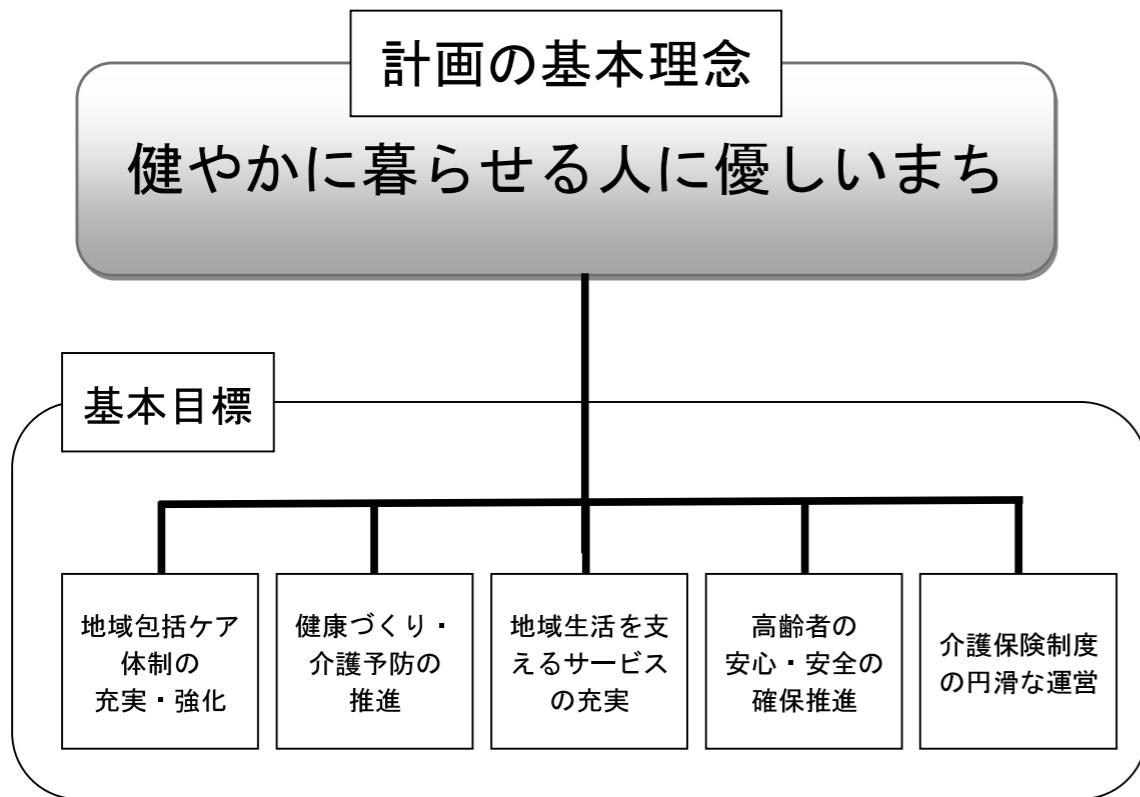


### III 三原市のめざす高齢者施策像

#### 1 計画の基本理念

「三原市長期総合計画」では、保健・医療・福祉分野の目標像を「健やかに暮らせる人に優しいまち」としています。この目標像は、子どもから高齢者まですべての世代の人が、生涯を通じて社会に参加でき、いきいきと豊かな生活を送ることをめざしたもので

本計画は、高齢者の保健・福祉に関する施策を総合的に推進することで、介護や支援の必要な人を含むすべての高齢者について、安らかな、そしてできるだけ健康な生活が確保され、生涯にわたって人のつながりや優しさを実感しながら、いきいきと幸せに暮らすことができるまちづくりをめざしており、「健やかに暮らせる人に優しいまち」を計画の基本理念とします。



#### 2 5つの基本目標

本計画では、次の5つの基本目標を掲げて、計画を推進することとします。

##### 基本目標1 地域包括ケア体制の充実・強化

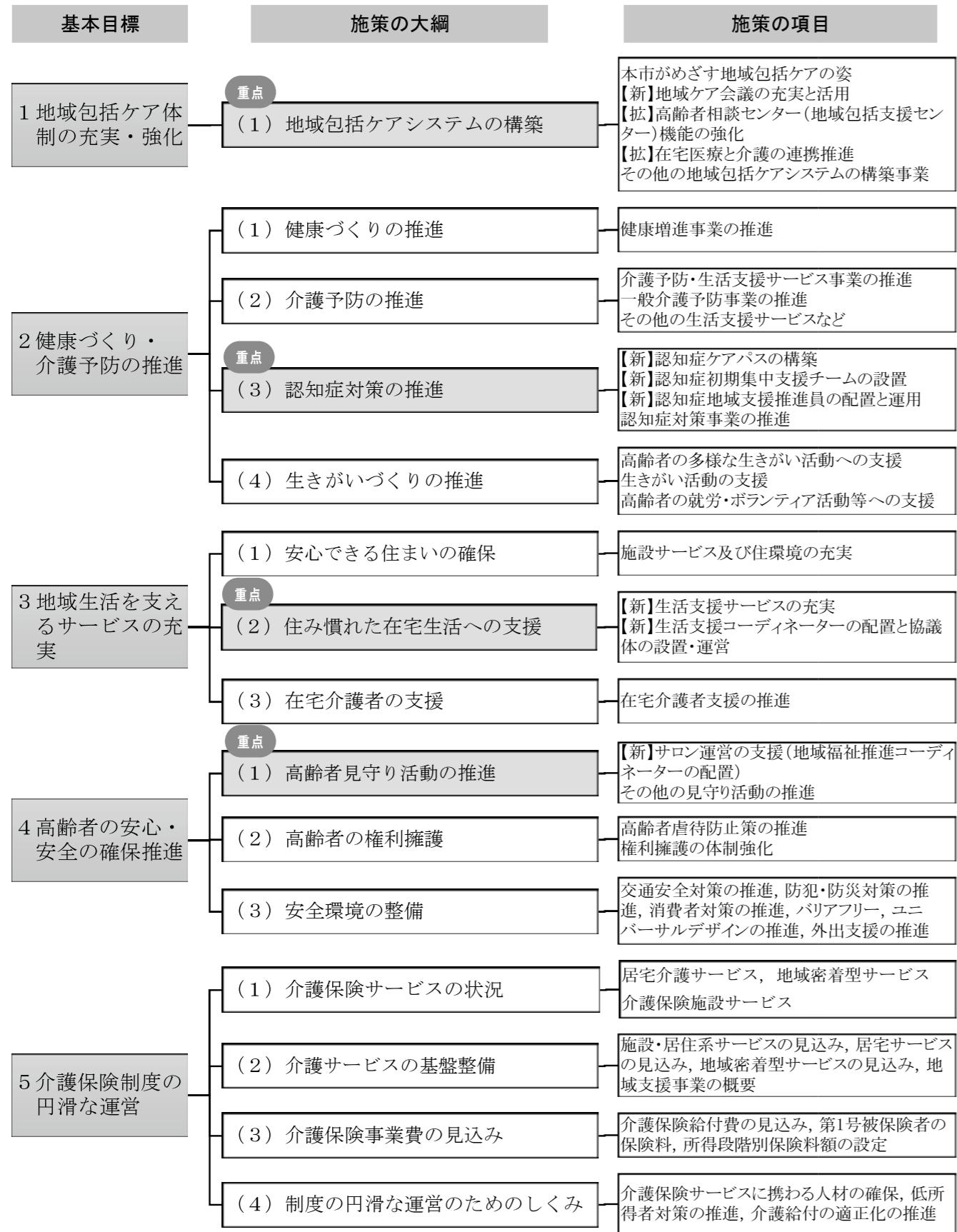
##### 基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

##### 基本目標3 地域生活を支えるサービスの充実

##### 基本目標4 高齢者の安心・安全の確保推進

##### 基本目標5 介護保険制度の円滑な運営

### 3 施策の体系



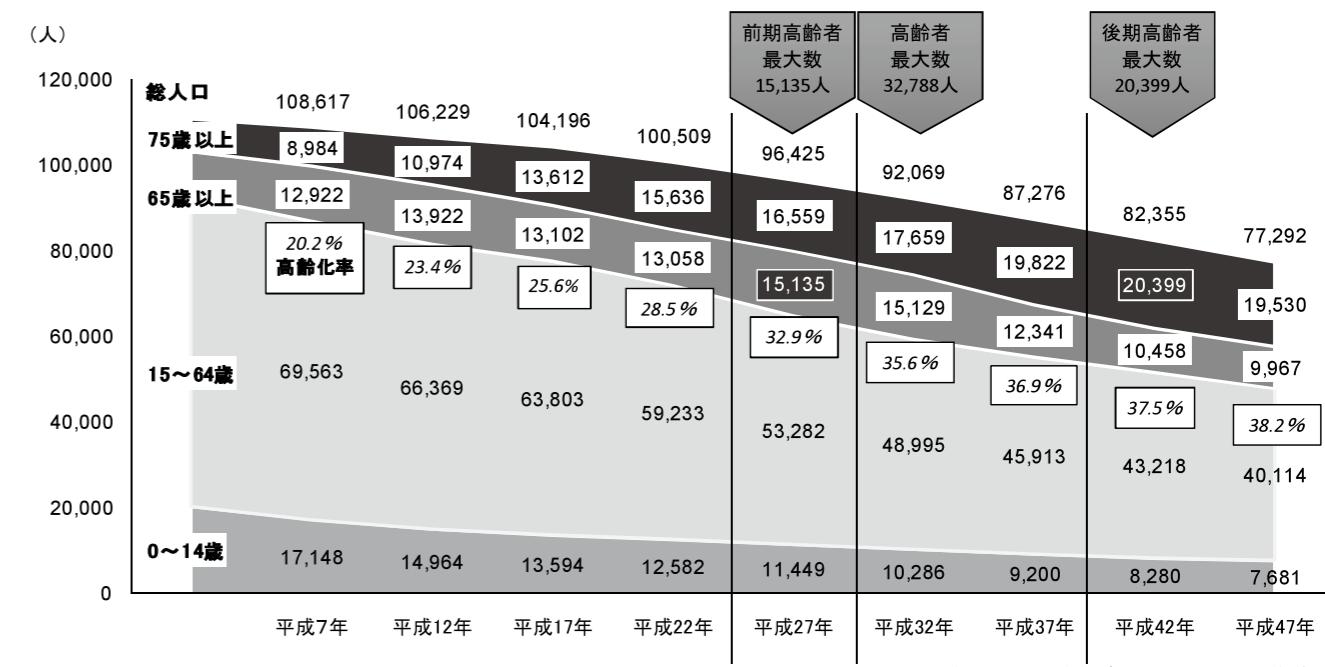
### 4 高齢者の将来像

#### (1) 高齢者人口の推計

本市の人口は減少する一方、高齢者数は増加を続けてきました。それに伴い要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加が続いています。また、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

- いわゆる団塊の世代の高齢化により、第6期計画期間中に前期高齢者が最大数を迎えます。
- 平成37(2025)年には団塊の世代が後期高齢化し、平成42(2030)年には後期高齢者数が2万人を超える最大数を迎えます。
- 前期高齢者数が最も多い平成32(2020)年頃までに地域の高齢者の介護予防と社会参加を促進し、後期高齢者になっても住み慣れた地域で安心していきいきと生活してもらうための基盤をつくることが必要です。
- 高齢者数、後期高齢者数の増加とともに、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯も増加するとみられます。
- 平成22(2010)年の認知症有病率等調査では全国平均で高齢者の15%が認知症とみられ、本市では約4,300人とみられます。

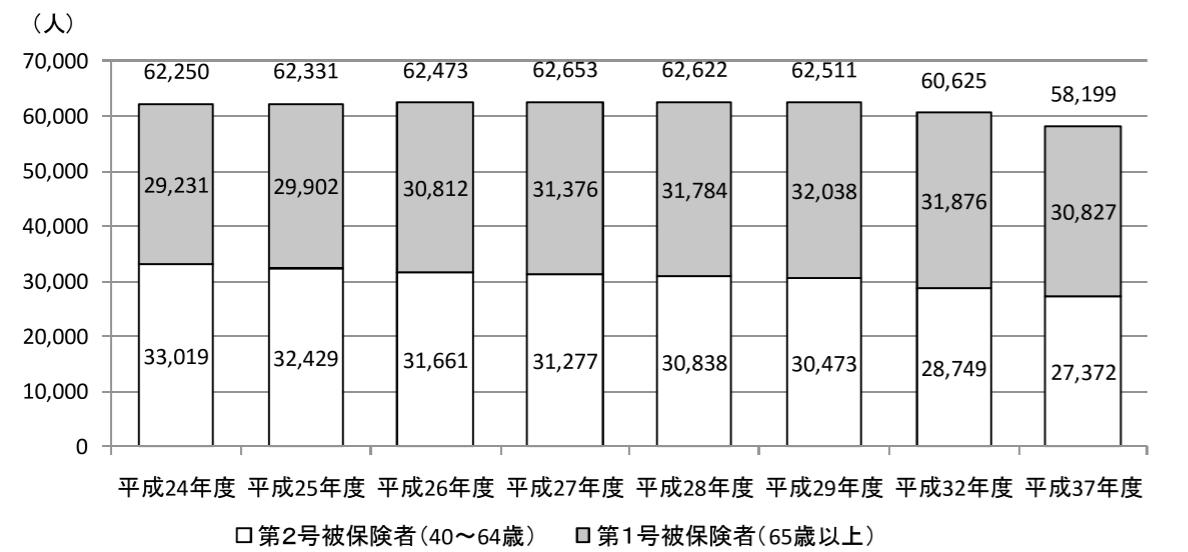
同調査では、80歳以上では40%を超える結果となっており、後期高齢者の増加とともに認知症有病者が増加します。



## (2) 計画期間中の被保険者数の推計

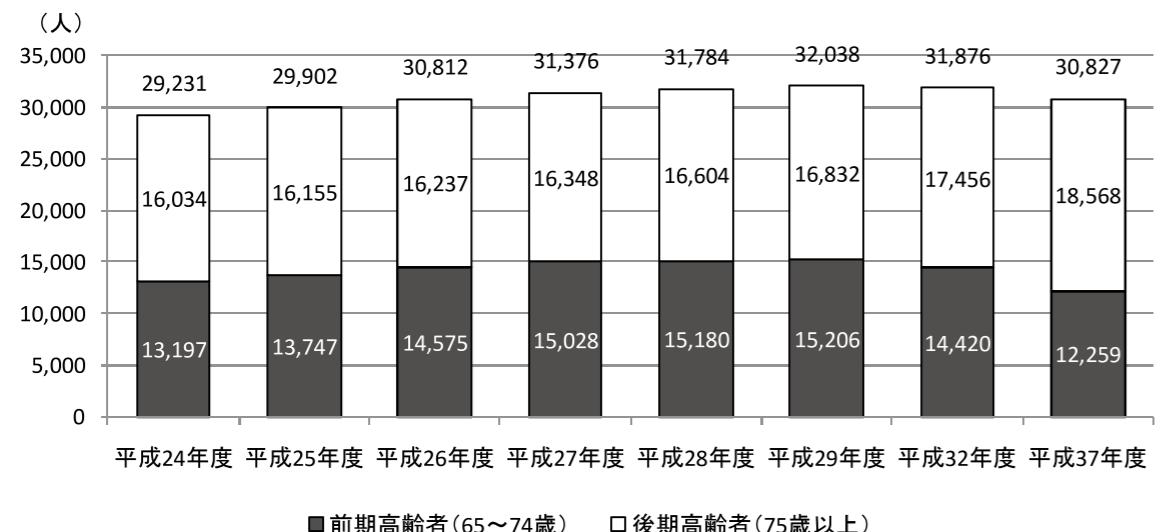
本市における今後の被保険者数の推計では、目標年度の平成29（2017）年度では62,511人となることが見込まれます。平成24（2012）年度の62,250人と比べて261人の増加となっており、第1号被保険者の増加に伴うものと考えられます。また、第1号被保険者の内訳では、65～74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに増加傾向で推移することが見込まれます。第1号被保険者の年齢別内訳では、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の間で65～69歳、80～84歳で減少が始まることが予測されます。

### ■被保険者（40才以上）数の推移



資料:住民基本台帳(平成24(2012)年度から平成26(2014)年度9月末時点)

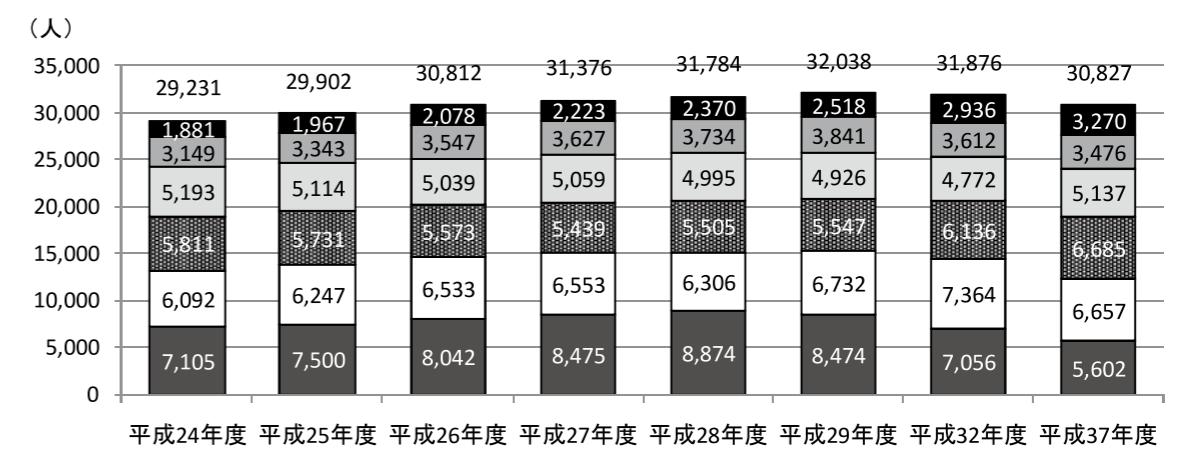
### ■第1号被保険者（65才以上）の内訳



■前期高齢者 (65~74歳) □後期高齢者 (75歳以上)

資料:住民基本台帳(平成24(2012)年度から平成26(2014)年度9月末時点)

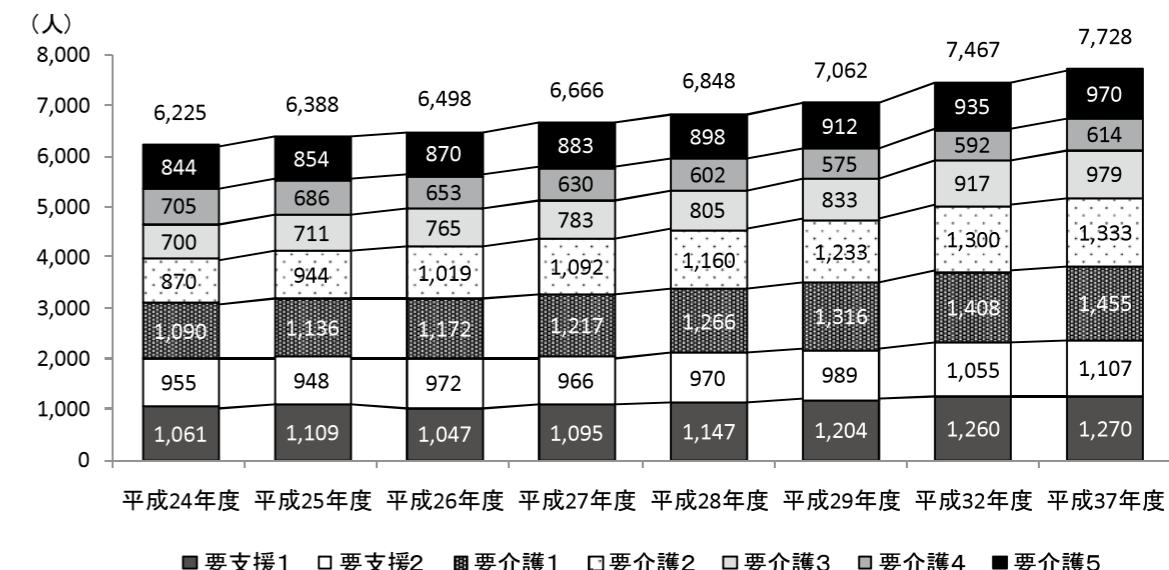
### ■第1号被保険者（65才以上）の年齢別内訳



資料:住民基本台帳(平成24(2012)年度から平成26(2014)年度9月末時点)

## (3) 要支援・要介護認定者数の推計

本市における要支援・要介護認定者数の推計では、認定者数は増加傾向で推移することが見込まれ、平成29（2017）年度では7,062人となっています。要介護度では要支援1及び要介護1～3の認定者数が増加することが見込まれます。



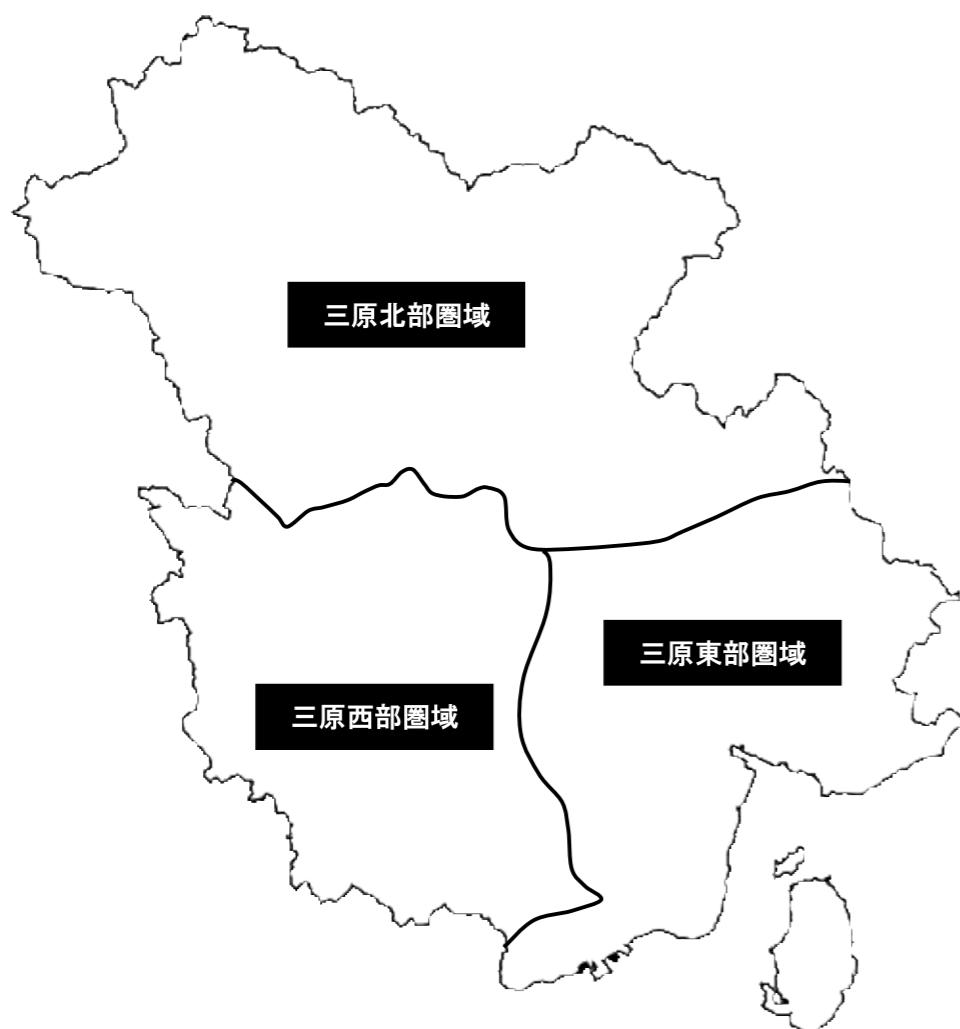
資料:介護保険事業状況報告月報(各年度9月末時点)

## 5 日常生活圏域について

### (1) 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、一定の人口規模があり地域コミュニティの単位として受け入れられやすい中学校区を圏域分の基本単位として、人口、面積、地理的条件や住民の生活形態、地域づくり活動の単位などの地域特性を総合的に検討し、三原東部圏域、三原西部圏域、三原北部圏域の3圏域を日常生活圏域として設定しています。

#### ■三原市の日常生活圏域



### (2) 圏域別の状況

#### ■三原全体

項目	平成24年4月	平成26年4月	増減
面積(km)	471.02	471.21	0.19
人口(人)	100,564	98,879	△1,685
高齢者人口(人)	65歳以上	29,231	30,812
	75歳以上	16,034	16,237
高齢化率(%)	29.07%	31.16%	2.09
要支援・要介護認定	認定者数(人)	6,084	6,431
	認定率(%)	21.16	20.99
居宅サービス利用者数(人)	3,073	3,207	134
地域密着型サービス利用者数(人)	185	252	67
施設・居住系サービス利用者数(人)	1,257	1,330	73
サービス種別	数		
居宅介護支援	32		
訪問介護	31		
訪問入浴介護	3		
訪問リハビリテーション	7		
訪問看護	10		
通所介護	35		
通所リハビリテーション	9		
短期入所生活介護	13		
短期入所療養介護	9		
特定施設入居者生活介護	4		
認知症対応型共同生活介護	7		
小規模多機能型居宅介護	13		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4		
認知症対応型通所介護	4		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		
夜間対応型訪問介護	0		
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0		
介護老人福祉施設	6		
介護老人保健施設	5		
介護療養型医療施設	4		
サービス付き高齢者向け住宅	8		
有料老人ホーム	2		
ケアハウス	2		

### ■三原東部圏域

【中学校区】第一中学校区、第二中学校区、第三中学校区(八幡町を除く)、  
宮浦中学校区、第四中学校区、幸崎中学校区

項目	平成24年4月	平成26年4月	増減
面積(km)	117.1	117.29	0.19
人口(人)	62,934	61,927	△1,007
高齢者人口(人)	65歳以上	17,829	18,795
	75歳以上	9,672	9,863
高齢化率(%)	28.33%	30.35%	2.02
要支援・要介護認定	認定者数(人)	3,664	3,940
	認定率(%)	20.89	21.27
居宅サービス利用者数(人)	1,894	2,045	151
地域密着型サービス利用者数(人)	111	174	63
施設・居住系サービス利用者数(人)	611	675	64
サービス種別		数	
介護保険居宅サービス			
訪問介護		20	
訪問入浴介護		22	
訪問リハビリテーション		3	
訪問看護		5	
通所介護		7	
通所リハビリテーション		23	
短期入所生活介護		6	
短期入所療養介護		6	
特定施設入居者生活介護		4	
認知症対応型共同生活介護		1	
地域密着型サービス			
小規模多機能型居宅介護		4	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		8	
認知症対応型通所介護		2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		4	
夜間対応型訪問介護		1	
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		0	
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設		2	
介護老人保健施設		2	
介護療養型医療施設		2	
高齢者の住まい(介護保険外)			
サービス付き高齢者向け住宅		5	
有料老人ホーム		2	
ケアハウス		2	

### ■三原西部圏域

【中学校区】第五中学校区、本郷中学校区

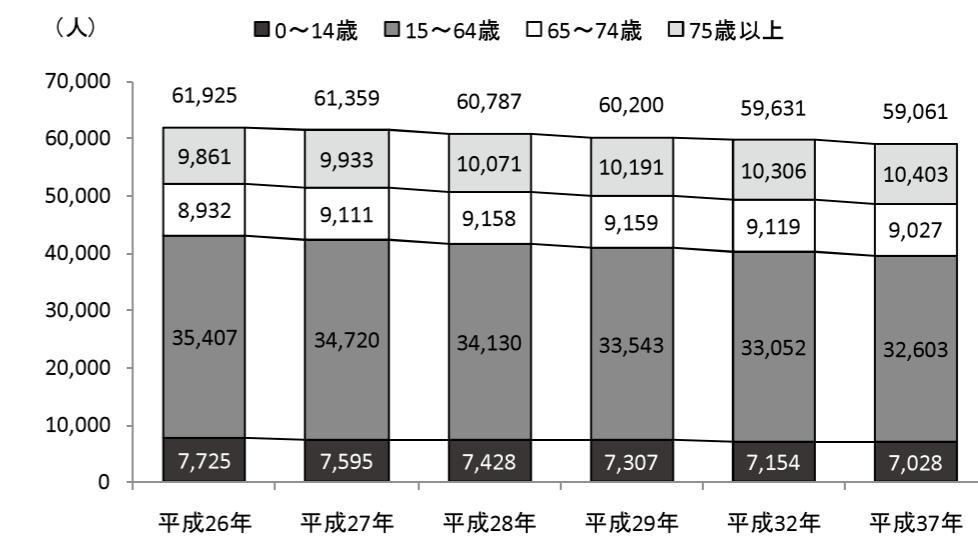
項目	平成24年4月	平成26年4月	増減
面積(km)	148.8	148.8	0
人口(人)	25,289	25,093	△196
高齢者人口(人)	65歳以上	6,805	7,342
	75歳以上	3,461	3,557
高齢化率(%)	26.91%	29.26%	2.35
要支援・要介護認定	認定者数(人)	1,353	1,404
	認定率(%)	20.32	19.47
認定率(%)	△ 0.85		
居宅サービス利用者数(人)	647	670	23
地域密着型サービス利用者数(人)	38	43	5
施設・居住系サービス利用者数(人)	345	358	13
サービス種別		数	
介護保険居宅サービス			
訪問介護		8	
訪問看護		5	
訪問入浴介護		0	
訪問リハビリテーション		1	
通所介護		1	
通所リハビリテーション		7	
短期入所生活介護		2	
短期入所療養介護		4	
特定施設入居者生活介護		3	
認知症対応型共同生活介護		2	
地域密着型サービス			
小規模多機能型居宅介護		3	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1	
認知症対応型通所介護		0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	
夜間対応型訪問介護		0	
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		0	
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設		0	
介護老人保健施設		3	
介護療養型医療施設		2	
高齢者の住まい(介護保険外)			
サービス付き高齢者向け住宅		1	
有料老人ホーム		0	
ケアハウス		0	

## ■三原北部圏域

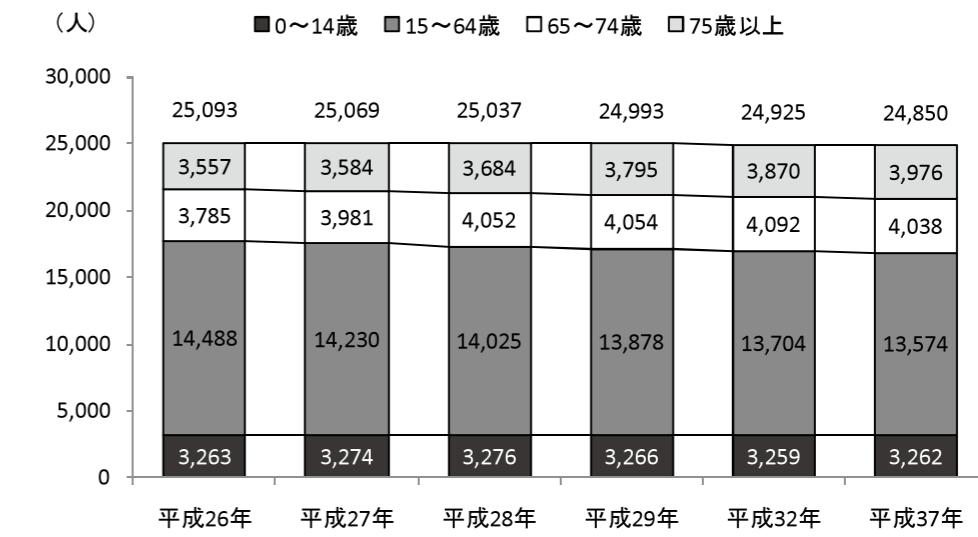
【中学校区】八幡町、久井中学校区、大和中学校区

項目	平成24年4月	平成26年4月	増減
面積(km)	205.12	205.12	0
人口(人)	12,341	11,859	△482
高齢者人口(人)	65歳以上	4,597	4,675
	75歳以上	2,901	2,817
高齢化率(%)	37.25%	39.42%	2.17
要支援・要介護認定	認定者数(人)	990	1,026
	認定率(%)	21.71	22.15
居宅サービス利用者数(人)	469	468	△ 1
地域密着型サービス利用者数(人)	32	33	1
施設・居住系サービス利用者数(人)	235	259	24
サービス種別		数	
居宅介護支援		4	
訪問介護		4	
訪問入浴介護		0	
訪問リハビリテーション		1	
訪問看護		2	
通所介護		5	
通所リハビリテーション		1	
短期入所生活介護		3	
短期入所療養介護		2	
特定施設入居者生活介護		1	
認知症対応型共同生活介護		1	
小規模多機能型居宅介護		2	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1	
認知症対応型通所介護		0	
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護		0	
夜間対応型訪問介護		0	
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		0	
介護老人福祉施設		1	
介護老人保健施設		1	
介護療養型医療施設		1	
サービス付き高齢者向け住宅		0	
有料老人ホーム		0	
ケアハウス		0	

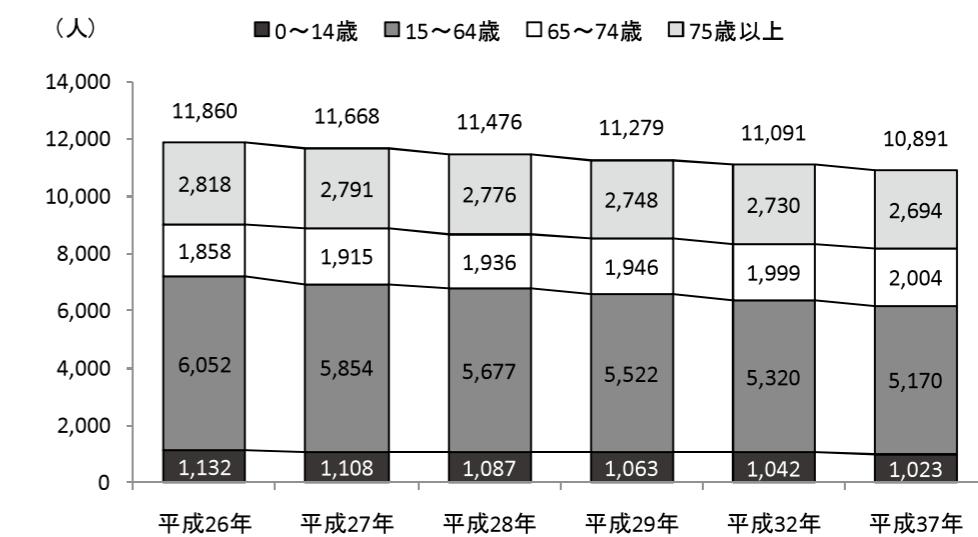
## ■三原東部圏域の人口推計



## ■三原西部圏域の人口推計



## ■三原北部圏域の人口推計



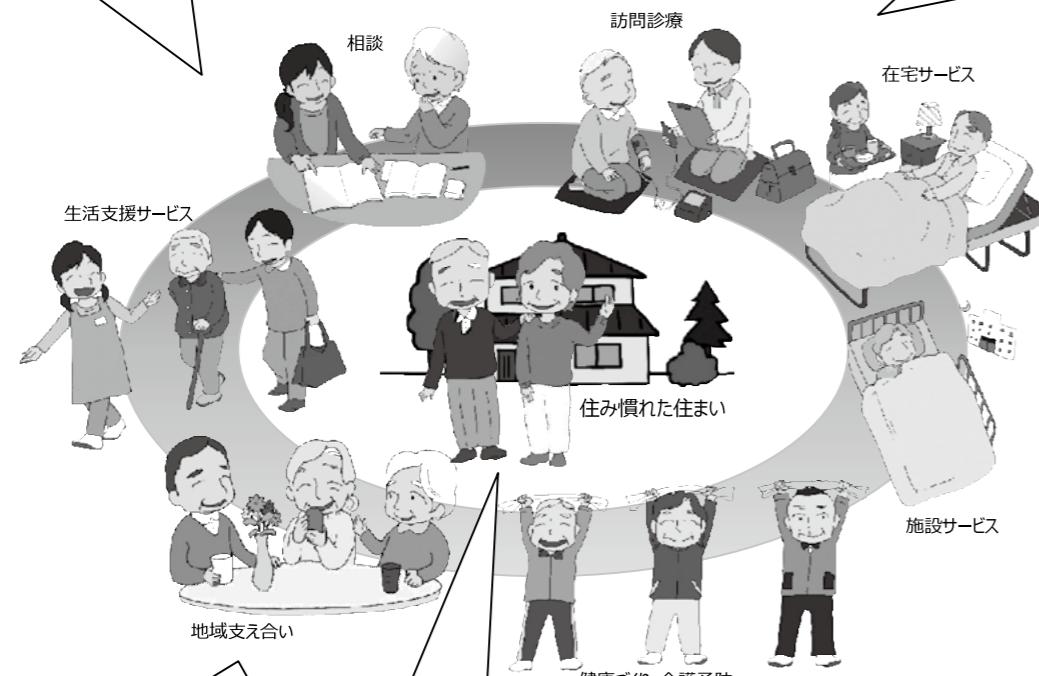
## この計画がめざすこと

2025年(平成37年)の姿  
団塊の世代が75歳以上

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。

身近なところに相談窓口があり、自分に合った必要なサービスや支援（生活支援、見守り）を受けています。

介護が必要になっても、医療を含めた様々なサービスを利用しながら、24時間、365日、安心して快適な生活を送れる環境づくりが進んでいます。



社会の担い手として、地域の中で互いに助け合い、支え合っています。

今までの知識や経験を活かして、生きがいを持った生活を送っています。

健康は自らつくるもの。健やかで充実した生涯を送れるように、健康づくり、介護予防に取り組んでいます。

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、2025(平成37)年度までの間に各地域の実状に応じた地域包括ケアシステムを構築します。

## 第2章 各論

# I 地域包括ケア体制の充実・強化

## 1 地域包括ケアシステムの構築【重点】

### 施策の方針

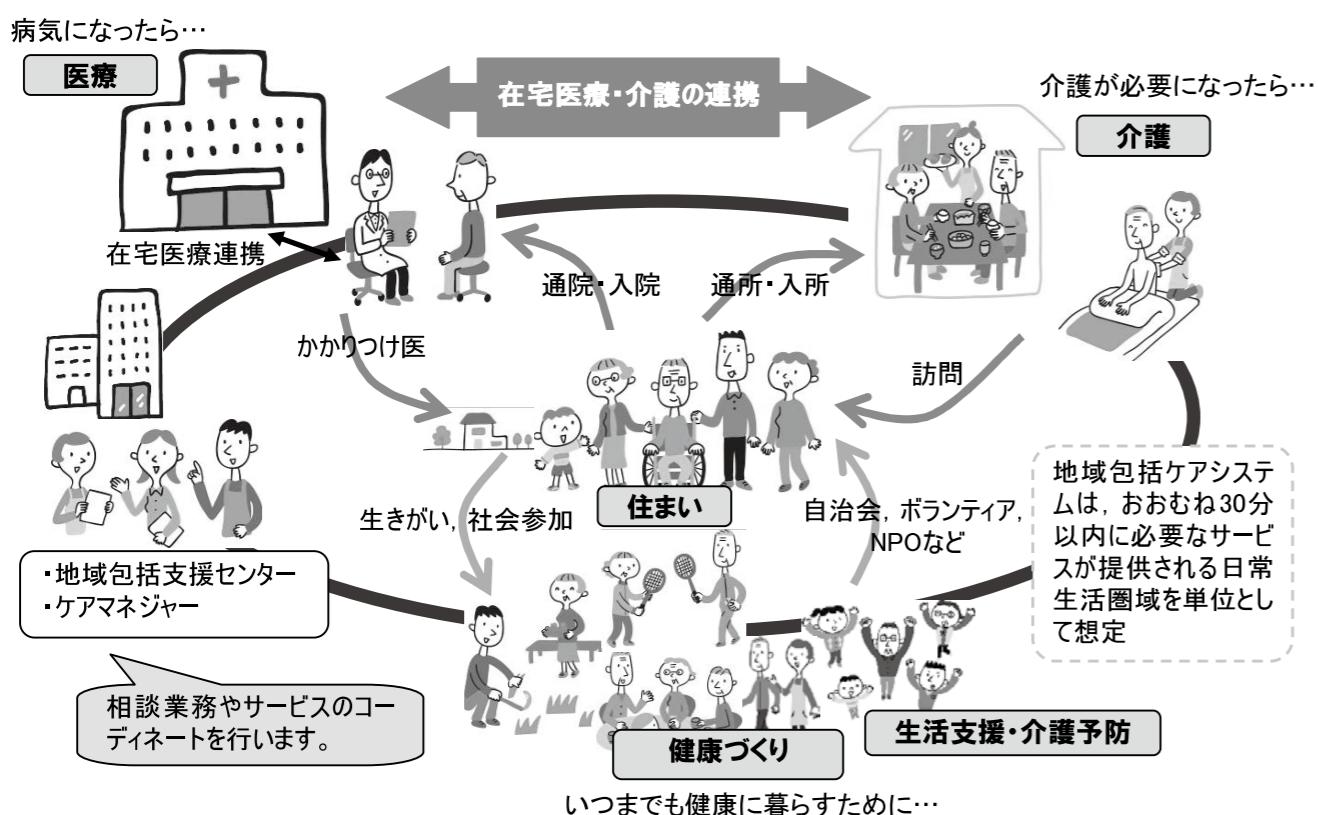
- 要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防事業を推進するとともに、特にニーズの高い認知症予防などについて、地域の力も活用した全市的な取組を図ります。
- 高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康教室や健康教育などを通じて、意識づくりや生活習慣の見直しを進めるとともに、若いうちからの生活習慣病予防、健康づくり活動を促進します。

### 主な課題

- 超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるようになります。
- 要支援・要介護状態となることを予防するため、介護予防事業などを進めてきましたが、早期からの取組に向けた意識づけをはじめ、さらなる推進が必要です。

- 本市におけるこれまでの取組を踏まながら、2025年(平成37年)を見据えて、三原市らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められる中、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けながら、必要に応じて医療や介護等のサービスを使い、最期を迎えるような体制づくりが必要です。
- 地域に暮らす一人ひとりの暮らし方に関する選択と心構えを前提に、多様な関係主体がネットワーク化を図ることが必要不可欠です。
- 住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられるしくみをつくるためには、「公助」「共助」だけでなく、「自助」を基本としつつ、多様な主体と市が協働しながら地域全体を支え合う「互助」の体制をつくることが非常に重要となります。本市では、三原市地域福祉計画において、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を示し、お互いを思いやり、助け合い、地域に暮らす誰もがその人らしく自立した生活を送るためのしくみづくりを進めています。
- 地域福祉活動では、地域の広さや大きさ、その機能を重層的に捉え、それぞれの範囲での役割が積み重なることで、一つの大きな福祉のまちづくりにつながると考えます。本市では、地域の区分ごとに役割や機能を整理しており、この考え方を通じて、高齢者の多様な生活ニーズに応えられるしくみや体制を整える環境づくり進めています。
- 市民総ぐるみの「全員参加型」で介護の問題に取り組むとともに、福祉を通した地域づくりを進めることが重要です。

### (1) 本市がめざす地域包括ケアの姿



### (2) 地域ケア会議※の充実と活用

平成18（2006）年4月に、地域包括支援センター運営協議会を設置し、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の円滑かつ適切な運営と、公平・中立性の確保に努めています。第6期においても、継続して協議会の開催を行います。

地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門職など多職種や関係者が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを検討、推進する地域ケア会議が充実するよう運営協議会において、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の取組を審議していきます。

#### ※ 地域ケア会議

介護予防や生活支援が必要な高齢者に効果的なサービス提供の調整や地域ケアの総合調整等を行うために開かれる会議のこと。

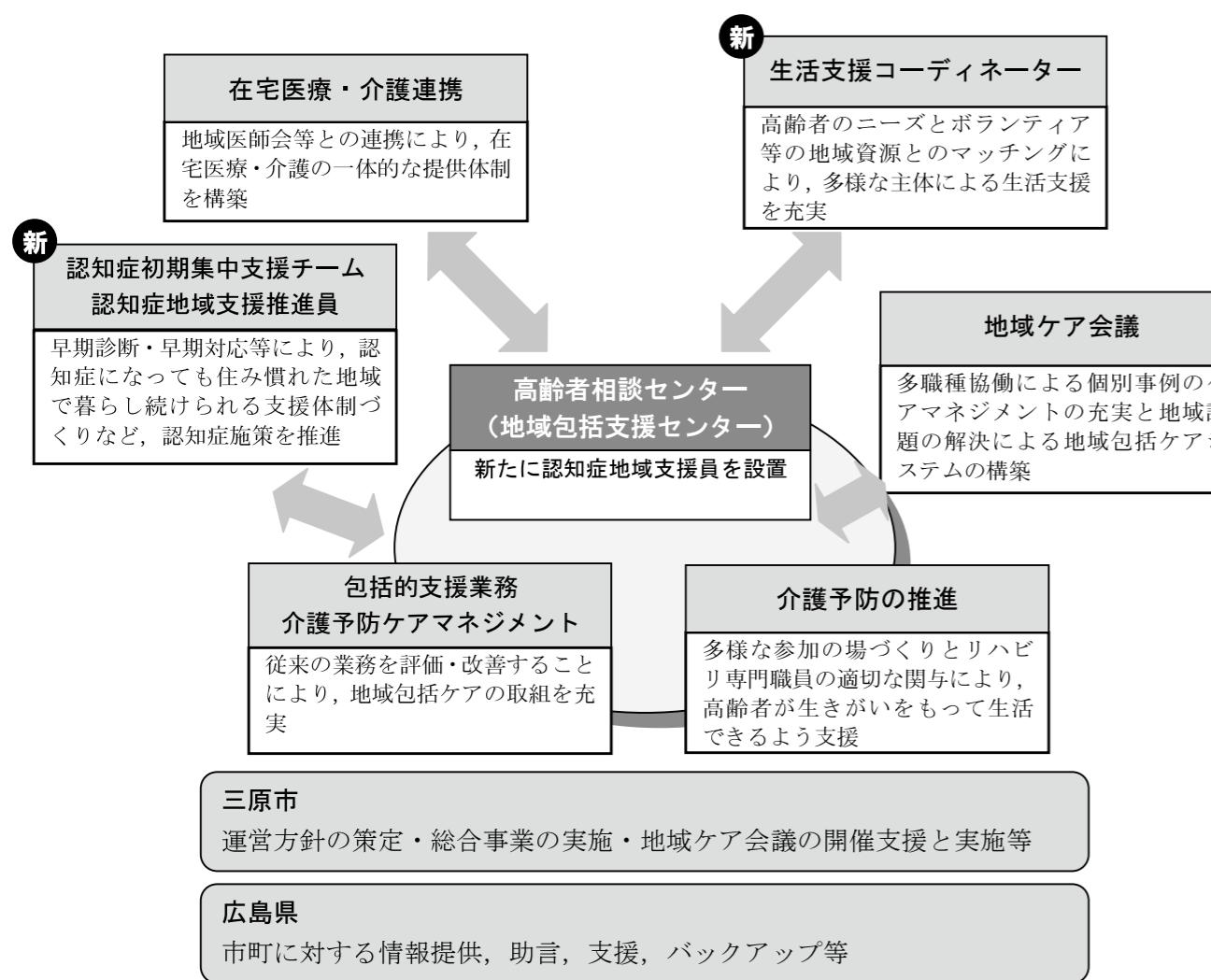
### (3) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）機能の強化

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の専門職を配置し、介護や福祉サービスの調整だけでなく、介護予防のほか、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用などの権利擁護など、高齢者の総合的な支援を行っています。

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、日常生活圏域を鑑み、おおむね人口の2～3万人につき（第1号被保険者3,000人以上6,000人未満）1か所の設置で、三原東部圏域に3か所、西部圏域に1か所、北部圏域に1か所の計5か所設置しています。また、認知症地域支援推進員を新たに設置し、認知症対応力を充実させます。さらに、認知症カフェの企画運営を推進し、認知症の人とその家族を支援する機能を充実させます。

そして、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、機能の強化を図るとともに、制度改正に伴う「新しい総合事業」において地域のコーディネート役が期待されることから、相談機能、調整機能のさらなる充実を図ります。

また、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の補完的機能を持つ高齢者相談窓口3か所の周知を行い、地域住民の身近な相談窓口になるよう努めます。



### (4) 在宅医療と介護の連携推進

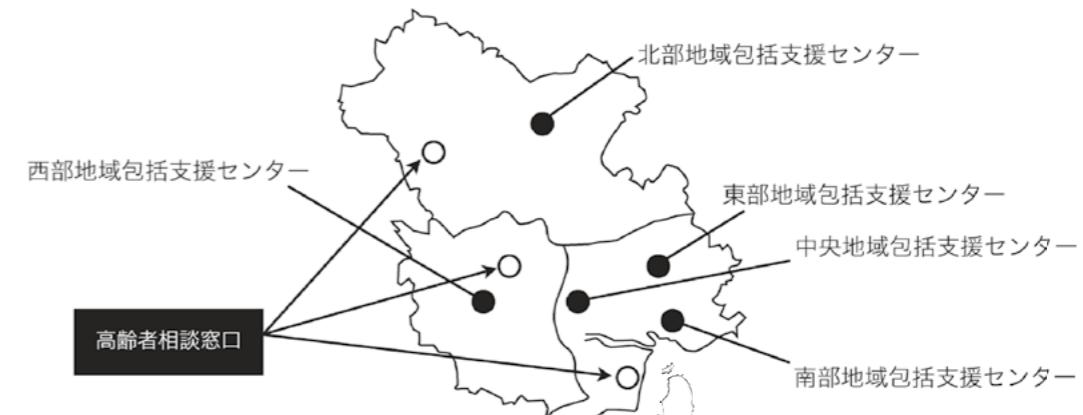
平成25（2013）年度に三原市医師会主体で開催された「三原市地域包括ケア連携推進協議会」を継承し、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けられ、医療と介護サービスが一体的に受けられるように取り組みます。そのため、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、医師、歯科医師、薬剤師、医療機関等の連携を図り、包括的継続的マネジメント支援ができるよう医療と介護の連携を推進します。また、第5期中に創設された、重度者を中心とした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス」の拡充を図ります。

### (5) その他の地域包括ケアシステムの構築事業

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は指定介護予防支援事業所として要支援者の介護予防ケアマネジメント業務を行っています。

今後は、職員の研修等を通じて地域包括ケアの理解を深め、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント事業・総合相談支援事業・包括的継続的支援事業・権利擁護事業）の充実を図ります。

■高齢者相談センター（地域包括支援センター）配置図



## II 健康づくり・介護予防の推進

### 1 健康づくりの推進

#### 施策の方針

- ヘルスプロモーションによる健康づくりを推進します。
- 病気の予防や悪化を防ぎながら、元気増進対策との調和のとれた健康づくりをめざします。
- 地域特性を活かした健康づくり・食育に取り組みます。
- 健康・食育分野での多様な主体の協働を促進します。

#### 主な課題

- 本市の平均寿命は女性は全国、広島県の平均寿命を上回っていますが、男性は全国、広島県の平均寿命を下回っています。平均寿命と健康寿命の差については、男性よりも女性のほうが差があり、不健康な期間が長くなっています。平均寿命と健康寿命の差を短縮することは、医療や介護を必要とする期間が短くなることからも、健康寿命の延伸に向けた取組を進めていく必要があります。
- 生活習慣病での受診者は50歳代から増えはじめ、60歳代からは重症化した疾患での受診が増えはじめており、生活習慣病の改善や重症化予防が重要です。また、特定健診受診率や特定保健指導利用率は低迷しており、引き続き市民の健康づくりが定着するよう進めていく必要があります。

#### ■平均寿命の比較

	平成12年度		平成17年度		平成22年度	
	男	女	男	女	男	女
全 国	77.71	84.62	78.79	85.75	79.55	86.30
広島県	77.76	85.09	79.06	86.27	79.90	86.91
三原市	78.1	85.3	79.2	86.2	79.29	87.18

資料:厚生労働省市町村別生命表

#### ■本市の健康寿命（平成22（2010）年）

	広島県		三原市	
	男	女	男	女
①平均寿命	79.90	86.91	79.29	87.18
②健康寿命	78.38	83.53	77.81	83.79
①-②不健康な期間の平均	1.52	3.38	1.48	3.39
算定方法	日常生活動作が自立している期間の平均（介護保険情報を用いて算出）			

出典:健康寿命の算定方法の指針(平成24(2012)年11月 広島県)による算出

#### (1) 健康増進事業の推進

##### ①食育の推進

高齢期を元気でいきいきと暮らせるように、健康・食育みはらプランの「栄養・食生活・食育」「歯・口腔」領域の目標達成に向け、食生活の質の向上と共に食（きょうしょく）を推進します。

具体的には、健康な食生活の習慣化をめざし、出前講座や食生活改善講習会等により、低栄養や嚥下食などの高齢者特有の課題にも取り組みます。

また、成人歯科検診の実施や8020推進事業等を通じて、歯及び口腔の健康づくりを進めます。

##### ②活発な身体活動の推進

ウォーキング等の健康づくり活動やスポーツ教室等各世代のニーズに合ったものを取り入れ、誰もが積極的に身体活動量を高めていくことができるよう、ロコモティブシンドローム予防の効果的な運動プログラムの普及啓発など、運動に取り組める環境整備を積極的に進めます。

##### ③健康管理の推進

生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けて、市民意識に対応した行動変容をもたらす対策を検討し、健康教育・健康相談・健康診査を実施するとともに、健診受診率を向上させる取組を行います。

また、健診未受診者に対し、かかりつけ医や薬局薬剤師、地域のボランティアなどから、受診を働きかけるしくみづくりを行います。

さらに、特定健康診査・基本健康診査受診者の事後指導を行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図ります。

##### ④健康づくりを通した地域活動の推進

地域社会全体で相互に支え合い、つながりを深めながら健康増進・元気増進を進めます。

健康づくりを目的とした地域活動に積極的に関わっていく市民を増やし、健康づくりだけでなく、地域のつながりを強化するような自助・共助を引き出す活動へと拡大するよう、食生活改善推進員、運動普及リーダー、健康づくり推進員などの人材育成と活動を推進します。

## 2 介護予防の推進

### 施策の方針

- 介護を要する状態になることをできるだけ防ぐ「介護予防」に重点的に取り組むために、地域支援事業を積極的に推進します。
- 地域でいきいきと生活できるよう、介護予防に関する広報や情報提供に努めます。
- 地域の介護予防活動などを積極的に支援します。

### 主な課題

- 介護予防事業の認知度について、『知っている』(「よく知っている」「少し知っている」と回答した人では、筋力トレーニング事業は、前回調査時は23.8%でしたが、今回は27.9%と上がっています。
- 介護予防教室の認知度は、前回調査時は20.2%でしたが、今回は21.0%とほぼ横ばいとなっています。
- 認知症予防教室の認知度は、前回調査時は25.3%でしたが、今回は26.2%とほぼ横ばいとなっています。
- 介護予防健康体操教室は、平成24(2012)年度では138回であったものが、平成25(2013)年度には313回となっており、回数は増えています。
- 介護予防に関する知識の普及はできつつありますが、事業によっては地域によって参加者数に差があることや、介護予防の意識が薄れ、集うだけとなっているところもあり、参加しやすい環境づくりや事業内容の充実を図っていくことが求められます。

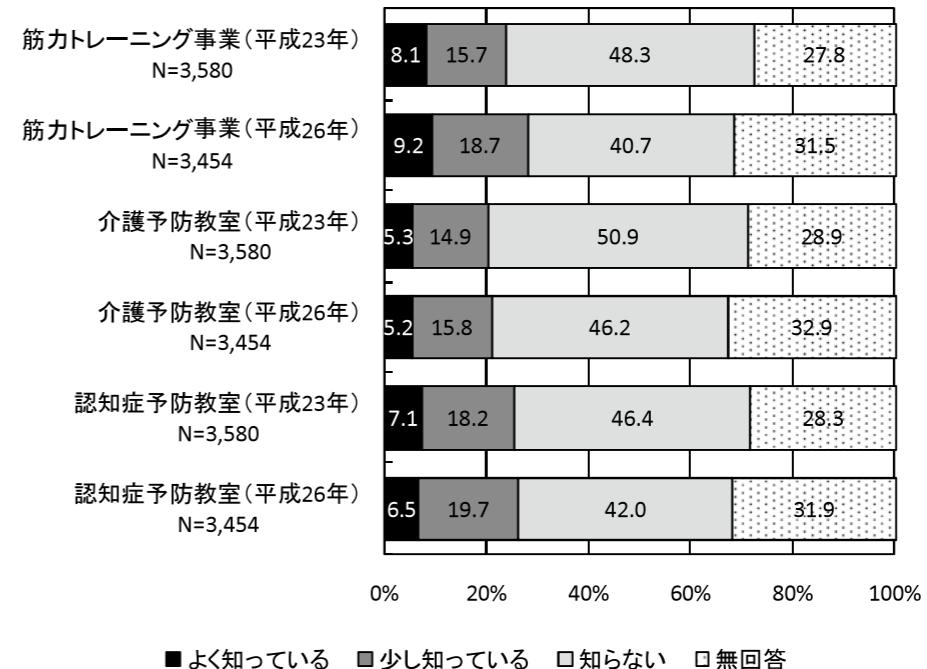
### ■樂々貯筋クラブ

区分	平成24年度	平成25年度
開催回数（回）	54	51

### ■介護予防健康体操教室

区分	平成24年度	平成25年度
開催回数（回）	138	313

### ■介護予防事業の認知度



資料：日常生活圏域ニーズ調査（平成23（2011）年、平成26（2014）年）

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

#### ①介護予防デイサービス

介護予防が必要な高齢者に対して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の介護予防ケアプランに基づき、介護予防通所介護事業所で個別介護予防計画を作成し、日常生活向上支援を基本に運動器の機能向上プログラム、低栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムを実施します。

#### ②はつらつ教室

介護予防が必要な高齢者に対して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の介護予防ケアプランに基づき、運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士等により個別サービス計画を作成し、運動機能向上プログラム、低栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムを各地域単位で実施します。

#### ③パワーリハビリ講習会

月1回の講習会を修了後、パワーリハビリ機器の開放時間内に自主的にトレーニングを行う事業で、利用者の介護予防につなげます。

#### ④介護予防健康体操教室

介護予防のための健康体操教室を定期的に開催します。

## ⑤訪問型介護予防事業

介護予防が必要な高齢者で、閉じこもり・認知症・うつ等のおそれのある高齢者に対しては、保健師・看護師が自宅を訪問し、介護予防や状態の改善ができるよう訪問相談支援を行います。

## ⑥介護予防教室

高齢者相談センター（地域包括支援センター）への委託事業として、地域で介護予防の普及につながる教室を実施します。

## ⑦地域高齢者介護予防相談事業

保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が、地域の公民館やふれあいきいきサロン、老人クラブに出向き、介護予防に関する出前講座・健康相談を実施します。

## ⑧楽々貯筋クラブ

町内会単位の小地域において、運動（高齢者筋力向上体操）を中心とした体力の維持向上を図ります。

## （2）一般介護予防事業の推進

### ①介護予防把握事業

基本チェックリスト（げんき確認シート）を高齢者に郵送し、その回答から、介護予防が必要な高齢者を決定して、その後高齢者相談センター（地域包括支援センター）の介護予防ケアマネジメント（介護予防事業利用）につなげています。

### ②介護予防普及啓発事業

介護予防について、より正しい知識と介護予防意識の向上及び習慣化が図れるよう、運動教室や介護予防のための講習会、介護予防に役立つ資料をファイルできる手帳配布等の実施により、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を行います。

### ③介護予防自主グループ支援事業

地域で育成した介護予防自主グループに、出前講座等による活動支援を行います。

### ④介護予防研修会

高齢者の栄養・口腔・運動器の機能低下防止の観点から、介護予防の普及を図ることを目的に、市民及び健康づくり推進員、老人クラブ、サロン、介護予防自主グループなどを対象とした介護予防研修会を実施します。

## ⑤介護予防評価検討会

介護予防に携わる学識経験者や専門職、関係者と連携を図り、プロセス評価（連携効果等）やアウトプット評価（実施人数等）、アウトカム評価（予防効果等）の事業の検討を行います。

## ⑥地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業に取り組み、地域の場づくりを支援します。

## （3）その他の生活支援サービスなど

### ①栄養改善・地域高齢者食生活改善事業

三原市食生活改善推進員連絡協議会に対して、活動補助として補助金を交付し、食生活改善推進員が地域の高齢者を対象に、介護予防を目的とした栄養講話、運動実習、調理実習などを実施します。

### ②介護予防手帳の配布

介護予防に関する資料や介護予防事業の実施の記録を綴じる手帳で、介護予防に役立てるため、65歳以上で介護予防事業に参加する人に配布します。

### ③資質向上研修会

介護予防事業者やケアマネジメントの従事者を対象に、介護予防に関する資質向上のための研修を実施します。

### 3 認知症対策の推進【重点】

#### 施策の方針

- 認知症に対する市民の理解を深め、支援の輪を広げます。
- 認知症への気づきができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 認知症初期集中支援チームを中心に、認知症の疑いのある高齢者の早期対応に努めます。
- 認知症予防、重度化防止に向けた取組を進めます。

#### 主な課題

- 認知症の認定者は年々増加しています。認定者の日常生活自立度では自立の人が減少しており、比較的軽度の認定者が増えています。
- 自分自身や家族の認知症について、不安を感じている人は52.8%となっています。また、不安の内容で上位にあげられたのは、「記憶力の低下・物忘れ」が29.9%、「経済的な不安」が25.5%となっています。一方で、認知症予防に取り組んでいる人は19.9%にとどまっており、認知症を相談した人は4.1%となっています。
- 認知症高齢者が増加している中、認知症に関する不安を感じている人も多い状況です。一方で、認知症予防に取り組んでいる人は少ない状況となっています。そのため、引き続き、認知症に対する正しい知識を普及し、理解の促進と認知症予防に努めるとともに、認知症の相談窓口の周知を図り、早期発見・早期対応ができる体制を整えていく必要があります。
- 認知症センター養成事業では受講者数は平成24(2012)年度の592人に対し、平成25(2013)年度で1,090人と増加しています。また、認知症予防講演会についても参加者数は平成24(2012)年度の190人から平成25(2013)年度では307人と増えています。
- 認知症に関する関心が高くなっていますが、若い世代のセンターーや参加者が少ないなど若い世代に対する認知症理解に向けた啓発が必要となっています。

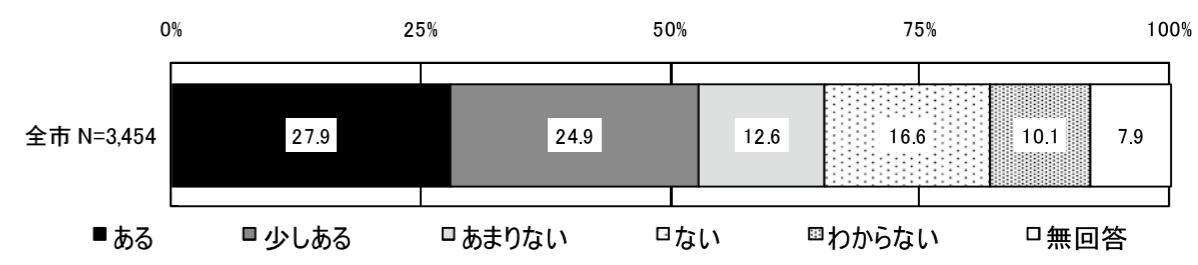
#### ■認知症センター養成事業

区分	平成24年度	平成25年度
参加者数（人）	592	1,090

#### ■認知症予防講演会

区分	平成24年度	平成25年度
参加者数（人）	190	307

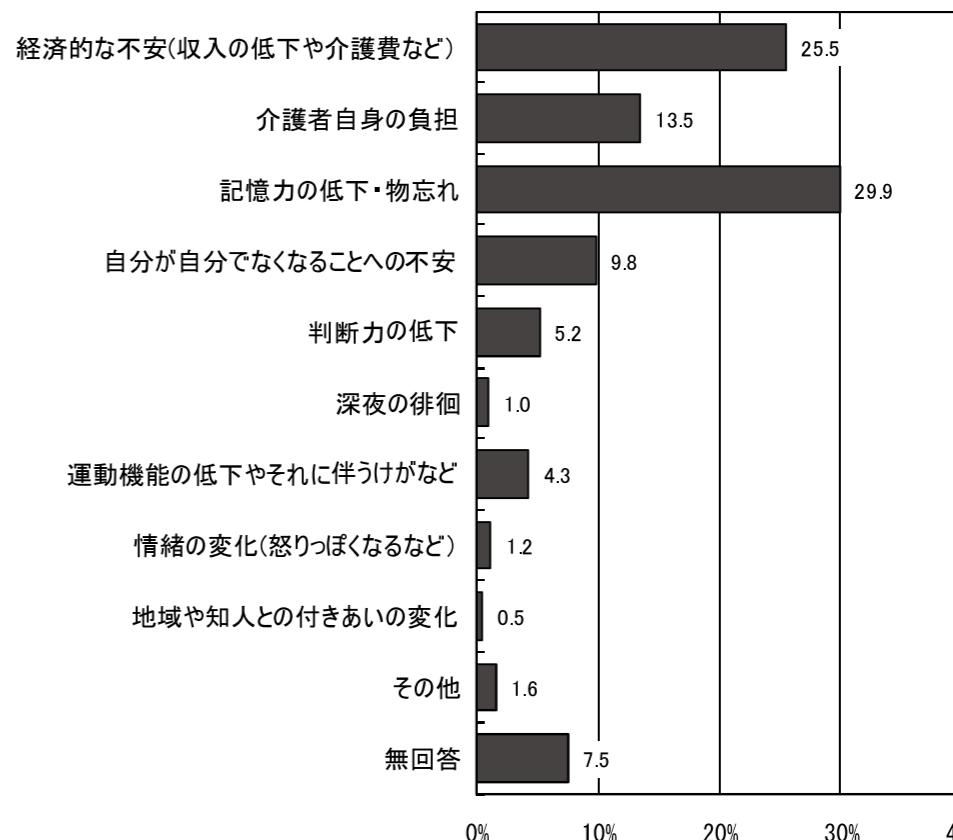
#### ■認知症への不安のある人の状況



資料：三原市日常生活圏域ニーズ調査（平成26（2014）年）

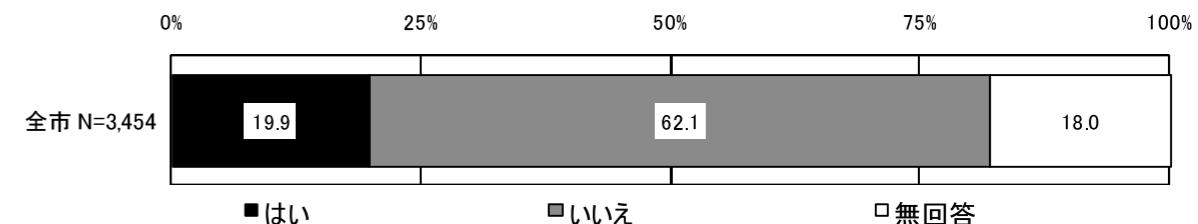
#### ■認知症の不安の内容

全市 N=1,825



資料：三原市日常生活圏域ニーズ調査（平成26（2014）年）

#### ■認知症予防に取り組んでいる人の状況



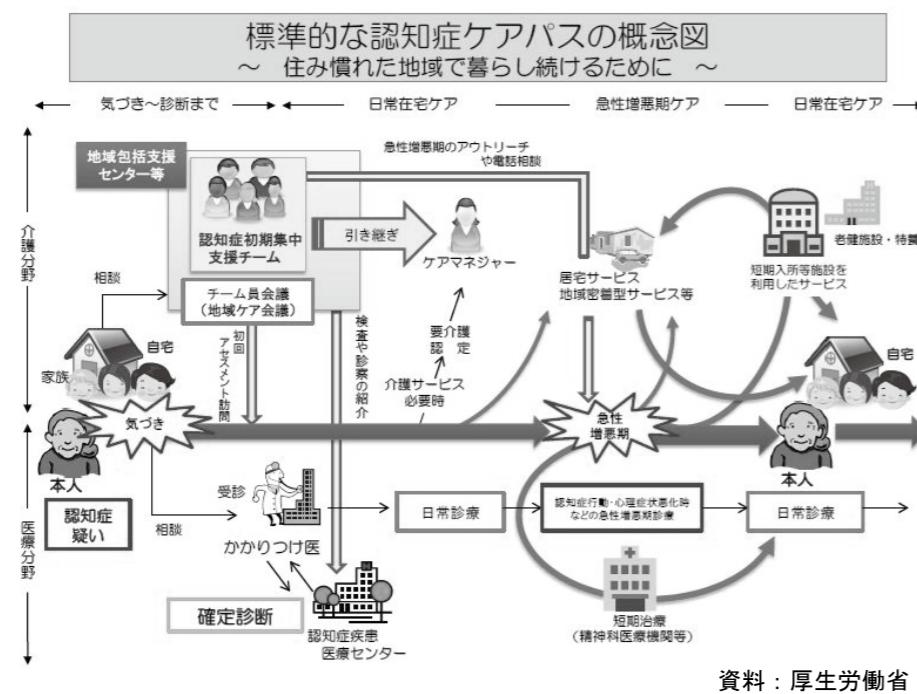
資料：三原市日常生活圏域ニーズ調査（平成26（2014）年）

## (1) 認知症ケアパス<sup>※1</sup>の構築

認知症の状態に応じたサービス提供等を実施していくため、認知症ケアパスを作成するとともに、相談支援体制の強化を図ります。

かかりつけ医から専門医療機関へつなぎ、確定診断を受けたのち、早期から治療をはじめていく連携パスを、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、三原市医師会、市内医療機関、介護事業者などと連携しながら広げます。

### ■標準的な認知症ケアパスの概念図



## (2) 認知症初期集中支援チーム<sup>※2</sup>の設置

認知症対策を総合的に検討することを目的に、認知症を取り巻く関係機関の団体から推薦された委員で構成される「三原市認知症ケア会議」を核として「認知症初期集中支援チーム」の設置、運用を進めます。

「三原市認知症ケア会議」において、引き続き検討しながら、かかりつけ医を中心とした認知症の早期受診・早期相談・治療体制の充実を図ります。

### ※1 認知症ケアパス

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを標準的に示すもの。

### ※2 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

## (3) 認知症地域支援推進員<sup>※1</sup>の配置と運用

認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する認知症地域支援推進員を高齢者相談センター（地域包括支援センター）に配置します。この専門職により、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人や、その家族を支援する相談業務等の対応力を高め、実施します。

## (4) 認知症対策事業の推進

認知症の高齢者が地域で安心して暮らすためには、周囲が認知症を正しく理解し見守り支えることが必要です。そのため、認知症の理解、予防方法、早期発見・早期受診の必要性、地域の見守りなどの普及啓発に取り組みます。

### ①認知症サポーター<sup>※2</sup>養成事業

認知症キャラバンメイト<sup>※3</sup>と連携して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解を啓発し、地域で認知症の人が安心して暮らせる地域づくりに努めます。  
学校教育分野や、職域分野への普及啓発を推進し、若い世代の参加促進を図ります。  
市職員や認知症サポーターにオレンジリング<sup>※4</sup>の着用を推進し、市全体で認知症に対する理解向上に取り組みます。

### ②認知症予防講演会

認知症の人と家族の会、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、民生委員児童委員、三原市社会福祉協議会等と連携して、認知症の理解を広げるための講演会を実施します。  
講演会後にアンケートを実施し、市民の関心が高い内容を次のテーマとして講演会を実施するなど、市民の興味や地域の実情に合った講演会の開催に努めます。  
若い人や新規の受講者の参加を促進するため、関係部局、関係団体等を問わず、広く事業の周知を図ります。

### ③認知症予防教室

老人クラブ活動の一環として、また地域において、事業の継続や参加者の増加につながるよう、様々な手法を取り入れながら、脳の機能を鍛えるための認知症予防・啓発を行います。

#### ※1 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う人のこと。

#### ※2 認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を身につけ、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のことをいう。「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。

#### ※3 認知症キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催する際、講師役を務める人のこと。

#### ※4 オレンジリング

認知症サポーターが認知症の人やその家族を支援する「目印」としてつけているブレスレット（オレンジリング）のこと。

#### ④認知症高齢者家族やすらぎ支援事業<sup>※1</sup>

認知症介護に関する基礎知識の研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）を、認知症高齢者の自宅へ派遣し、一定時間見守りを行ったり、話し相手となることで、認知症高齢者を介護する家族への支援を行います。

やすらぎ支援員の登録が少ない地域を中心に養成講座を開催し、登録支援員数の拡充を図ります。

ひとり暮らしの認知症の人に対する見守りサービスの実施を検討します。

#### ⑤認知症高齢者を支える家族の会との連携

認知症高齢者を介護した経験をもつ家族や現役介護者でつくる家族の会は、市内に3つあり、認知症高齢者を介護する家族の相談などを行っています。三原市社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、高齢者相談センター（地域包括支援センター）及び保健、高齢者福祉関係者との連携を強化し、家族の会の支援に努めます。

また、同じ悩みを抱える人同士での相談を進めるため、相談を受けた際には、希望者に対して家族の会についての情報提供を行います。

#### ⑥認知症カフェ<sup>※2</sup>の運営

認知症になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、認知症カフェを運営し、認知症の人やその家族が集える場を提供します。

## 4 生きがいづくりの推進

### 施策の方針

- 生涯学習等を通じて、高齢者が趣味・生きがいのある生活が送れるように支援するほか、地域活動やボランティア活動への社会参加を積極的に推進していきます。
- 元気な高齢者が働くことができる地域社会づくりを促進します。
- 元気な高齢者の活力を、地域活動等に活かせる地域づくりを進めます。

### 主な課題

- 地域の高齢者が利用しやすいよう、地域の集会所等、身近な場所での活動の場づくりが求められています。
- 地域の高齢者が増加しているにもかかわらず、老人クラブなどへの参加者が減少しており、また地域行事への参加者の固定化も進んでいます。
- 趣味や生きがいを持っている高齢者は増加していますが、地域の仲間と趣味活動や生きがい活動を行う高齢者は少なく、個人や家族での楽しみ方が優先されています。
- 元気な高齢者が地域を支えるしくみづくりが求められています。
- サロン等の支援者の不足など、地域活動を支える人材の育成が求められています。

### (1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援

#### ①生涯学習活動の推進

急速に進展する高齢化に対応し、活力ある高齢社会への円滑な移行を図るには、高齢者に適切な学習機会を提供するとともに、ボランティア活動など社会参加活動を推進するなど、高齢者の学習需要に応じた各種の学級・講座の開設や世代間交流事業を推進することが必要です。

老人大学、中央公民館、コミュニティセンター等において生涯学習の場と機会を提供し、高齢者の生きがい活動、社会参加の促進を図ります。

#### ②在宅要援護者仲間づくり事業の推進

高齢者の閉じこもり防止や地域住民の自主的な助け合い、支え合いと、社会的孤立感の解消及び自立生活の維持を図るため、三原市社会福祉協議会を中心に、サロンの運営を行います。

サロンの運営にあたっては、地域福祉推進コーディネーターを配置し、運営支援を行います。

また、サロンの支援を行う人材の育成に努め、元気な高齢者のサロンへの参加を募ります。

地域の高齢者がいつでも集うことのできる、常設サロンの充実を促進します。

#### ③老人クラブ活動の支援

老人クラブは、地域の高齢者で構成する自主的な団体で、仲間づくりを通して生きがいづくりと健康づくりに努め、自らを高めて生活を豊かにするとともに、その知識や経験を活かして、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

生きがいや地域活動の場として、多くの高齢者が参加するよう、その取組を支援します。

※1 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

やすらぎ支援員が家族が外出することが必要な時間帯または、介護疲れで休息が必要な時間帯に認知症高齢者の家庭を訪問し、簡単な見守りや話し相手となる事業。

※2 認知症カフェ

認知症の人とその家族や地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集える場のこと。

## (2) 生きがい活動の支援

### ①高齢者創作活動事業

高齢者の生きがい活動の一環として、久井高齢者創作館と大和創作センターにおいて陶芸等の活動を行い、高齢者の創作活動の推進を図っています。

創作センターの活動の広報に努め、創作センターの利用団体や利用者数の増加を図るとともに、高齢者の生きがい活動を支援します。

### ②生きがいデイサービス事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、通所による社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的に、鷺浦町で実施しています。

地域住民のニーズを図りながら適切な支援となるよう実施します。

## (3) 高齢者の就労・ボランティア活動等への支援

### ①ボランティア活動支援事業の推進

市民が行う保健福祉・教育・環境・防犯防災・子育て等のボランティア活動や市民活動の支援、活動の担い手の育成、市民活動団体の立ち上げを支援し、活動を継続・活性化させるため、その役割を担うボランティア・市民活動サポートセンターの機能充実を図ります。

地域住民が、支援する人、支援される人という区別をなくし、地域の誰もが自分のできることを地域に貢献できる環境づくりに努めます。

団塊の世代の退職者などを対象に、地域貢献に関する講座やセミナーの開催を進めます。

### ②シルバー人材センター事業の支援

三原市シルバー人材センターは、「自主・自立」「共助・共働」を基本理念とし、働くことによって社会参加と生きがいの充実を図ることを希望する高年齢者に、就業の機会を提供しています。

高齢者が長年培った豊富な知識や経験、技能等を生かし、就労による社会参加と生きがいの充実を図るために、シルバー人材センターで実施可能な業務について、積極的に委託し、高齢者の就業機会の確保を支援します。

また、シルバー人材センターの会員の拡大に向けて積極的にPRを行います。

# III 地域生活を支えるサービスの充実

## 1 安心できる住まいの確保

### 施策の方針

- 高齢者が身体機能が低下しても住み慣れた地域・自宅で安心して自立した暮らしを送るために、介護保険施設をはじめとする多様な施設や、多様な住宅の確保、検討を進めます。
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等(高齢者住まい法)に基づく、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の活用を進めます。
- 国土交通省及び広島県の住生活基本計画に基づき、本市でも住生活基本計画を上位計画とする住宅マスターplanを策定し、住生活の安定の確保及び向上の促進を図ります。

### 主な課題

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、自宅での生活が困難となった場合の選択肢として、「施設」「住宅」などの多様な「住まい」の場を確保していくことが必要となります。
- 病院や老人保健施設を退所した際の受け皿の整備が求められており、必要な医療・福祉サービスが提供できる在宅の生活の場が必要です。

## (1) 施設サービス及び住環境の充実

### ①養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を養護老人ホームに入所させ、健康維持及び生活の安定を図ります。

### ②軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、独立して生活するには不安のあるひとり暮らし等の高齢者が、入所後も引き続き自立した生活が送れるよう、食事・生活相談といったサービスを提供する福祉サービスにより対応することを基本としています。

市内には2か所のケアハウスがあります。

### ③有料老人ホーム

おおむね60歳以上の方で、本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担の施設です。施設の特色を生かした各種サービスを提供しています。

市内には2施設あります。

### ④サービス付き高齢者向け住宅

単身高齢者・夫婦のみ世帯が安心して暮らせる賃貸住宅として、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅です。

平成23（2011）年10月から登録制度がスタートし、平成26（2014）年8月現在で市内に8か所が登録されています。

## 2 住み慣れた在宅生活への支援【重点】

### ⑤シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）

平成12（2000）年度に市営小西北住宅1号館（シルバーハウジング）が35戸完成し、平成13（2001）年度から住宅供給を行っています。高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。生活援助員による見守りサービスや生活相談等を受けることができます。引き続き、住宅の担当課と連携を図り生活援助員の派遣事業を実施します。

### ⑥住宅改修の充実

心身の機能が低下した高齢者が家庭内で安全に生活できるよう、住宅の改修が必要な場合に、要支援・要介護者と認定された人に対して、介護保険制度で20万円を上限に、その9割の改修費用を支給しています。

要支援・要介護認定者だけでなく、運動器の機能の低下がみられる一般高齢者に対しても、住み慣れた自宅での転倒を予防し、安全に生活を継続できるように、手すりの設置や段差解消など軽微な住宅改修にかかる費用の支給を継続します。

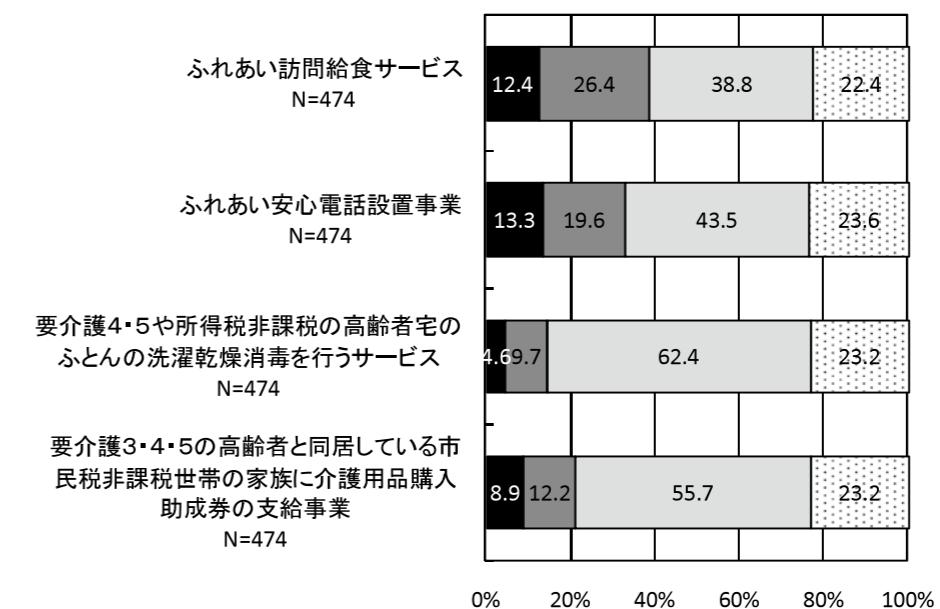
#### 施策の方針

- すべての高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、介護サービスのみならず在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者実態把握調査を定期的に行い、高齢者の世帯状況を調査するとともに、民生委員児童委員やボランティア、関係機関とも連携して高齢者を支援し、生活環境の改善に取り組みます。

#### 主な課題

- 本市が実施している在宅福祉サービスの認知度、利用意向について調査しました。認知度について、『知っている』（「よく知っている」「少し知っている」）と回答した人が最も高かったサービスは、「ふれあい訪問給食（弁当を配食し安否確認するサービス）」で38.8%でした。次いで、「ふれあい安心電話（ひとり暮らし高齢住宅に緊急通報装置設置）」（32.9%）、「介護用品購入助成券の支給」（21.1%）、「寝具洗濯乾燥消毒サービス」（14.3%）の順でした。今後の各サービスの利用意向では、「利用したい」と回答した人が最も高かったサービスは、「介護用品購入助成券の支給」の31.2%で、次いで「寝具洗濯乾燥消毒サービス」（25.7%）、「ふれあい安心電話」（16.9%）、「ふれあい訪問給食」（16.5%）の順でした。在宅福祉サービスについては、認知度、利用意向とも決して高い数字とはいえない状況であり、今後、各サービスの周知や利用促進に努めていくことが必要です。

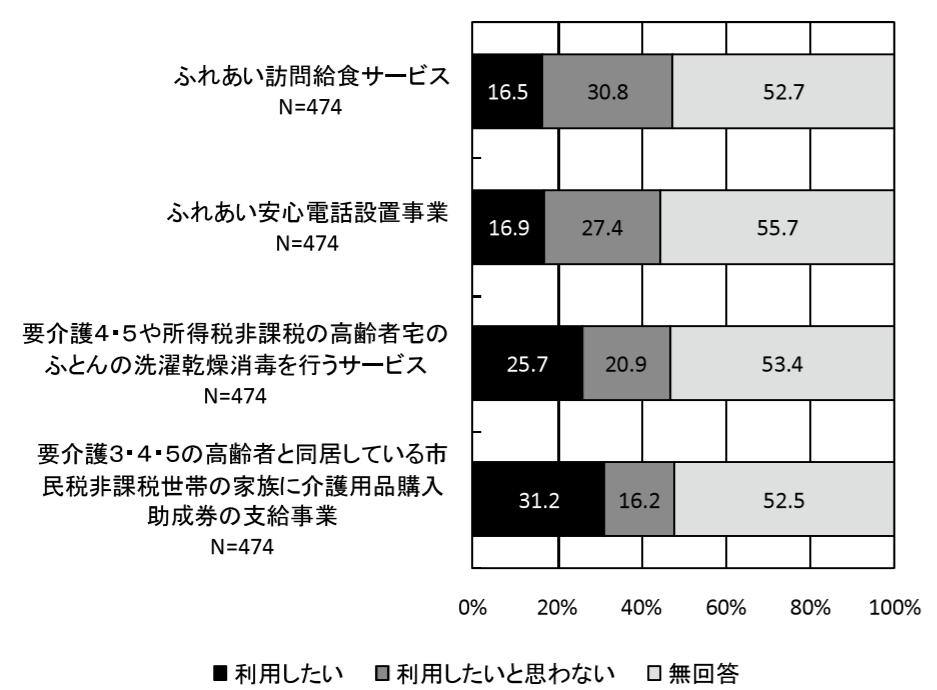
#### ■在宅福祉サービスの認知度



■よく知っている ■少し知っている □知らない □無回答

資料：介護サービスニーズ調査（平成26（2014）年）

## ■在宅福祉サービスの利用希望



資料：介護サービスニーズ調査（平成26（2014）年）

## （1）生活支援サービスの充実

### ①ふれあい安心電話設置事業

65歳以上の単身世帯で心身が虚弱なため日常生活を営む上で常時注意を要する人を対象に、緊急通報装置を設置し、日常生活上の不安を軽減するとともに、事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行います。

### ②福祉電話設置事業

所得税非課税で65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、緊急通報装置が必要な人に福祉電話の貸与を行い、安否の確認、緊急連絡等日常生活の便宜を図ることを目的として実施します。

携帯電話の普及など、情報通信に関する状況が大きく変化しており、今後の電話サービスの動向を踏まえて、事業のニーズを把握し事業継続を検討します。

### ③寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

市民税非課税で65歳以上の単身または高齢者のみの世帯、あるいは65歳以上の要介護4、5の要介護認定を受けた人に対し、在宅の要介護高齢者等の寝具の洗濯乾燥消毒を行い、寝具の衛生管理の向上を図ることを目的に実施します。

### ④高齢者日常生活用具給付事業

低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等には、火災報知機と自動消火器を給付し、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等には、電磁調理器を給付することにより、日常生活の便宜を図り、安全・安心な生活を送ることができるよう支援します。

### ⑤生活管理指導短期宿泊事業

社会適応が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等の空き部屋を利用した一時的な宿泊サービスにより、養護及び生活指導を行い、支援します。

### ⑥生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者に対し、訪問により日常生活に対する指導及び支援をし、自立生活の支援をします。

### ⑦ふれあい訪問給食サービス事業

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯に対し、栄養確保と安否確認を行うことにより、健康の保持、孤立感の解消を図ることを目的として実施します。事業の拡大に向け、市内の多様な配食・配達サービス事業者の参入を検討します。

## （2）生活支援コーディネーター※1の配置と協議体の設置・運営

地域において、介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置と運用をします。

生活支援・介護予防サービスの事業主体となるNPOや民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、生活支援コーディネーター等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場の中核となる「協議体※2」の設置・運営をします。

※1 生活支援コーディネーター

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う人のこと。

※2 協議体

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する場のこと。

### 3 在宅介護者の支援

#### 施策の方針

- 持続可能な介護保険制度の実現に向けて在宅介護者の支援を重点的に進めます。
- 多様な家族介護を支えるしくみづくりとともに、地域住民同士が支え合い、見守り合う地域社会の構築をめざします。

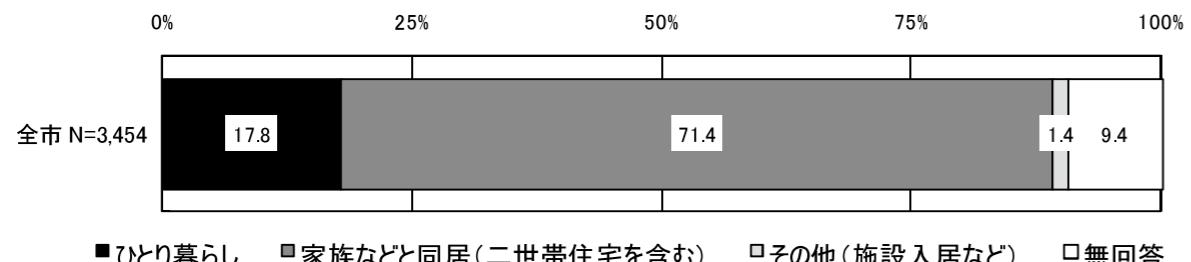
#### 主な課題

- 一般高齢者や軽度認定者においてはひとり暮らしが17.8%となっており、中・重度認定者では9.1%となっています。また、介護をしている人の年齢では、一般高齢者・軽度認定者、中・重度認定者ともに65歳以上が半数以上となっています。
- 介護をしている人において、一般高齢者・軽度認定者、中・重度認定者ともに自分が高齢や病気で介護ができなくなったときのことなど将来が不安であることや身体的な負担が大きいことなどが悩みや不安としてあげられています。また、中・重度認定者では介護をするようになり、健康状態が悪くなつたと感じられる人が身体面では49.5%、精神面では51.9%となっています。
- 在宅介護を続けるために欲しいサービスや制度について、中・重度認定者では介護用品の購入助成や介護者の休息や入院、旅行などのために預かってくれる宿泊サービスなどが求められています。
- 家族介護教室について平成24(2012)年度では124人の参加であったのに対し、平成25(2013)年度では99人と減少しています。
- 今後はひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯も増加することが見込まれ、家族介護者のいない世帯や老老介護となる世帯、また、軽度要介護者が重度要介護者を介護する状況も増加していくことが予想されます。

#### ■家族介護教室

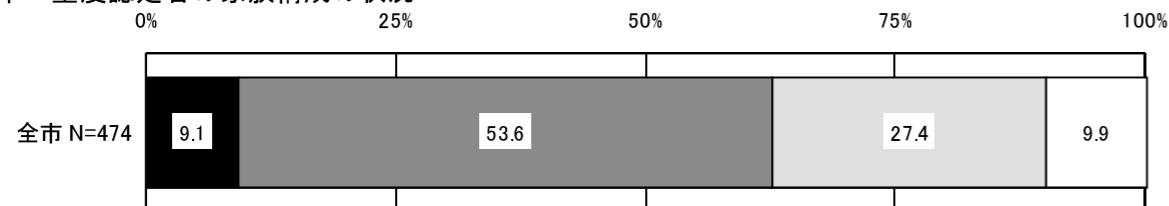
区分	平成24年度	平成25年度
参加人数（人）	124	99

#### ■一般高齢者・軽度認定者の家族構成の状況



資料：日常生活圏域ニーズ調査（平成26（2014）年）

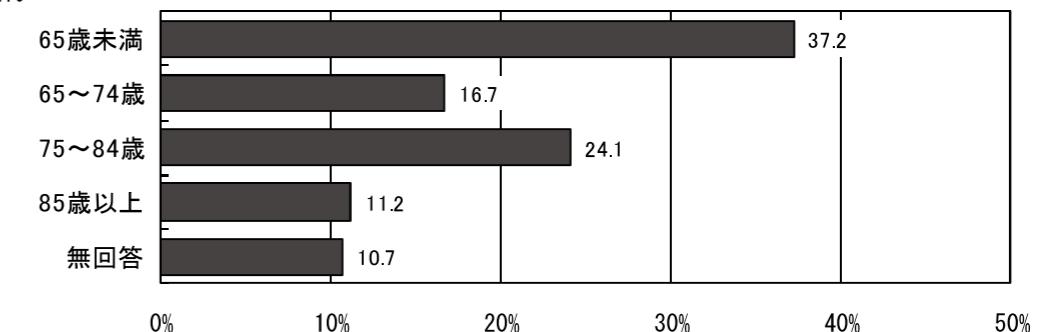
#### ■中・重度認定者の家族構成の状況



資料：介護サービスニーズ調査（平成26（2014）年）

#### ■一般高齢者・軽度認定者の主に介助している方の年齢

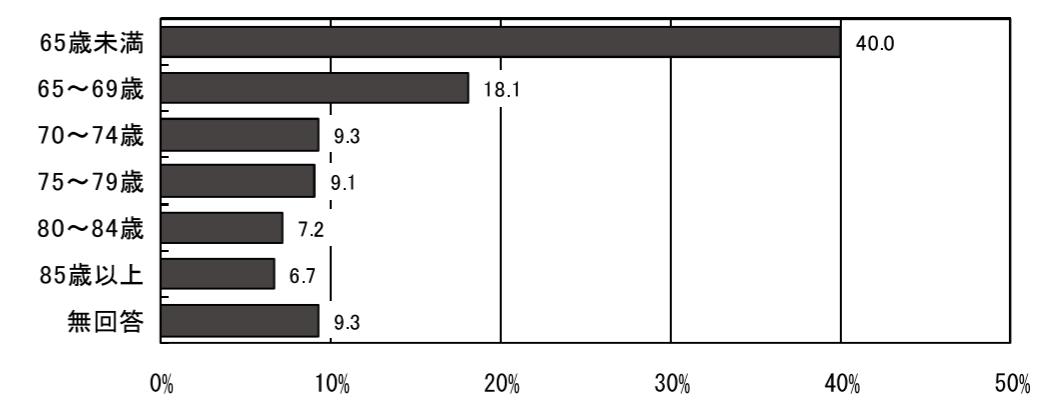
全市 N=419



資料：日常生活圏域ニーズ調査（平成26（2014）年）

#### ■中・重度認定者の主に介助している方の年齢

全市 N=474



資料：介護サービスニーズ調査（平成26（2014）年）

#### ■一般高齢者・軽度認定者の家族における介護している上の悩みや不安

全市 N=299

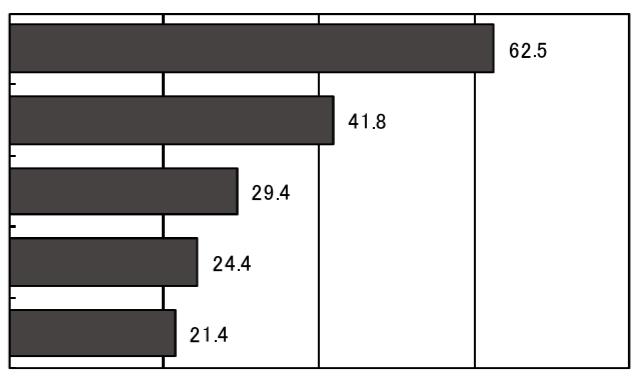
自分が高齢や病気で介護ができなくなったときのことなど将来が不安である

身体的な負担が大きい

目が離せないことが多い、精神的に疲れる

病気や用事など急に介護できなくなったときに、助けてくれる人がいない

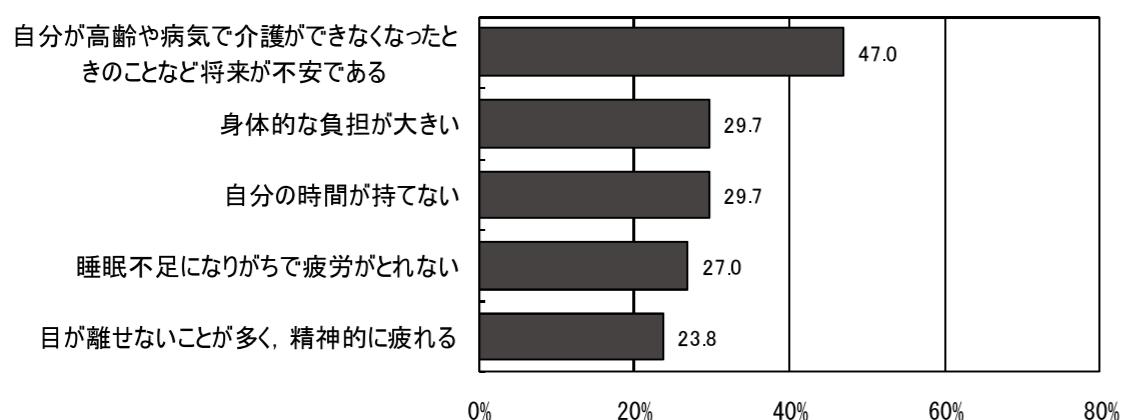
自分の時間が持てない



資料：日常生活圏域ニーズ調査（平成26（2014）年）

## ■中・重度認定者の家族における介護している上での悩みや不安

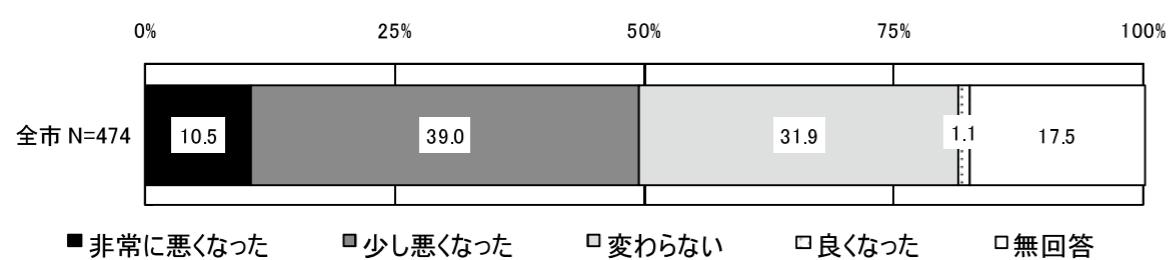
全市 N=474



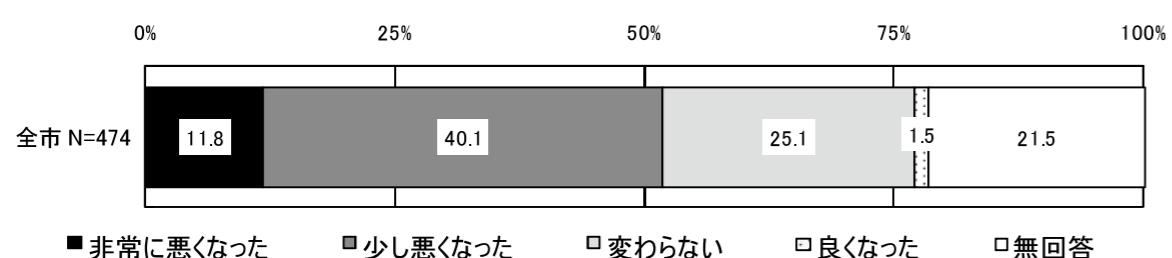
資料：介護サービスニーズ調査（平成26（2014）年）

## ■介護をするようになってから心身の健康状態の変化

### ①体（身体面）



### ②心（精神面）



資料：介護サービスニーズ調査（平成26（2014）年）

## （1）在宅介護者支援の推進

### ①介護者の精神的負担の軽減

介護をするようになって、心の健康状態が「悪くなった」と感じている人が57.5%となっており、精神的に負担を感じる介護者も少なくありません。介護の疲れやイライラが高齢者虐待の原因にもなりかねません。

介護者が、日頃の思いや悩みを吐き出せる場やリフレッシュの機会の提供、要介護高齢者と介護者を見守り支援する地域づくりを進めます。

### ②仕事と介護の両立の支援

介護のために、退職や勤務時間を減らした人がいます。介護をしながら仕事を続けることができるようなくみづくり、環境の整備を検討します。

### ③家族介護教室

実際に家族を介護している介護者などを対象に介護方法の講習や他の介護者との交流等を通して身体的、精神的な介護負担の軽減を図ります。

家族介護者が参加しやすい環境の整備に努めるとともに、ケアマネジャーとの連携を図り、介護に関する情報提供などを図ります。

### ④家族介護用品の支給

介護者の経済的負担の軽減を図るために、市民税非課税世帯で介護度の高い要介護高齢者を在宅で介護している同居家族に対して、介護用品を購入できるクーポン券を支給します。

### ⑤家族介護者交流事業

高齢者を在宅で介護している家族介護者の日頃の介護疲れを癒し、介護者同士の交流を図ることを目的として、リフレッシュの機会を提供します。

## IV 高齢者の安心・安全の確保推進

### 1 高齢者見守り活動の推進【重点】

#### 施策の方針

- 高齢者相談センター(地域包括支援センター)を中心に、三原市社会福祉協議会や、民生委員児童委員、住民組織、老人クラブ、ボランティアグループ、NPO、介護サービス事業者等、多様な団体・組織の連携による高齢者の見守りを充実・強化していきます。
- 高齢者相談センター(地域包括支援センター)において、見守りが必要な高齢者の情報を集約し、緊急時には必要な対応を行います。

#### 主な課題

- 高齢者の見守り活動として、高齢者巡回相談員(民生委員児童委員)がひとり暮らし高齢者を訪問し、相談や安否確認を行う高齢者巡回相談があります。本事業について前回策定時においては、訪問件数が4万件弱であったのに対し、平成25(2013)年度では62,270件と増加しています。現在、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などへの対応が増加しており、民生委員児童委員の増員がない中で、十分な訪問や相談ができにくい状況となっています。
- 今後も見守りの必要な高齢者世帯が増加することが予想されることから、公的なサービスや一部のボランティア等による活動だけではなく、地域での組織的な見守りや普段からの付き合いなど、地域の住民同士、高齢者同士による地域福祉の促進が重要となっています。

#### (1) サロン運営の支援（地域福祉推進コーディネーターの配置）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、定期的な訪問活動及び高齢者体操等や趣味を活かしたサロン活動を行います。

いつでも集うことのできる常設型のサロンの充実について、検討します。

地域福祉推進コーディネーターを活用し、地域のサロン活動の支援に積極的に取り組みます。

#### (2) その他の見守り活動の推進

民生委員児童委員をはじめ、訪問給食サービスや地域福祉推進コーディネーターなど、複合的、重層的な体系づくりを推進します。

##### ①高齢者巡回相談事業

高齢者巡回相談員が、ひとり暮らし高齢者を訪問し、日常生活上の相談や安否確認を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、支援を行います。

#### ②地域見守り推進事業

住民組織や地区社協、民生委員児童委員が連携し、地域住民が福祉推進員(見守りサポートー)となり、見守りを希望する高齢者等に対し、日常の見守り活動を行います。また、この取組の拡充を支援します。

#### ③地域住民グループ支援事業

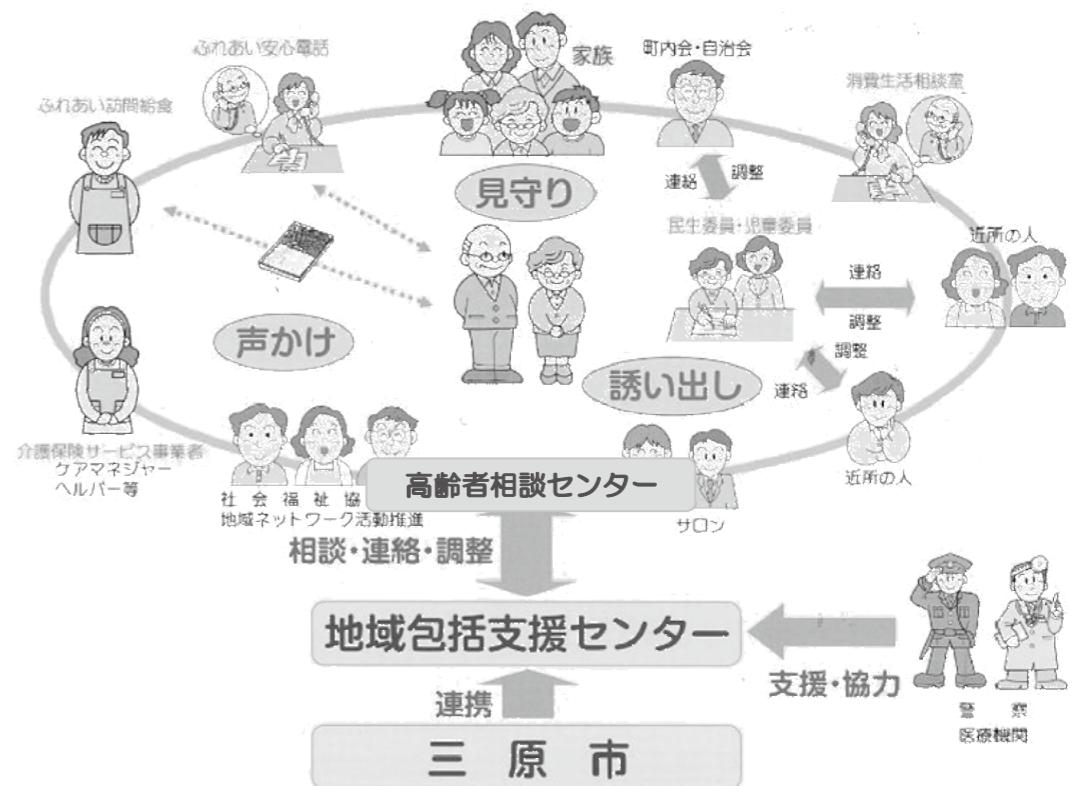
ボランティアで介護予防や仲間づくりに関する活動を行おうとする地域住民の自主グループ(ふれあいいきいきサロン)の立ち上げ・育成の支援を行っています。支援者確保、内容の充実、世代交代などの課題に取り組みながら、住民の支え合い活動を継続して推進します。

支援の担い手の高齢化も進んでおり、子育て世代、障害のある人などのサロンも支援とともに、地域福祉推進コーディネーターの配置などによる運営支援に努めます。

#### ④郵便局等との地域見守り協定

平成26(2014)年11月に市内郵便局と見守りの協定を締結しました。今後も、重層的な見守り体制を推進していくため、各種団体との見守り体制の構築を推進します。

#### ■地域で支える高齢者の見守りネットワーク



## 2 高齢者の権利擁護

### 施策の方針

- 高齢者の意思を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援に努めます。
- 認知症高齢者等やその家族等に対し、日常生活やサービス利用に必要な権利擁護事業のPR及び利用促進を図ります。

### 主な課題

- 高齢者虐待防止事業について相談通報件数(養護者による虐待相談件数・虐待と確定した人数)は平成24(2012)年度では70件、平成25(2013)年度では58件となっています。
- 高齢者虐待防止事業では、市と高齢者相談センター(地域包括支援センター)が連携し、高齢者虐待への対応を行っています。一方で、介入・支援の難しい経済的虐待が増加しており、対応する職員のスキルアップが必要となっています。
- これまで相談支援につながっていなかった要相談者について、早期発見、早期支援を行い、高齢者の権利と人権を守ることが求められています。
- 権利擁護事業では、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等に対し、日常金銭管理サービスや預金通帳等の書類を預かる管理サービスを行っています。本事業では利用者の抱える問題が複雑化しているケースが増加してきています。
- 成年後見制度利用支援事業では、成年後見制度の必要性と具体的な活用方法について、講演会等を通じて市民に周知していますが、成年後見制度の認知度が低い状況です。高齢者の関心の高い講演会に成年後見制度の内容を盛り込むなど、引き続き市民に広く周知する必要があります。

#### ■高齢者虐待防止事業

区分	平成24年度	平成25年度
相談・通報件数(件)	70	58

### (1) 高齢者虐待防止策の推進

高齢者虐待への対応については、市と高齢者相談センター(地域包括支援センター)が連携して、的確かつ迅速な対応を行います。

三原市高齢者虐待防止ネットワーク協議会において、虐待防止等の施策を実施するための連携強化を図ります。

また、虐待対応が、虐待者・被虐待者の両者の支援を行うものであることの周知、啓発を行うとともに、虐待が疑われる場合に、警察、市及び高齢者相談センター(地域包括支援センター)へ通報するよう、地域住民に促します。

そのほか、介護施設職員による虐待を防ぐために、介護施設を対象に、虐待にあたる行為の周知に努めるとともに、職員に求められる職業倫理や知識、技術について指導を行います。

虐待情報に対し、適切な対応がとれるように、職員のスキルアップを図るとともに、警察等の関係機関との連携を深め、三原市高齢者虐待防止支援計画(高齢者虐待防止対応マニュアル)の確実な執行に努めます。

高齢者虐待防止研修会に多くの職員が参加できるよう、開催時期や研修内容の工夫に努めます。

### (2) 権利擁護の体制強化

#### ①権利擁護事業(かけはし)

三原市社会福祉協議会において、広島県社会福祉協議会から権利擁護の一部を受託し、日常金銭管理サービスや預金通帳等の書類を預かる管理サービスを提供しています。

今後も引き続き、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等ができる限り地域で自立した生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。

広島県社会福祉協議会のパンフレットの活用や地域の事例の検討を進め、関係機関との役割分担や担当職員のノウハウが蓄積できる体制を整えます。

#### ②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の必要性と具体的な活用方法について理解を図り、必要な市民が利用できるよう、講演会等の様々な機会を捉え普及啓発を行います。

また、親族がいない場合は、市長申し立てによって適切に対応します。

#### ③消費生活相談事業

高齢者人口の増加やひとり暮らし高齢者の増加などを背景に、高齢者を狙った悪徳商法・詐欺等の多様化が進み、高齢者の消費生活相談件数は年々増加傾向にあります。今後、地域の見守り体制の整備と併せて、啓発活動を重点的に取り組んでいきます。

#### ④権利擁護センター設置の検討

地域福祉計画との整合を図り、権利擁護センターの設置の検討についての研究を行い、設置に向けて市民との協働により検討します。

### 3 安全環境の整備

#### 施策の方針

- 高齢化率の上昇に伴い、高齢者に関する交通事故は今後も増加することが懸念されます。高齢者への安全対策はもとより、市民全体で安全運転を心掛ける意識の向上を図る必要があります。
- 高齢者をはじめ誰もが安心して安全に暮らせるように、交通安全対策、防犯・防災対策、公共施設のバリアフリー化、交通体制の整備、外出支援を推進します。

#### 主な課題

- 高齢者が関わる事故は後を絶たず、死亡事故者数の割合は増加傾向にあります。
- 振り込め詐欺や悪徳商法など高齢者が巻き込まれる詐欺が多発しており、犯罪情報等を提供し、被害に遭わない環境づくりを進めていく必要があります。
- 三原市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時における避難行動要支援者への避難支援体制を進めていますが、市民にさらなる周知・理解の促進を図っていく必要があります。

#### (1) 交通安全対策の推進

高齢者の免許保有者の増加等に伴い、高齢者の交通安全対策を三原警察署、老人クラブ等との連携を図りながら推進します。

#### (2) 防犯・防災対策の推進

##### ①防犯情報の提供体制の充実

市内における犯罪認知件数に占める高齢被害者の割合は1割程度にとどまっていますが、振り込め詐欺や悪徳商法など、犯罪が複雑化、多様化する中で、高齢者がそのターゲットになる可能性は高いと想定されます。

振り込め詐欺や悪徳商法から高齢者を守るために、防犯関係団体の取組を支援し、啓発チラシ・パンフレットの回覧などによる犯罪情報の提供を行っていますが、新たな手口による犯罪情報を迅速に提供する等、犯罪情報の提供体制の一層の充実を図っていきます。

##### ②避難行動要支援者の避難支援に対する取組

三原市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時の支援活動が円滑に行われるよう、自力で避難することが困難で支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成・整理しています。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、多くの高齢者が震災の犠牲となり、改めて防災意識の啓発や、防災体制の重要性が認識されました。

避難行動要支援者名簿の整備・活用で、実行性ある避難支援がなされるよう地域における高齢者見守り体制の構築、町内会・自治会、自主防災組織等地域全体で避難誘導、情報伝達、避難支援等のできる体制づくりに努めます。

#### (3) 消費者対策の推進

高齢者や認知症の人などを狙う詐欺や、聞き間違などによる消費者トラブルが増加していることから、市相談窓口において、消費者トラブルの発生防止に向けた啓発を推進するとともに、高齢者の立場に立った迅速な相談の対応に努めます。

また、被害が発生した場合には速やかに地域への連絡を行うとともに、広報・ホームページ等に事例を掲載するなど、被害の再発防止に努めます。

#### (4) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

三原市交通バリアフリー基本構想において、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、その他の特定事業を行っており、各事業は特定事業者により事業計画が定められています。

高齢者や障害のある人の社会参加促進に向けて、市内の公共施設のバリアフリー化を推進します。

#### (5) 外出支援の推進

三原市地域公共交通総合連携計画に基づき、路線バス利用不便地区において、地区内交通手段の確保など、高齢者や障害のある人など市民ニーズを踏まえたうえで、利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

70歳以上の高齢者に市内運行バスの優待乗車証や定期旅客船の優待乗船券を交付します。





### (3) 介護保険施設サービス

介護保険施設については、おおむね計画通りの推移となっています。

		(単位:年間延べ人数、年間給付費)		
		平成24年度		平成25年度
		計画	実績	進捗率
介護老人福祉施設	人数	4,620	4,667	101.0%
	給付費(千円)	1,164,264	1,154,834	99.2%
介護老人保健施設	人数	4,932	4,996	101.3%
	給付費(千円)	1,283,246	1,287,900	100.4%
介護療養型医療施設	人数	2,148	2,324	108.2%
	給付費(千円)	773,277	804,777	104.1%
		773,277	811,153	104.9%

## 2 介護サービスの基盤整備

### (1) 施設・居住系サービスの見込み

介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数については、第5期計画期間中における利用者数の推移や、今後の施設の増加及び認定者数の伸びを勘査して推計しました。

#### ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホームについては、入所申込者の増加等に対応するため、第6期計画期間中に介護老人福祉施設10人分、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護29人分を整備します。

#### ●施設・居住系サービス利用者数

(単位:月あたり人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1)居宅(介護予防)サービス					
特定施設入居者生活介護	要支援	22	23	23	27
	要介護	95	97	97	103
(2)地域密着型(介護予防)サービス					
認知症対応型共同生活介護	要支援	1	1	1	1
	要介護	125	125	125	161
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		97	111	126	139
(3)施設サービス					
介護老人福祉施設		429	434	439	473
介護老人保健施設		462	462	462	503
介護療養型医療施設		194	194	194	194



### (3) 地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）の各サービスの利用者数については、これまでの実績と今後の施設の増加を勘案して推計しました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、1事業所がサービス提供していますが、要介護者の在宅生活支援のため、各日常生活圏域で提供できるよう事業者の参入を見込みます。

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、平成26（2014）年度の状況で定員に達していないことから、整備は見込みません。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、医療対応が必要な要介護者が増えているという状況を踏まえて、第6期計画中に2事業所の整備を見込みます。

#### ● 地域密着型介護サービスの利用量

（単位：月あたり人数、月あたり回数）

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61	87	110	126	134
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	215	231	252	296	360
人数(人)	23	24	25	29	32
小規模多機能型居宅介護	292	333	344	380	405
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	50	50	50	50
地域密着型通所介護(仮称)	0	1,783	1,814	1,918	1,980
回数(回)	0	184	187	197	201
人数(人)	0	184	187	197	201

#### ● 地域密着型介護予防サービスの利用量

（単位：月あたり回数、月あたり人数）

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
介護予防認知症対応型通所介護	19	13	14	33	34
回数(回)	2	2	2	4	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	26	32	32	44	45
人数(人)					

### (4) 地域支援事業の概要

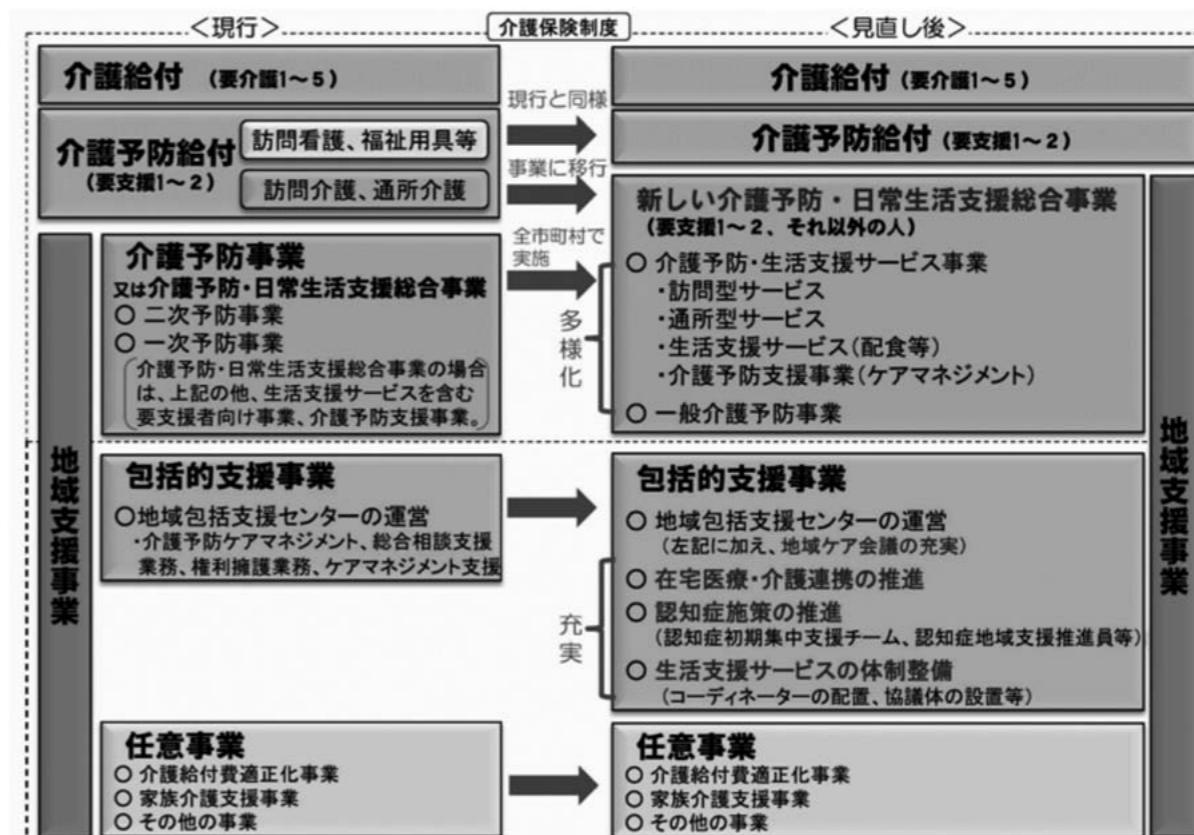
地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。地域支援事業には、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つがあります。

第6期からは要支援1及び要支援2の人の訪問介護サービスと通所介護サービスが、地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の施行期日は平成27年4月1日となっていますが、介護予防・生活支援サービスの体制整備等を進め、円滑な制度移行を行うことができるよう、市町村による実施は平成29年3月まで猶予できることとされています。

本市では、平成29年度から事業開始予定です。

#### ■ 地域支援事業の構成



厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(案)」より抜粋







所得段階別の加入割合及び加入者数は次のとおりです。

【所得段階別加入割合と加入者数】

	基準所得 金額	基準額に 対する割合 (軽減後)	加入 割合	所得段階加入者数(人)		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人、又は生活保護の受給者、又は市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.45)	16.6%	5,213	5,281	5,323
第2段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.68	8.9%	2,804	2,841	2,864
第3段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	0.75	9.3%	2,907	2,945	2,968
第4段階	市民税非課税世帯で世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	11.5%	3,606	3,653	3,683
第5段階	市民税非課税世帯で世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00	15.5%	4,871	4,935	4,974
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	13.9%	4,347	4,404	4,439
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	12.8%	4,018	4,070	4,102
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	7.3%	2,288	2,318	2,337
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.70	2.1%	647	656	661
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.85	1.2%	367	371	375
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の人	2.00	1.0%	307	311	313

## 4 制度の円滑な運営のためのしくみ

### (1) 介護保険サービスに携わる人材の確保

#### ①人材確保に向けたPRの実施

官民協働により、福祉・介護の職場に対するイメージアップに努めるとともに、正確な情報を周知し、社会的な役割ややりがいなど、介護の魅力のPRに努めます。

#### ②人材確保に向けた各種研修の実施

介護者、介護ボランティアから介護職員までが、それぞれの立場で介護知識・技術の向上が図られるよう関係機関との連携により、各種研修への支援に取り組みます。

#### ③福祉教育の推進

10年後の福祉を担う若者に対し、福祉・介護への関心を高めもらうとともに、高齢化による社会構造の変化に対応できるよう、学校教育の中で福祉・介護について学ぶ機会をつくるため関係機関等との連携を図ります。

### (2) 低所得者対策の推進

#### ①保険料の軽減

介護保険料の段階設定については、低所得者への配慮等の観点から、所得に応じた負担割合の設定を行っています。また、世帯非課税の被保険者に対しては、公費による保険料負担の軽減があります。

#### ②利用者負担の軽減

介護サービスの利用料については、過大な負担とならないよう、法令等に基づき、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、介護保険施設入所の場合の食費・居住費の軽減など利用料の減免制度を継続します。

### (3) 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化は、利用者にとって適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費及び介護保険料の増大の抑制につながり、将来にわたって持続可能な制度の運営を支えるための重要な取組です。

本市においても要支援・要介護者の増加に伴い、介護サービスの需要量は増大しており、利用者に対する適切な介護サービスを確保することは必要です。また、50%を保険料負担としている介護給付費において、過剰な利用などの不適切な給付の削減を図るとともに、介護報酬請求の適正化などにより、制度の信頼感を高めることが求められています。

事業名	事業概要	第6期計画目標
①認定調査票の点検	認定調査の平準化のため、介護保険認定調査票の内容を点検し、不備等について当該調査員に確認します。必要に応じて修正等を行い、スムーズに介護認定審査会につながるように努めます。	継続
②認定審査の平準化	介護認定審査会における審査判定の平準化が図られるよう引き続き研修を実施するとともに、合議体間の意見交換を行い、適正な審査・判定が行われるように努めます。	研修2回／年
③ケアプランの点検	居宅介護（予防）支援事業所を訪問し、利用者のケアプランが利用者の心身の状態や環境等を考慮した適切なものとなっているかをケアマネジャーとともに確認します。また、介護給付適正化システムにより、要介護認定結果と給付状況を突合し、給付の矛盾性を検証し、ケアマネジャーと協議しながらケアプランの質の向上を支援します。	ケアプラン点検 10件／年
④住宅改修実態調査	住宅改修に際し、利用者の居宅を訪問し確認することで、適切な改修であるかケアマネジャーと確認します。	10件／年
⑤福祉用具購入・貸与に関する実態調査	福祉用具の利用者に対して、居宅を訪問し利用状況を確認することで、利用者にとって必要なものであるかケアマネジャーと確認します。	10件／年
⑥地域密着型サービス事業所への指導・監査等	地域密着型サービスは市が指定・監督権限を持っていることから、実地指導や集団指導を実施し、適正にサービスが給付されるよう法令等の遵守について指導します。	実地指導 10件／年 集団指導 1件／年
⑦介護報酬請求の適正化	広島県国民健康保険団体連合会からの資料をもとに、医療保険給付と介護保険給付の重複受給の確認、介護保険給付内の重複受給、誤請求などを確認し、過誤調整等をします。	継続
⑧介護給付費通知	利用者が、自分の利用したサービスが適正に事業所から請求されているか確認するために、給付費通知を利用者に送付します。	2回／年

## VI 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制の整備

三原市総合保健福祉計画推進等委員会において、介護保険事業の運営について協議するとともに、地域包括ケア体制に向けたネットワークの形成・推進について協議する組織として地域包括ケアネットワーク会議（仮称）の設置を検討します。また、計画の推進、次期計画に向けた課題や重点施策について、両組織からの提案や意見を尊重しながら計画の推進を図ります。

### 2 介護保険事業の進捗状況等の把握

介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況等について、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けたニーズ調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

### 3 住民への広報・啓発

本計画の推進に向けては、一般高齢者や要介護認定者等をはじめ、広く市民に介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者等の情報を提供していく必要があります。そのため、本計画策定後については、広報や市のホームページ等での計画内容の概要紹介や、新たな事業・制度の利用方法、申請方法等の情報提供をはじめ、各種事業を通じて、広報活動に努めます。

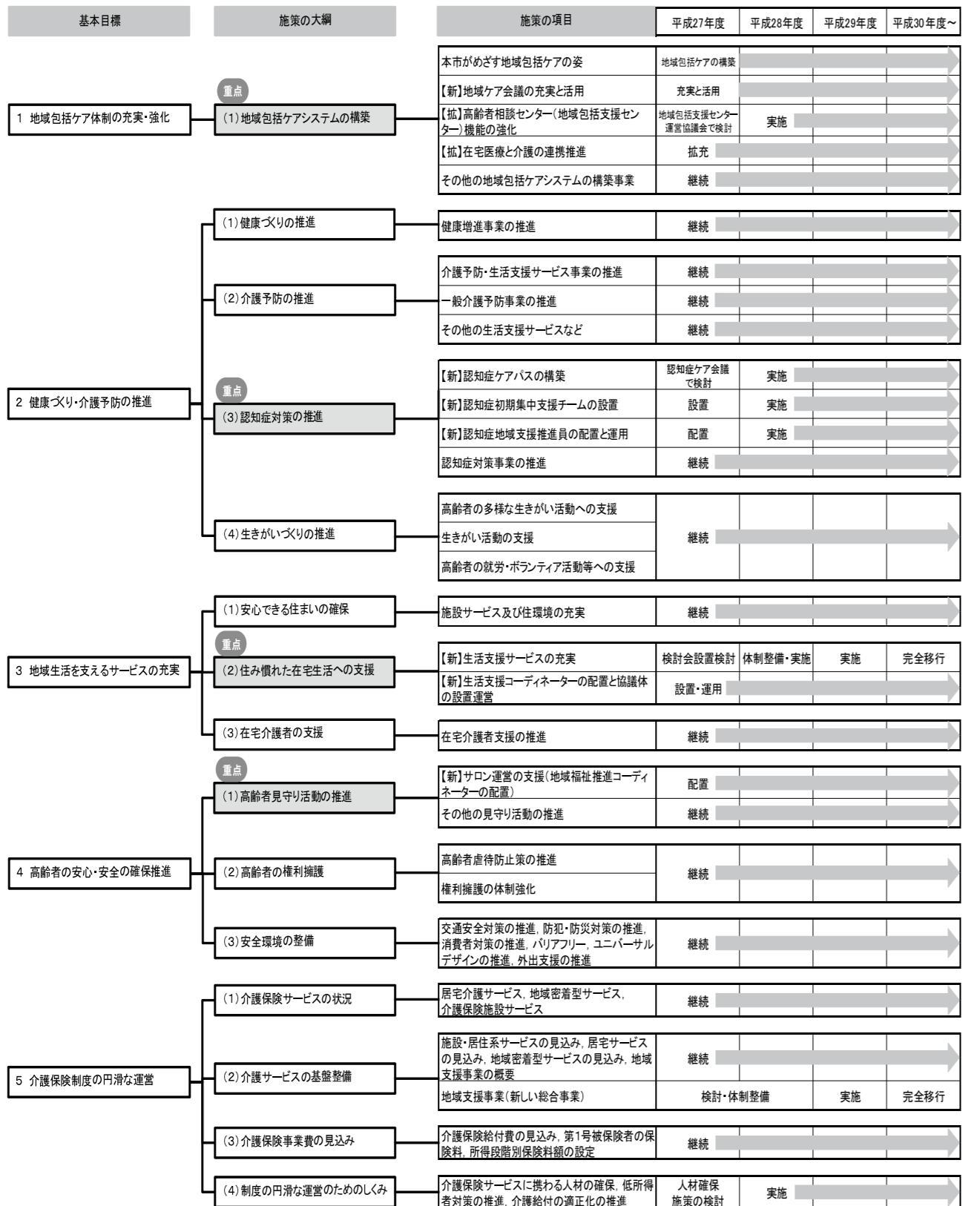
## **2 三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿**

### **1 策定経過**

年月日	内 容
平成26年 5月29日	第1回三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催 策定の概要、アンケート調査について説明
6月16日～ 6月30日	日常生活圏域ニーズ調査・介護保険ニーズ調査の実施 三原市医師会、三原市歯科医師会及び三原市薬剤師会会員アンケート調査の実施 サービス事業管理者調査・サービス事業従事者調査の実施
10月2日	第2回三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催 前回計画の進捗状況の確認、アンケート調査の報告、骨子案の検討
11月27日	第3回三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催 素案の検討
平成27年 1月5日～ 1月30日	パブリックコメントの実施
2月25日	第4回三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催 原案の承認

1	住民自治組織代表	井上 裕
2	住民自治組織代表	和氣 泰臣
3	学識経験者代表（県立広島大学）	金子 努
4	東部厚生環境事務所	大空 淳一
5	三原市医師会	戸谷 和夫
6	三原市歯科医師会	船木 洋治
7	三原市薬剤師会	森広 亜紀
8	三原市民生委員児童委員連合協議会	江曾 末光
9	三原市社会福祉協議会	永井 修治
10	三原商工会議所	後藤 和之
11	三原市シルバー人材センター	後藤 正文
12	介護保険福祉施設	國廣 隆
13	三原市地域包括支援センター	若林 裕旨
14	三原市老人クラブ連合会	北村 宗一
15	公募委員	南方 順子

### 3 地域包括ケアシステムの実現に向けたロードマップ



### 4 用語解説

#### ■法定サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの身体介護や必要に応じて食事の準備、掃除などの生活援助を行います。また要介護1以上の認定の方で外出が困難な人などには、通院等のために車の乗り降りを中心とした「通院等の乗降介助」があります。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行います。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれ予防のためのケアを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問して、機能回復訓練などを行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。
通所介護(デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。また、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などのサービスを選べます。
通所リハビリテーション(デイケア)	日帰りで医療機関や介護老人保健施設に通い、入浴や食事の提供のほか理学療法士や作業療法士などによる機能回復訓練などを行います。また、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などのサービスを選べます。
短期入所生活介護(ショートステイ)	短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、介護や日常生活の世話を受けます。
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	短期間、介護療養型医療施設などに入所して、日常生活の介助のほか、医療や必要な機能訓練を受けます。
福祉用具貸与	日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。使用期間をあらかじめ限定し、定期的にその必要性を見直しています。
特定福祉用具購入費	入浴や排せつの時に使う腰掛け便座や入浴補助用具などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
住宅改修	自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすいよう、段差の解消、手すりの取付けなど、住宅の改修を行ったときにその費用の一部を支給します。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している人が、施設で食事や入浴などの介護や日常生活の世話などの提供を受けます。
居宅介護支援	ケアマネジャー(介護支援専門員)が、要介護認定の申請代行や介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡調整を行います。
介護予防支援	要支援1または要支援2の認定を受けた方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、通報による24時間随時対応を行うサービスです。
<b>夜間対応型訪問介護</b>	介護を必要とする人が24時間安心して生活できるよう、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報を受け随時対応する訪問介護を組み合わせて行うサービスです。
<b>認知症対応型通所介護</b>	認知症の要介護者がデイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事の介助、機能訓練などを受けます。
<b>小規模多機能型居宅介護</b>	家庭的な小規模の施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の世話を受けます。
<b>認知症対応型共同生活介護</b>	認知症の症状のある人が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練を行います。
<b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう指定を受けた定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
<b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b>	定員29人以下の特別養護老人ホームです。施設では、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結びつきを重視した運営が行われます。
<b>看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)</b>	医療依存度の高い要介護者に対し、従来の小規模多機能型居宅介護の形態に訪問看護の機能を付加した、「泊まり」「通い」「訪問介護」「訪問看護」の多機能サービスを提供します。
<b>介護老人福祉施設</b>	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所して、日常生活の介助などを受けます。
<b>介護老人保健施設</b>	病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする人が入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けます。
<b>介護療養型医療施設</b>	長期にわたる療養が必要な人が介護体制の整った医療施設に入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けます。

## 第6期三原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発行年月：平成27（2015）年3月

発行・編集：広島県 三原市保健福祉部 高齢者福祉課

〒723-0014 広島県三原市港町3丁目5番1号

T E L 0848-67-6055 F A X 0848-67-2130